

平成26年 6 月宮崎県定例県議会  
環境農林水産常任委員会会議録  
平成26年 6 月18日～19日

場 所 第4委員会室



平成26年6月18日(水曜日)

午前9時59分開会

会議に付託された議案等

○議案第1号 平成26年度宮崎県一般会計補正  
予算(第1号)

○議案第7号 公の施設に関する条例の一部を  
改正する条例

○議案第8号 宮崎県環境影響評価条例の一部  
を改正する条例

○議案第10号 工事請負契約の変更について

○報告第1号 専決処分の承認を求めること  
について(平成25年度宮崎県一般  
会計補正予算(第5号))

○報告事項

- ・損害賠償額を定めたことについて(別紙1)
- ・平成25年度宮崎県繰越明許費繰越計算書(別  
紙3)
- ・平成25年度宮崎県事故繰越し繰越計算書(別  
紙4)

○環境対策及び農林水産業振興対策に関する調  
査

○その他報告事項

- ・宮崎県水源地域保全条例に係る事前届出制度  
等について
- ・公の施設の指定管理者の指定について
- ・平成25年度「大気及び水質の測定結果」等  
について(概要)
- ・建設工事における指名競争入札の平成25年度  
の試行結果及び平成26年度の取組について
- ・乾しいたけ品評会等について
- ・宮崎県農業科学公園及び県立農業大学校農業  
総合研修センターへの指定管理者制度導入に  
ついて

- ・燃油価格高騰の影響と対策について(施設園  
芸・水産業)
- ・建設工事における指名競争入札の平成25年度  
の試行結果及び平成26年度の取組について
- ・豚流行性下痢(PED)の発生状況等につい  
て

出席委員(8人)

委 員 長	内 村 仁 子
副 委 員 長	清 山 知 憲
委 員	緒 嶋 雅 晃
委 員	蓬 原 正 三
委 員	丸 山 裕 次 郎
委 員	井 上 紀 代 子
委 員	重 松 幸 次 郎
委 員	前 屋 敷 恵 美

欠席委員(なし)

委員外委員(なし)

説明のため出席した者

環境森林部

環 境 森 林 部 長	徳 永 三 夫
環 境 森 林 部 次 長 ( 総 括 )	福 田 裕 幸
環 境 森 林 部 次 長 ( 技 術 担 当 )	森 房 光
部 参 事 兼 環 境 森 林 課 長	川 添 哲 郎
みやざきの森林 づくり推進室長	西 山 悟
環 境 管 理 課 長	上 山 伸 二
循 環 社 会 推 進 課 長	神 菊 憲 一
自 然 環 境 課 長	水 垂 信 一
森 林 経 営 課 長	那 須 幸 義
山 村 ・ 木 材 振 興 課 長	福 満 和 徳

みやぎスギ  
活用推進室長

石田良行

事務局職員出席者

議事課主査 松本英治

議事課主査 大山孝治

農政水産部

農政水産部長

緒方文彦

農政水産部次長  
(総括)

興梠正明

農政水産部次長  
(農政担当)

郡司行敏

農政水産部次長  
(水産担当)

山田卓郎

畜産新生推進局長

中田哲朗

部参事兼  
農政企画課長

向畑公俊

ブランド・  
流通対策室長

甲斐典男

地域農業推進課長

大久津浩

連携推進室長

戎井靖貴

営農支援課長

後藤俊一

農業改良対策監

児玉良一

食の消費・  
安全推進室長

和田括伸

農産園芸課長

日高正裕

農村計画課長

原守利

畑かん営農推進室長

甲斐康真

農村整備課長

河野善充

水産政策課長

成原淳一

漁業・資源管理室長

田原健

漁村振興課長

日向寺二郎

漁港整備対策監

川越克彦

畜産振興課長

坊園正恒

家畜防疫対策課長

久保田和弘

工事検査監

竹下裕一郎

総合農業試験場長

井上裕一

県立農業大学校長

山内年

水産試験場長

神田美喜夫

畜産試験場長

西元俊文

○内村委員長 ただいまから環境農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。日程につきましては、お手元に配付いたしました日程案のとおり行うこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 御異議なしと認めます。それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前9時59分休憩

午前10時2分再開

○内村委員長 それでは、おはようございます。ただいまから委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○徳永環境森林部長 おはようございます。環境森林部でございます。本日はよろしく願いいたします。

説明に入ります前に、お礼と御報告を申し上げます。

まず初めに、先月、串間市で行われました全国山菜サミット、また、先週、宮崎市で開催されました日本木材青壮年団体連合会の全国大会につきましては、内村委員長、緒嶋会長を初めといたします森林・林業活性化議員連盟の方々にも御出席をいただき、まことにありがとうございます

いました。おかげをもちまして、両行事とも盛大に終了することができました。今後とも、委員の皆様には御支援、御協力をよろしくお願いをしたいと思います。

次に、今月3日から4日にかけての大雨の災害状況でございますが、今回、西臼杵、東臼杵、児湯地区、県北を中心といたしまして、治山、林道、それから製材工場等に被害が生まれて、のり面の崩壊、それから製材機械の浸水など15件ほどの被害が出ております。現在、調査中ございまして、詳細、金額等明らかになりましたら、また再度、委員会へ御報告いたしたいというふうに思いますし、また、早期の復旧に部挙げて対応したいと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、座って説明をさせていただきます。

お手元に配付しております「環境農林水産常任委員会資料」の表紙をごらんいただきたいと思います。

本日の説明事項は、予算議案が1件、特別議案が2件、報告承認事項が2件、報告事項が2件、その他報告事項が5件であります。

まず、Ⅰの予算議案といたしまして、議案第1号「平成26年度宮崎県一般会計補正予算(第1号)」についてであります。これにつきましては、後ほど御説明をいたします。

次に、Ⅱの特別議案といたしまして、議案第7号「公の施設に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第8号「宮崎県環境影響評価条例の一部を改正する条例」についてであります。

次に、Ⅲの報告承認事項といたしまして、森林環境税基金積立金の補正及び産業廃棄物税基金積立金の補正につきまして、専決処分の承認をお願いするものであります。

Ⅳの報告事項は、平成25年度繰越明許費及び

事故繰越につきまして報告するものでございます。

Ⅴのその他報告事項は、宮崎県水源地域保全条例に係る事前届出制度についてなど、5項目を御報告いたします。

それでは、1ページをお開きください。

この表は、議案第1号に関する歳出予算を課別に集計したものでございます。

今回の補正につきましては、一般会計で表の中ほど、補正額Bの列の小計の欄にございまして、1億1,057万3,000円の増額をお願いしております。補正後の一般会計予算額は、補正後の額のCの列の小計にございまして258億9,964万5,000円となります。

この結果、補正後の予算総額は、一般会計と特別会計を合わせまして、同じくCの列の一番下、合計欄にありますとおり264億3,876万2,000円となります。

私からの説明は以上であります。各説明事項の詳細につきましては、それぞれの担当課長が御説明申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○那須森林経営課長 森林経営課でございます。当課の6月補正予算について御説明をいたします。

説明は、別途配付されております横書きのA4冊子、「歳出予算説明資料」でさせていただきます。その29ページをお開きください。

今回の補正予算は、1行目の一般会計の欄の表の左から2列目の補正額にありますように、1億1,057万3,000円の増額をお願いしております。

この結果、森林経営課の補正後の予算額は、右から3列目にありますように89億4,355万9,000円となります。

それでは、補正内容について御説明いたします。

まず、ページの上から5行目にあります(事項)森林整備地域活動支援交付金事業費で1億1,007万3,000円の増額をお願いしております。この事業は説明欄にございますように、林業施業の集約化の推進に必要な森林経営計画の作成などの地域活動を支援するもので、国からの交付金を基金造成して行う事業であります。今回、国庫補助決定に伴い既存の基金に積み増しを行うもので、財源内訳にあります国庫支出金1億1,000万円と、その他特定にあります基金造成に係る利子7万3,000円をお願いしております。

次に、その下の(事項)林業技術センター管理運営費で50万円の増額をお願いしております。これは、独立行政法人森林総合研究所から50万円の委託を受けて、コンテナ苗の育苗技術について試験研究を行うものであります。

補正予算については以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

続きまして、特別議案についてであります。恐れ入りますが、常任委員会資料の2ページをお開きください。議案第7号「公の施設に関する条例の一部を改正する条例」であります。

1の改正理由であります。美郷町の地方自治区の廃止による字名の変更に伴いまして、公の施設であります県林業技術センターの位置情報を変更するものであります。

具体的には、2の改正内容であります。県林業技術センターの位置の項目で、下線を引いている箇所、「西郷区田代」を「西郷田代」に改めるものであります。

森林経営課からは以上であります。よろしく御願いたします。

○上山環境管理課長 それでは、委員会資料の

3ページをお開きください。

議案第8号「宮崎県環境影響評価条例の一部を改正する条例」について御説明をいたします。

1の改正理由ですが、環境影響評価法の改正を受け、県の条例におきましても、法改正の趣旨を踏まえた所要の改正を行うものであります。

2のこれまでの経緯ですが、平成24年4月に改正法が一部施行され、25年4月に完全施行されましたが、県におきましては、特に下線の配慮書手続を導入するかにつきましては慎重に判断する必要があると考え、完全施行後の対象事業の取り扱い等を踏まえまして、平成26年3月に条例の改正内容を宮崎県環境審議会に諮問し、異議がない旨の答申を受けたところでございます。

次に、3の改正内容ですが、(1)及び(2)に記載のとおり、法の改正を受け条例を改正する部分としない部分に分かれております。

内容につきましては、資料の5ページをお開きください。

今回の改正を受けまして、赤の部分が条例改正を行う部分、青の部分が改正を行わない部分であります。この表につきましては、環境影響評価の手続の流れを示している表なんですけれども、まず、改正を行う部分ですが、中ほどの方法書段階におけます要約書の作成や説明会の実施、電子縦覧、その下の準備書及び評価書段階での電子縦覧であります。これらはいずれも情報公開の拡充でありますので、条例を改正し、同様の手続を導入することといたしました。

次に、改正しない部分ですけれども、まず、一番下の報告書の手続は、既に県の条例において導入済みでありますので、改正の必要がなかったものでございます。

次に、一番上の配慮書の手続ですが、これは

事業計画の立案段階において、事業の位置や規模などについて複数の案を設定し、環境影響の比較検討を行うものであります。

資料の6ページをごらんください。

この表は、法律及び条例の対象事業、規模の一覧でありまして、左側に法の対象事業を、右側に条例の対象事業を示しております。

表の一番上の法対象事業の規模要件をごらんください。

今回の改正では、配慮書の手続は規模が大きい第一種事業でのみ義務化されまして、規模が比較的小さい第二種事業では事業者の任意とされております。これに対しまして、一番右にあります条例におきましては、任意である第二種事業よりも、さらに小規模な事業を対象としております。このため、国の第二種事業の動向を踏まえることといたしました。改正法が完全施行された後、第二種事業について配慮書手続が行われた事例はございませんでした。

また、条例対象事業には法の対象となっていない工場や事業場、レクリエーション施設等が含まれており、仮に導入するとした場合、その影響が法に比べ、より広範に及ぶこととなります。

以上の理由によりまして、本県の条例におきましては、現時点での導入を見送り、改正を行わないことといたしました。

委員会資料の3ページにお戻りください。一番下にございますけれども、4の施行期日は平成26年9月1日を予定しております。

続きまして、4ページの5、条例施行規則の改正であります。関連がありますので御報告をいたします。

これは、(1)の経緯にありますように、平成24年10月に法の施行令が改正されたことに準じま

して、条例の施行規則を改正するものであります。

資料の6ページをごらんください。

具体的には、赤で示していますが、法の対象事業におきまして風力発電所が追加されたものです。風力発電は、鳥類などの動物、さらには騒音などの影響が指摘されていることを踏まえまして、国においては新たに対象事業とされたところでありまして、本県におきましても同様の懸念がありますことから、条例の施行規則を改正し、対象事業とするものであります。

なお、規模要件につきましては、ほかの条例対象事業が法の第一種事業の50%以上とされていることから、5,000キロワット以上としております。

資料の4ページにお戻りください。

(1)の経緯にありますように、3月に改正内容を宮崎県環境審議会へ諮問し、審議会からは異議がない旨の答申を受けております。

また、事業者へ新たな負担をお願いする面もございますので、パブリックコメントを実施しましたが、意見等は寄せられませんでした。

(3)の施行期日は、条例改正と同じく平成26年9月1日を予定しております。

なお、委員会資料の7ページから8ページには条例改正の主な条文を、9ページには施行規則改正の主な条文をつけております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

**○川添環境森林課長** 私のほうからは、報告承認事項の専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

説明内容としましては、定例県議会提出議案に報告第1号ということで記載しておりますけれども、お手元の常任委員会の資料にまとめてお

りますので、こちらのほうで説明いたします。  
常任委員会資料の10ページをお開きください。10ページになります。

専決処分の内容は、1の(1)にありますように森林環境税基金積立金の補正でございます。これは、平成25年度の森林環境税の増収に伴いまして増額補正を行ったものです。専決補正額は、①の2行目にありますとおり268万8,000円であります。この結果、補正後の同基金への積立金は2億8,390万4,000円となっております。

環境森林課からの説明は以上でございます。

○**神菊循環社会推進課長** 続きまして、下の(2)の産業廃棄物税基金積立金の補正であります。平成25年度の産業廃棄物税の増収に伴い68万3,000円を増額補正したものであります。この結果、25年度の同基金への積立額は2億3,447万5,000円となります。

説明は以上であります。

○**内村委員長** 執行部の説明が終了しました。

議案についての質疑はありませんか。

○**緒嶋委員** 一般会計の補正の森林整備地域活性化支援交付金事業、これは具体的に、大体どういうものに主に使われておるわけですか。

○**那須森林経営課長** これは、今、第3期が平成24年度から28年度まで5カ年間を実施することになっておりますが、所有者等による計画的かつ一体的な施業を目指すために、森林経営計画の作成とか、あとは施業集約化の前提であります境界の確認、それから簡単な路網の改良等の地域活動を支援するとして、市町村への補助金として実施をしているところでございます。

○**緒嶋委員** 事業費は、ハードとソフトはどちらが多いとか。

○**那須森林経営課長** 森林経営計画の作成の支援ということで、どちらかというソフトのほ

うが大きいということです。

○**緒嶋委員** それと、次の林業技術センターのコンテナ苗、これは活着もいいし、終年、いつでも植えつけができるというようなことで、一番効率のよい、重さが増すので、運搬にはちょっと手間取るのかなと思うんですけども。これは、具体的に、今どの程度、コンテナ苗が普及してきておるわけですか。

○**那須森林経営課長** 本県で、杉の山行苗というのが約420万本、年間に生産しておりますが、そのうち、今コンテナ苗で本県で扱っておりますのが12万4,000本ということでございます。

○**緒嶋委員** やはり、将来的にはこの苗を、未植栽地の後の活着もいいし、このほうが恐らく成長もいいたろうと思うんです。これをやっばりふやすことが、未植栽地の解消を早めるというようなことにもなるんじゃないかなと思うんですけども、将来的な見通しというか、これをふやすというような方針は何か具体的に立てておられるわけですか。

○**那須森林経営課長** 今、委員の御提言のとおり、少し重量はかさみますけども、後の手入れとか成長がいいということで、非常に有望な苗木だというふうに考えておりましたし、林業センターでも研究を進めておりますし、国のほうでもコンテナ苗を推奨しようというような動きもあるようですので、この生産をふやしていきたいというふうに考えております。

○**緒嶋委員** これは、種苗組合あたりとの連携というか、それをうまくやらんといかんのじゃないかと思ってる、そのあたりの連携はうまくいってるわけですか。

○**那須森林経営課長** おっしゃるとおりで、種苗組合さん、52名の方、農協の組合さんおられるんですけども、そういうコンテナ苗、新しい

方法について連携して取り組むというふうな話で、今、話し合いを進めて動き始めているというところがございます。

○緒嶋委員 ぜひ、これは進めていただいて。やはり、宮崎県は成長もいいし、将来的には本当に循環型の林業経営という中でも、大変将来性があるだろうと。問題は値段がどうなるのかというのが、価格の問題だと思うんですが、そのあたりはどう違うわけですか。

○那須森林経営課長 普通の山行苗であれば63円から65円の間でできる状況にあります。まだこのコンテナ苗、生産量が少ないこともありまして、1本130円という状況でございます。ですから、これを大量にできるような仕組みづくりをこさえて、それから価格を引き下げていきたいというふうなことかと思えます。

○緒嶋委員 次に森林環境税ですけども、これは基金が平成18年度からスタートしたと思うんですけども、これは毎年積み立てて、それを毎年予算に組み入れて支出しておるわけですけども、この金額の中で、今年度はどのくらい予算執行する予定になつとるわけですか。

○西山みやぎきの森林づくり推進室長 森林環境税につきましては、委員おっしゃったとおりで、税として集めたものを基金に積み立てて使っていくということございまして、基金に積み立てる金額、大体年間2億8,000万程度でございます。昨年度末で1億8,000万程度残高がありますので、4億6,000万、これにつきまして、今年度予算で3億3,000万程度を使っていくということにしております。

○緒嶋委員 その予算の執行の使途は、いろいろ、それこそハード、ソフト二通りあると思うんですけども、比率はどういうふうになってますか。

○西山みやぎきの森林づくり推進室長 環境税の使途につきましては県民参加による森づくり、これがソフト、それからハードとしましては公益的機能を重視した森づくり、それともう一つ、資源の循環利用による森づくりの3本。2番目がハードになりますが、ハードの部分が約7割、ソフトが3割ということになっております。

○緒嶋委員 それと、産業廃棄物基金、これだけですが、それこそ年間の使途というのは、これはどういうことに使われてるわけですか。

○神菊循環社会推進課長 産業廃棄物税につきましては、その使途につきまして、税条例の中で、廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進、その他適正利用の推進という事業に充てるとされておりまして、それぞれ、事業者等への研究開発費の支援でありますとかリサイクル施設の整備、それから県内の各保健所に18名配置しておりますけれども、廃棄物監視員の費用、そういったことに充てておるところでございます。

○緒嶋委員 廃棄物業者から、トラックスケールやらの要望とか、かなりあったと思ったが、今はその要望は十分満たしておるわけですか。

○神菊循環社会推進課長 委員のおっしゃるとおり、昨年度までトラックスケールの支援につきまして行っておりました。これは、要望調査も十分踏まえまして、希望者には行き渡ったと思っておりますけども、今年度は事業の廃止をいたしておるところでございます。

○緒嶋委員 もう、それは十分、その要望を達したということですね。

○神菊循環社会推進課長 はい、そうです。

○緒嶋委員 そうすると、今年度はどういうことに主に使ってるわけ。

○神菊循環社会推進課長 事業者関係でまいりますと、事業者が新たなリサイクル施設をつく

る場合に、機械と設備等の費用につきまして2分の1を限度に支援するといったような事業を実施しております。

○緒嶋委員 もう一つ、これは環境管理課長、環境影響評価の対象事業に、その風力発電の分が今度入ったわけですかね。これは、今のところ、宮崎県で串間とか五ヶ瀬なんか話を聞くんですが、具体的に動きはかなり進んでおるわけですか。その風量発電に対する、これは当然、影響評価やらやらないかんわけですけども、今そのあたりはどのような進捗ぐあいか。

○上山環境管理課長 風力発電所につきましては、今、緒嶋委員がおっしゃったように、県内で2件、アセスの進捗を進めておられます。いずれも規模が大きいことから、法令対象アセスということで国のほうで審査をされておりますが、1件目が中九州風力発電所事業、これは五ヶ瀬と\*椎葉の境に設置するというので、出力が約1万6,000キロワット、大きな風車が8基立つ予定でございますが、これにつきましては、もう評価書の手続までほとんど終わっております。来月の9日まで縦覧手続を終えました後、諸手続、認可を踏まえて工事に着工するというふうに伺っております。

もう一件が、串間に、今度、九州電力が計画しておりますけれども、串間風力発電所でございます。これは出力といたしまして6万7,500キロワット、風車の数としては今のところ27基程度を予定しております。これについては、まだ方法書段階でして、調査の方法が一応固まったということですので、これからいろんな影響調査をやっていく段階でございます。少なくともあと2年程度は着工までにかかるのではないかと伺っております。

以上でございます。

○緒嶋委員 五ヶ瀬のほうはかなり進んでおるということであれば、着工の時期は、可能性としていつごろから、めどが大体ついてるわけですか。

○上山環境管理課長 順調に手続等が進めば、早い時期、多分8月、9月ぐらいには動き出すのではないかと伺っております。

○内村委員長 ほか、ありませんか。

○前屋敷委員 今の関連ですけど、環境影響評価なので、ちょっと今の御説明ではよく理解できなくて、現時点で条例改正を行わないという部分の理由、済みませんが、それをもう一度確認させていただきます。

○上山環境管理課長 アセスの対象事業につきましては、規模に応じて法律で対象の事業がございます。法律の場合につきましては、必ずアセスを行う第一種事業という規模がございまして、その下にいろんな条件に応じてアセスを実施するかどうかを決めるという第二種事業という区分がございます。

今回の配慮書につきましては、第一種事業については、これはもう義務なんですけれども、そういった第二種事業については事業者の任意というふうに扱われております。いろいろな角度から検討いたしましたんですけども、条例の対象事業というのは、その第二種事業よりもさらに小さい事業でございますので、その点を、国の第二種事業の導入の状況等を踏まえて検討いたしました。昨年度、国は7件についてアセスを行うかどうか、第二種事業の規模なんですけれども、その中で4件、アセスを行うというふうに決められたんですが、4件とも配慮書の手続はされておられません。

ですから、条例で縛りますと、中間のところ

※10ページに発言訂正あり

はしなくてもよくて、それよりも下のところがしなくちゃいけないということもありましたことから、今回の改正については見送らせていただいたところであります。

○前屋敷委員　じゃ、この部分については、今後ずっと検討課題に残していくということなわけですね。全くやらないというわけではなくて。

○上山環境管理課長　各県の状況を見てみますと、そうはいいつも条例を改正し配慮書手続を導入している県もございます。私どもの県のように導入しないという県のほうが多いんですけども、そういった必要という判断をする理由もございますので、私どもとしましては今後も各県の状況等見ながら、必要に応じて環境審議会のほうの御意見も承りながら検討していきたいというふうに考えております。

○前屋敷委員　この環境影響評価というのは、地域で住む人にとってどうかということにもつながってくるので、そこはやっぱり慎重に進めていくべきことだと思いますので、その辺のところは慎重にやっていただきたいというふうに思います。

それと、続けていいですか。

○内村委員長　はい、どうぞ。

○前屋敷委員　先ほどお話もありました森林環境税と産業廃棄物税の専決処分の問題です。

これは、私、今度の一般質問でも取り上げられておりましたが、専決そのものは、やはり議会を通してやるのが筋だというふうに思っているところで。特に、これは2月の議会が3月19日までだったんです。それで専決が、もう3月31日に専決しているということもあって、2月の議会ではこれは出せなかったのかという問題なんですけど、なぜ専決にしなきゃならないか。例

年こうしてるんだというふうには思うんですが、ちょっとその辺のところを。

○神菊循環社会推進課長　産業廃棄物税を所管しておりますけれども、森林環境税も同様の扱いでございますので、私のほうから御説明いたします。

それぞれの税につきましては基金条例をそれぞれ定めておりまして、その基金条例の中で、基金を設置することと、その基金の額としては徴収税から、収入から徴税経費を引いて、それに預金の利息等を加えたものを積み立てるというふうにされております。その基金というのは、地方自治法上は財産とされておることでございます。ですから、地方自治法上の現金や有価証券のような決算制度がなくて、会計年度末、3月ですけれども、そこで整理しなければならないということになっております。もちろん、財産でございますから、しっかりと年度末で整理しておく必要があるというふうに考えたところでございます。

産業廃棄物税のほうで申し上げますと、2月補正時点では2億3,379万2,000円でございますが、その中で税収増が55万5,000円、徴税経費、費用の減が12万8,000円ありましたので、合わせて68万3,000円、基金がふえるという状況になったところでございます。その財産を確定させたいということでございます。

これを議会に諮らなかつたかというお話がございましたけれども、年度末の時間の限られる中で再度議会を招集するのなかなか厳しいだろうということから、これも地方自治法に基づきまして、例年どおりでございますが、3月末で専決処分することといたしまして、同じく同法の規定によって直近の議会に報告いたしまして承認を得るものでございます。

以上でございます。

○前屋敷委員 これは、私もちょっと不勉強なんですけど、制度上の問題で、財産で取り扱うものについては決算制度がないと、そういう扱いになるということなんですか。通常ですと、やはり増収分は、2月以降の増収は決算であらわしていくのが通常だというふうに、王道だというふうに思うんですけど。

○神菊循環社会推進課長 先ほど御説明いたしましたけれども、地方自治法上で財産とされるということですから、決算制度ではなくて、年度末にしっかり整理をするというふうに定められております。

ですから、その額をしっかりとあらわす必要があると私も判断いたしましたので、これまでもそうやっておりましたけども、専決処分をいたしましたというところでございます。

以上でございます。

○前屋敷委員 理由はわかりました。

○上山環境管理課長 先ほど緒嶋委員の風力発電の質問の中で、私のほうから中九州風力発電所については五ヶ瀬と椎葉というふうな言い方をしましたが、五ヶ瀬と諸塚の誤りでございました。訂正をさせていただきます。

○内村委員長 質問ありませんか。

○丸山委員 補正予算のこの積立金1億円余ですけども、これを積み立てた関係で、基金に積み立てたということですので、総体の基金は幾らに今なっているのかっていうのをちょっとお伺いしたいと思っておりますけど。

○那須森林経営課長 25年度の3月時点、今年度の当初ですけども、3億5,300万ほど基金の残高がございまして。

○内村委員長 もう一回、数字お願いします。

○那須森林経営課長 25年度末で3億5,300万円

ほどの基金残高となっております。

○丸山委員 今回のをすると4億6,000万。この補正額の金額、全て、この補正額の4億7,000万っていうのは、これはどういう意味合いなのか、ちょっとその辺わからないもんですから教えてください。

○那須森林経営課長 25年度の末で3億5,300万円の基金残高がございまして、今年度は取り崩し額が2億4,500万円を取り崩して、26年度末には2億1,600万円の残高ということになるということでございます。

○丸山委員 ちょっと勉強不足で申しわけない。この基金自体は、いつまでの基金条例という期間なのかも含めて教えていただきたいと思っております。

○那須森林経営課長 今、第3期というふうに申しあげましたけど、平成25年度から28年度までを予定して実施をしている事業でございます。

○丸山委員 先ほど、この基金を使ってる、森林経営計画等の作成ということだったんですが、この森林経営計画っていうのが簡単につくれそうでつけれないっていうふうに、非常に現場は困ってるというふうに聞いてるんですけども、その進捗状況を含めて、県の計画が思いどおりにいってるのか、それと全体的にはどれぐらいのパーセンテージで森林計画が上がってきているのかというのを伺いしたいと思っております。

○那須森林経営課長 今、県の民有林面積は約41万ヘクタールございまして、森林経営計画の策定といいますのが17万8,700ヘクタールほどでございまして、森林経営計画の策定率と申し上げれば45.5%ということになっております。

○丸山委員 その場合に、ことし補正もついたので、この経営計画策定自体は、順調

にいくためにどのような指導をされているのでしょうか。

**○那須森林経営課長** これまでの計画は森林施業計画というものがあリまして、約19万ヘクタールでありました。ですから、新しい経営計画に変わって、カバー率というのは、もう90%以上ということで認識をしております。大体、41万ヘクタールのうち20万ヘクタールぐらいは、もう計画策定に乗った森林という認識でいいという今の状況でございますが、森林組合等の境界確認とかいろんな事業をもちまして、関係機関、それから市町村と連携して経営計画の策定というのを進めております。こういうソフト事業を活用しながら、県の森林計画を確実なものにしていきたいというふうに考えております。

**○内村委員長** よろしいですか。ほか、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○内村委員長** それでは、次に報告事項に関する説明を求めます。

**○川添環境森林課長** 報告事項の繰越計算書2件について御説明いたします。

環境森林部の繰越計算書は、報告書の10ページから11ページにかけて記載しておりますけども、常任委員会資料のほうに整理してまとめておりますので、常任委員会資料の11ページをざらんください。

まず、1の繰越明許費繰越計算書でございます。この繰越計算書は、平成25年度の議会におきまして御承認いただいた繰越事業について、繰越額が確定いたしましたので、今回報告を行うものでございます。

表の一番上の環境森林課の再生可能エネルギー導入推進基金事業を初め、自然環境課の5つの事業、森林経営課の9事業、右側に移りま

して12ページの上段あります山村・木材振興課の2つの事業と合わせまして、表の上から4段目の合計の欄ですが、17事業、267カ所で、金額にして105億9,270万6,039円の繰越額となったところでございます。

繰り越し理由としましては、事業主体において事業の繰り越しとなることによるもの、また、工法の検討等に日時を要したことによるものなどでございます。

続きまして、中段の平成25年度宮崎県事故繰越繰越計算書についてでございます。

自然環境課の山地治山事業につきまして、入札の不調等により契約締結に日時を要し、工期が不足することから、事故繰越しとなったものでございます。繰越額は、1カ所で1,909万3,000円でございます。

繰越明許費繰越計算書及び事故繰越繰越計算書の説明は以上でございます。よろしく願います。

**○内村委員長** 執行部の説明が終了しました。

報告事項についての質疑はありませんか。

**○緒嶋委員** 大体、完成予定日が書いてありますけど、今順調に進捗しておるのかどうか、このあたりはどうですか。

**○水垂自然環境課長** 自然環境課のところですが、5つの事業を繰り越ししておりますが、この中で1カ所だけ、まだ発注してないところがございます。それは金額的には4,000万程度でして、8月に発注予定ですが、年度内には終わるということで、その他の箇所につきましても順調に推移しておりまして、年度内には確実に終わるということでございます。

それから、記述の中で、もう既に、例えば5月31日までとかいうのがございますけども、この分については全て完了しております。

○那須森林経営課長 森林経営課所管の分でございます。

表の上から2つ目は森林整備事業でございますが、それから下が路網整備ということになっております。このうち、県営事業につきましては6月末までに全て発注を終えておまして、進捗率にしますと95.1%、それから市町村営事業がございますが、市町村営事業につきましても6月末までに全て発注を終えておまして、進捗率は93.1%というふうになっておまして、これらを合わせますと94.4%が進捗状況ということになっております。

以上でございます。

○石田みやぎきスギ活用推進室長 私のほうから山村・木材振興課の所管の分につきまして御説明申し上げます。

先ほど委員から御指摘ございました、この案件につきましては、森林整備加速化・林業再生事業によります事業及び大径材の事業に係るものでございますけれども、これらにつきましても、予定された工期で順調に推移してるという状況でございます。

以上でございます。

○川添環境森林課長 一番上のほうの環境森林課の所管してる事業につきましても、予定どおりこの6月30日までに終わるというふうに聞いております。

以上でございます。

○水垂自然環境課長 12ページの事故繰りのところが1カ所ございますけれども、この分が8月31日ということで予定しておりますが、現場のほう非常に順調に推移しておまして、予定どおり終わる予定でございます。

○緒嶋委員 この中で事故繰越というのが、金銭的に1,900万ぐらいの事故繰越になるというの

が、これは発注時期がやっぱりおくれておるから、結果として事故繰りになったんだろうと思ってるんです。

私は、環境森林部の事業というのは、県土整備部の事業と比較すると条件不利地域というか、山奥とかいろいろ、そういう場合は、建設業者にとってもなかなか受注を、敬遠というところとあれですが、やっぱり、できれば県土整備部の仕事のほうがいいなという人が多いんじゃないかなと思ってるんです。

そうならば、この仕事を、環境森林部の仕事はできるだけ前倒しで発注していく、そして特に高いところは、ことしなんかは雪で、もう現場にも行けないというところはかなりあったわけですね。そうなりますと発注だけは早くやって、工期の問題はいろいろ考えるにしても、やっぱりそういう中でこういう事故繰りとか明許繰り越しが少なくなるように考えていかなきゃいかんんじゃないかというふうに思うんですけれども、そのあたりの基本的な考え方というのはないのかなと思ってるんですが、そのあたりはどうですか。

○徳永環境森林部長 森林土木事業が嫌われてるということはないんだろうと思いますが、順調に。この事故繰越は、一応入札は早目にやったんですけど、ここに書いてありますように不調ということで、恐らく補正等がありまして、仕事が手いっぱい技術者がいなかったということ、この事故繰越につきましては原因がここにあります。

一応、地区地区で、3公共で、今こういう、いわゆる建設業が手いっぱいという状況にありますので、地区地区で、その発注バランスを調整しながら今やっておりますので、そういう中では、できるだけ森林土木事業につきましては

早急に発注をして、そこが終わった後に、技術者が県土整備に移るといようなバランスをとりながらやっておりますので、そういう方向で今後もいきたいというふうに思っております。

○緒嶋委員 ぜひ、そういう形でやられたほうが、やはり環境森林部全体としてもやりやすいんじゃないかと。もう年度末近くなって、それぞれ業者に頼む、何とかお願いするというような、逆だと思えます。やはり業者のほうが早く発注してください、わかった、早く発注するわというぐらいの形のほうが私はやりやすいんじゃないかなと思うので、県のほうが困らんような発注をしないと、頭を下げるのが県のほうが格好が悪い。だから、これはぜひ発注時期を早めるというような姿勢でやるほうが私はいんじゃないかと思っておりますので、そういう配慮をしながらバランスよくやっていただきたいということを要望しておきます。

○森環境森林部次長(技術担当) 部長も申し上げたようにそういう努力をしたいと思っておりますけれども、林道あたりは、どうしても先に詰まってるというような状況もございますので、作業路を利用して工区分けをしますとか、測量発注を別途早めるとか、そういう工夫もしながら早期発注に努めていきたいというふうに思っております。

○緒嶋委員 お願いします。

○丸山委員 関連してなんですけども、事故繰りに関してだけ、まずお伺いしたいんですが。事故繰りは、これは1,900万程度はわかっているんですが。逆に、もう事故繰りもできなくて、返還した金額っていうのもあるのかどうか。もう、どうしても事故繰りもできないもんだから、全部、工事もできない、国のほうに返したっていう分がもしあれば、その辺を教えてください。

いんですけども。

○水垂自然環境課長 この12ページの事故繰りにつきましては、最終的には3月に入札しまして契約に至ったわけでございますが、そこに至るまでは何回か、5回ぐらいやりました。不調とか不落が相次いだわけでございます。

もともと繰り越した事業でございますので、25年度中に終わらせないといけないというような制約があったわけでございますが、農政のほうのパイプラインも同じような状況がございまして、九州財務局のほうに何とか事故繰りの承認をいただきたいということでお願いに行きまして、財務局の承認もとれましたことから契約することができたということでございます。

今、委員のほうからお話のありました\*国に返すということは、これまではやっておりません。

○丸山委員 わかりました。

あともう一点、この繰り越してる関係がありまして消費税の関係とか、また労務単価が上がったというふうにシフトもしてるんですけども、その辺の適切な変更もやられたということでもよろしいのかも、あえてお伺いしたいというふうに思っております。

○水垂自然環境課長 消費税5%から8%に上がったことは、もちろん設計の中で加味しております。適切に執行しております。

○丸山委員 労務も上がったことによって変更もせざるを得ないというのも多分あったと思うんですが、その辺も適切にやっていただいたかも含めてお伺いしたいと思っております。

○水垂自然環境課長 同じように、適切に執行しております。

○内村委員長 よろしいですか。

○丸山委員 はい。

※31ページに発言訂正あり

○蓬原委員 関連しますけど、この事故繰越ですが、財政法上ですか、24年度の補正でしたので、25年の3月までに終わらないといけないということがあって、この委員会でもかなり、できるだけ宮崎県に来た予算は使い切るようにということでお願いもしてきたと思うんですが、今は返還した分はなかったという答弁でしたが、全部が事故繰越という形で繰り越しができたんですか。返した金額はゼロだったんですか。

○水垂自然環境課長 予定しておりました、この箇所についての1,900万ですけども、これについては国に返すことなく、全部執行しております。

○蓬原委員 これについてはですね。ということじゃなくて、環境森林部全体としての予算の中で、緊急経済対策の分で宮崎県でいただいた、その予算についての国への返却分は幾らだったかという質問ではなかったかというふうに私も理解して、耳をそばだてて聞いておりましたが、ゼロということだったので、たしかそうじゃなかったかなというふうに記憶していますが。これは、県土整備部も一緒のことなんですよ。事業3部、農政水産部も一緒です。

○水垂自然環境課長 部全体の話、そうですね、ちょっとしばらく時間をいただきたいと思えます。

○内村委員長 よろしいですか。

○蓬原委員 では、その間に別な話を。

繰り越し明許の中で、工法の検討というのがありますよね。我々、その方面の技術のことはちょっとわかりませんので、工法の検討という、ああ、そうかという話になりがちなんですけど、これは土質の関係とかいろいろなことがあると思うんですが、大まかには、この工法検討の一番大きな原因っていうのは、何なんですか。

○水垂自然環境課長 例えば、自然環境課で施行します谷どめ工につきましては、谷どめ工を設置する場所とか計画高、そういったものがちょっと時間がかかったというようなこともございますし、山腹工におきましては基礎工とか緑化工、そういったいろんな各種工法の、そういったものがその現場に適しているか、そういったもので日数をかけて検討したということもございます。

○蓬原委員 ということは、その設計時点での時間ロスというか、時間がいっぱいかかったというふうに理解していいんですか。

○水垂自然環境課長 そうですね、調査、測量、設計、そういったもので日数を要したということになります。

○蓬原委員 その部分というのは、基本的には外注部分ですよ。外注の部分において時間がかかったよって。それは当然発注した段階で、いついつまでにこの設計を上げなさいという期限を切られているので、そうかなという気がするんですけど、どうなんですか。

○水垂自然環境課長 原則的には、委員おっしゃいましたように外部に発注いたしまして、その分が何カ月後の何月何日までに納品いただくというのが前提でございます。それをもって、県のほうで設計を組みまして発注するというような仕組みでございます。

ただ、ここに上がっております、これは国において24年度の大型補正がございました。いわゆる15カ月予算と言われる相当大規模な補正がございまして、宮崎県全体でも追加補正で対応したというようなことがございまして、結果から申し上げますと、翌年度に予定していたものを、その大型補正のほうに組み替えた。25年度の当初予算は、また同じぐらいの規模があっ

たということからいいますと、2年分の事業の予算がついて事業箇所がそれだけふえたということから、事業によっては新たな場所探し、そういうものも生じたところがございます。

○蓬原委員 事業量が非常にふえたからというようにございませぬ。

○那須森林経営課長 道路のほうに関しましては、工法の検討と申しますと、林道なんかは何もないところから切っていきますので、まず伐開してから、現地の条件が違ったというところで、また検討し直すということ。それから、切ってみて、ここは岩が出る、土砂が出たということで工法を変えなくちゃいけないということも多々ありますので、そういう事例が工法の検討というふうに申しております。

以上でございます。

○内村委員長 よろしいですか。

○蓬原委員 はい。

○重松委員 今の繰り越し理由について、森林経営課長さんにお尋ねしますが、事業主体においての事業繰り越しの内容は、主なものっていうのはどんな。

○那須森林経営課長 市町村においても同じ工法の検討とか用地交渉等ございますし、また雪によってできなかったという期間もございましたので、そういうところを総称しております。

○重松委員 ということは、あとほかのも5件ほどありますけども、これも大体その状況によって同じような理由でっていうことになるんでしょうか。

○那須森林経営課長 主な理由を上げておりますので、そういうことだというふうに思っております。

○重松委員 わかりました。ありがとうございました。

○内村委員長 ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 では、なかったら、次に進ませていただきます。

次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○川添環境森林課長 私のほうからは、その他の報告事項としまして2件御説明いたします。

委員会資料の13ページをお開きください。

まず、宮崎県水源地域保全条例に係る事前届出制度等について御説明いたします。この条例につきましては、2月議会において議決いただいたものでございますが、水源地域の指定とか事前届出制度の開始に向けて事務手続を進めてまいっております、その内容が固まっておりますので御報告させていただきます。

まず、(1)の事前届出制度の概要についてであります。手続の流れを図に示しております。右側の水源地域内の森林につきまして土地取引を行う場合、図の真ん中ほどに記載しております①でございますが、土地所有者等から契約締結予定日の6週間前までに県に対して届け出をさせていただきます。

次に、②になりますが、届け出を受けた県は、届け出内容を土地の所在する市町村に通知し、意見を求めます。

意見を求められた市町村は、③でございますが、取引対象となる土地の状況や当該取引に係る意見を県に提出していただくこととしております。

図の中段の点線の矢印にあります報告聴取・立入調査は、届け出に不明な点がある場合など、必要に応じて県が実施します。

これら市町村からの意見や立入調査等を踏まえまして、④にあります土地所有者等に対する

助言を行います。具体的には、水源地域であり、取引には配慮が必要なこととか、関係法令の遵守が必要なことといった水源地域の保全を図るために必要な事項等を想定しております。

次に、⑤になりますが、土地所有者等は買い主等に助言の内容を伝達していただいた上で、最終的に⑥の契約を締結していただくということになります。

これらの手続の対象となります水源地域の指定案につきましては、次の15ページから16ページに記載しておりますが、地域森林計画において水源涵養機能の高いと位置づけられた森林を含む地域を、市町村の意見を踏まえまして指定案としておりまして、民有林の約9割をカバーしている状況でございます。

大変恐縮ですが、13ページにお戻りいただきまして、(2)の今後のスケジュール案についてでございます。

5月29日から6月11日まで水源地域の指定案の告示・縦覧を行ったところでございますが、指定案に対する異議等もございませんでしたことから、6月下旬には水源地域の指定を告示しまして、事前届け出が始まることの広報を予定しております。

その後、7月から8月にかけて、市町村担当者及び林業団体等への説明会を経て、8月20日から事前届出制度施行としていますが、この日から届け出の受け付けを開始したいというふうに考えております。

なお、届け出対象となりますのは10月1日以降の土地取引ということになります。

また、10月27日に水資源や森林の保全に関するシンポジウムを開催する予定でございます。

次に、14ページをごらんください。(3)の広報関係について記載しておりますが、本条例に

基づきまして、県民に対して新たに事前届出義務を課すこととなりますので、①、②のとおり、県はもちろん、関係団体の協力も得ながら、さまざまな広報媒体を活用しまして届け出制度を広く周知していきたいというふうに考えています。

次に、(4)のシンポジウム案についてでございますが、③にありますとおり、基調講演に加えまして、みやぎき犬によるトークショー等を実施することで、事前届け出の対象となります土地所有者だけでなく、一般県民の方にも広く参加しやすいシンポジウムにしたいというふうに考えております。

続きまして、17ページをお開きください。2の公の施設の指定管理者の指定についてでございます。

環境森林部では、4つの公の施設につきまして指定管理者制度を導入しておりますが、今年度で指定期間の3年が終了しますことから、引き続き指定管理者を募集するということとしております。この4施設につきましては設置目的などが類似しておりますことから、私のほうからまとめて説明をさせていただきます。

まず、(1)の今期の管理運営実績の①の指定管理業務の概要についてでございます。

最初に、宮崎県川南遊学の森でございますが、設置目的は、県民の森林に関する知識及び技術の習得並びに森林との触れ合いの場を提供するための施設で、今期の指定管理者は公益社団法人の宮崎県緑化推進機構でございます。

2つ目が、宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森でございます。目的は、県民の森林レクリエーション、保健休養等の場を提供するための施設で、管理者は公益社団法人宮崎県森林林業協会でございます。

3つ目が、宮崎県諸県県有林共に学ぶ森で、目的は、森林との触れ合いの場を提供するとともに、森林の機能及び林業の役割を研修するための施設で、管理者は、同じく宮崎県森林林業協会でございます。

4つ目が、宮崎県林業技術センター（森とのふれあい施設）でございます。設置目的は、県民の林業に関する知識及び技術の習得などのための施設でございます。同じく宮崎県森林林業協会が管理しております。

②の施設利用状況でございますが、まず主催事業について、実施回数と参加者数を記載しております。一番右側の平成25年度におきましては、一番上の川南遊学の森、その下のひなもり台県民ふれあいの森は、前年度より参加者数が増加しておりますが、諸県県有林共に学ぶ森、林業技術センター（森とのふれあい施設）につきましては、前年度より減少しております。

下の表には、利用料金を徴収している2つの施設の利用者数を記載しております。各施設とも、25年度は前年度に比べて増加しております。

18ページをごらんください。③の施設の収支状況でございます。4施設ともに指定管理料を主な収入としておりまして、施設の管理運営及び研修経費に充当しております。収支差では、ひなもり台県民ふれあいの森が2年続けて100万円を超える赤字となっておりますが、残りの3施設につきましては収支がほぼ均衡している状況でございます。

④の管理運営状況ですが、利用者の利便性やサービス向上等に関する主な取り組みを以下に記載しております。共通事項としまして、アのマスコミへの情報提供など積極的な広報活動や、イの主催事業等参加者へアンケート調査を実施しております。また、ウの主催事業等案内や予

約の受け付けなどにおきましてインターネットの活用、さらに、エの参加者ニーズに対応した多様な研修の実施などに取り組んでいるところでございます。

また、その下のひなもり台県民ふれあいの森におきましては、共通事項のほか、アの県民ふれあいの森の通年開園等の実施、イのメンバーズ割引等の実施、また、ウの苦情検討委員会を設置し、利用者からの苦情に対応をしている状況でございます。

⑤の管理運営に対する評価でございますが、川南遊学の森におきましては、アの主催事業におきましては、県民ニーズに対応した講座内容に改めることなどによりまして、アンケート調査では良好な評価を受けるとともに、イにありますように、安全管理の面等で日常点検等が適正に実施されております。

ひなもり台県民ふれあいの森におきましては、アの施設利用時間等の延長や利用料金の値下げなどに努めておりますが、次の19ページになりますけれども、イにありますとおり、オートキャンプ場の利用料金収入につきまして、25年度は県が設定した利用料金を上回りましたが、収支決算がマイナスとなっているため、業務内容の効率化に努め、収支の改善を図る必要がございます。

次に、諸県県有林共に学ぶ森におきましては、アにありますように、天候不順等により中止しました主催事業にかわる事業を企画することなどによりまして、アンケート調査では良好な評価が得られている一方で、イのとおり、利用者数は減少傾向にあるため、利用者の増加に向けたさらなる取り組みが必要でございます。

次に、林業技術センター（森とのふれあい施設）におきましては、アにありますように、研

修プログラム等の充実を図り、アンケート調査では良好な評価を得られています。また、イのとおり、安全管理面でも日常点検等が適正に実施されております。

次に、(2)の次期募集方針(案)についてでございます。

①の業務範囲でございますが、いずれの施設も今期と変更はございません。

まず、川南遊学の森につきましては、施設の利用及び維持管理に関する業務と森林環境教育の実践に関する業務でございます。

次に、ひなもり台県民ふれあいの森、諸県県有林共に学ぶ森及び林業技術センター(森とのふれあい施設)につきましては、施設の利用及び維持管理に関する業務と森林・林業に関する知識習得や自然との触れ合いのための研修に関する業務でございます。

②の指定期間は、4施設とも同じで、平成27年4月1日から30年3月31日までの3年間でございます。

③の基準価格につきましては、年額でございますが、川南遊学の森が678万7,000円、ひなもり台県民ふれあいの森が2,784万3,000円、諸県県有林共に学ぶ森が247万3,000円、林業技術センター(森とのふれあい施設)が2,478万4,000円でございます。

20ページをごらんください。

④の利用料金につきましては、川南遊学の森とその下の諸県県有林共に学ぶ森では、施設の利用料金は徴収しておりません。ひなもり台県民ふれあいの森の利用料金は、年額1,940万4,000円、林業技術センター(森とのふれあい施設)につきましては、年額98万6,000円に設定しております。

⑤の選定でございます。今回、1つの選定委

員会で、この4つの施設の指定管理候補者を選定することにしております。

アの選定方法ですけれども、1次審査で申請書に基づく資格審査を実施しまして、2次審査で指定管理候補者選定委員会が各応募者のヒアリング等を実施した上で審査を行います。

イの選定委員会の委員は、記載しております5名の方をお願いしております。

⑥の選定基準でございますが、アの住民の平等な利用の確保から、オに掲げております5つの選定基準ごとに審査項目を設けまして評価することとしております。

最後に、(3)のスケジュールについてでございます。5月29日に第1回目の選定委員会を開催しまして、今期の実績評価、さらに次期の募集方針等の検討を行っております。

今後の予定としましては、7月から2カ月間募集を行いまして、1次審査を経て、10月上旬に第2回目の選定委員会を開催し、指定管理候補者を選定することにしております。その上で、11月議会におきまして指定管理者指定の議案を提出いたしまして、審議をいただいた上で指定管理者を指定することにしております。

指定管理者の指定につきましては以上でございます。

**○上山環境管理課長** それでは、委員会資料の21ページをお開きください。平成25年度の「大気及び水質の測定結果」等についてでございます。

(1)の目的にありますように、県民の健康を保護し生活環境を保全するため、大気や水環境の監視を行っておりますが、このたび、平成25年度の結果がまとまりましたので概要を御報告させていただきます。

説明の中で、環境基準という言葉を用いますが、環境基準は、健康を保護し生活環境を保全

する上で、維持されることが望ましい目標でございまして、規制等を行う基準ではございません。

それでは、初めに(2)の大気の大気測定結果につきましては、全体としてはおおむね良好な状況でございます。

まず、①の大気汚染常時監視ですが、表の1にありますように、二酸化硫黄など6項目について常時監視を行っておりますが、特に越境汚染による健康被害が懸念されております光化学オキシダント及びPM2.5は、全ての測定局で環境基準を達成しておりませんので、今後とも監視体制の強化を図る必要があると考えております。

次に、②の有害大気汚染物質のモニタリング調査ですが、調査を行った4項目につきましては、全て環境基準を達成しております。

右のページの図の1をごらんください。これは、本県の常時監視測定局の配置状況ですが、中ほどにありますように、今年度、新たに西米良村に測定局を開設し、PM2.5等の測定を開始することとしております。

なお、ページの右下には測定局の写真を、左下にはテレメータシステムの概要を示しておりますが、各測定局のデータは衛生環境研究所の中央監視局に送られ、リアルタイムで県や国のホームページで測定結果を見ることができます。

次に、23ページをお開きください。(3)水質の測定結果でございます。

①の公共用水域については、表の2の健康項目の測定結果にありますように、ヒ素だけが2地点で環境基準を達成しておりませんでした。これは、もともとの土質に由来するものですが、利水状況などから、人への健康の影響はないことを確認しております。

ページの下に、河川・海域の環境基準の達成率の推移を示しておりますが、本県は全国平均に比べ、公共用水域の水質は良好な状況となっております。

次に、右のページをごらんください。主な公共用水域の測定地点でございます。ページ下の表にありますように、全体では242地点で測定を行っております。

次に、25ページをお開きください。②の地下水ですが、表の3にありますように、概況調査、これは全県的な地下水質の把握及び事業場周辺等の調査ですけれども、1地点で環境基準を達成していませんでした。

次に、継続監視調査では、過去に汚染が確認された井戸53地点を調査しましたが、20地点で環境基準を達成しておりませんでしたので、今後も継続して調査を行うこととしております。

次に、(4)のダイオキシン類の調査結果についてであります。表の4をごらんください。調査項目にあります環境調査では、全地点で環境基準を達成し、また廃棄物焼却炉などの発生源検査では、全ての施設や事業場で排出基準を満たしておりました。

以上のとおり、本県の大気及び水質等は、おおむね良好な状況を維持してはおりますが、今後も引き続き監視を行いますとともに、事業者等への指導を適切に行うなど、良好な大気・水質の保全に努めてまいりたいと考えております。

環境管理課の報告は以上でございます。

**○水垂自然環境課長** 自然環境課でございます。26ページをお開きください。

建設工事における指名競争入札の平成25年度の試行結果及び平成26年度の取り扱いについてでございます。

昨年度試行しました指名競争入札の検証と26

年度の取り扱いにつきましては、2月の定例議会において御報告させていただきましたが、今般、3月末までの試行結果と26年度の見直しの内容を取りまとめましたので、御報告いたします。

26ページに25年度の試行結果を、27ページに26年度の取り組みを整理しております。

まず、26ページの(1)平成25年度の試行結果をごらんください。

①の実施件数でございますが、3,000万円未満の対象工事のうち、約3分の1に当たる186件の指名通知を行い、うち166件、契約を行っております。通知件数と契約件数の差20件につきましては、入札不調、または不落でございます。

次に、②の検証の総括についてでございますが、表をごらんください。主な評価項目の数値を入札方式ごとに比較し、最も高いか、最も低い数値に着色しております。

特徴的な項目について3つの方式を比較しますと、①平均落札率と②平均応札者数では、他の方式とほぼ同じ水準、⑤工事現場に近接する企業の受注状況では、土木一式、建築一式では総合評価より約10ポイント低いものの、価格競争より20ポイント以上高く、ほ装、とび・土工では、3つの方式の中で最も高くなっております。

⑥入札不調・不落の発生状況につきましては、入札不調では指名競争が最も低く、不落では指名競争と価格競争がほぼ同じ水準となっております。

一番下の表をごらんください。完成工事357件の工事成績評定点を方式ごとに比較しておりますが、評定点は、ほぼ同じ水準となっております。

この結果、昨年度の試行につきましては、中

ほど、②検証の総括のところに記載しておりますように、「工事現場に近接する企業の受注状況など災害対応力の強化の観点等から一定の効果が認められるとともに、透明性や競争性においても特に問題は認められなかった。また、完成工事の工事成績評定点についても、ほぼ同じとなっております。昨年度の試行は、おおむね目的にかなうものであった」と総括しております。

27ページをごらんください。(2)の平成26年度の取り組みについてでございます。

平成25年度の試行結果につきましては、ただいま御説明したとおりでございますが、一部に改善を加えるべき事項があると判断いたしまして、まず、①方針にありますように、「試行件数を確保するため通年試行するとともに、昨年度の試行の枠組みを基本としつつ、地域の建設業者の育成強化等のため、試行方法に改善を加えた上で、より精緻な検証を行う」としております。

次に、②の主な改善内容は、指名選定基準の見直しと災害復旧工事等における入札参加資格制限の導入の2点でございます。

まず、指名選定基準の見直しにつきましては、指名される企業の多様化を図るため、現行の指名選定調書の見直しなど3点について基準を見直します。

恐れ入りますが、29ページをごらんください。29ページの右上に参考としておりますが、指名選定基準の見直しについてを整理しております。

まず、1の基本的な対応、現行調書の見直しと複数化についてでございます。指名選定基準の項目は、①完成工事高の評価から⑭入札参加実績まで14項目ございますが、現行調書の見直しにつきましては、点線太枠の⑤県工事指名状

況について、これまでは指名回数を数回ごとに評価しておりましたが、今年度は指名 1 回ごとの評価に見直すものでございます。

次に、調書の複数化についてでございます。これまでは、公共 3 部の全ての工事で同じ調書を使用しておりましたが、今年度は、⑦専門性の評価や⑩施工実績等を高く評価するなど、部局ごとに新たな評価項目を設定することといたします。私どもの環境森林部におきましては、治山工事が傾斜が厳しく足場が悪いなど、条件の悪いもとでの工事でありますことから、治山工事の施工実績等を高く評価する調書を設定し、現行の調書と併用いたします。

次に、2 の発注する地域・時期が近接する場合の対応として、分割・組み合わせ方式の導入についてでございます。①から⑭までの 14 項目の指名選定基準のうち、②から⑤までの 4 項目は工事ごとに評価値が変動いたしますが、その他の 10 の項目は年間を通じて同じ評価値となります。このため、同じ地域で同じ時期に複数の工事を指名競争入札で発注する場合には、②から⑤までの数字が同じとなり、結果として同じ企業が指名されることが考えられます。

ただいま御説明しました現行調書の見直しや複数化により、相当程度指名業者の多様化が図られるものと考えておりますが、管内企業が多い発注機関におきましては、さらに多くの企業の育成が図られるよう、分割・組み合わせ方式を活用することとしました。

下の図をごらんください。具体的には、同じ地域で同時に工事 1 と工事 2 の指名業者を選定する場合には、指名選定基準によって上位 15 者を選定した後、上位 5 者は固定し、6 位以下は交互に振り分けた 5 者として、計 10 者を構成するものでございます。

27 ページにお戻りください。ページ中ほどのポツ、災害復旧工事等における入札参加資格制限の導入についてでございます。

工事の品質確保と事業の早期完成を図るため、災害復旧工事等については入札参加資格制限を実施するものでございます。この入札参加資格制限は、米印に記載しておりますとおり、一つの工事の落札者となった者は、それ以降の工事に係る入札参加資格がないものとするという取り扱いでございます。

最後に、③の実施時期でございますが、上記②につきましては、具体的には来週以降、指名通知を行う工事から適用してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○福満山村・木材振興課長 常任委員会資料の 30 ページをお開きください。乾しいたけ品評会等について御報告いたします。

まず、(1) の第 59 回宮崎県乾しいたけ品評会であります。当品評会は、乾しいたけ生産者の生産技術の向上等を図ることを目的に毎年開催しておりますが、本年度は、去る 4 月 16 日、17 日に審査会を実施いたしました。

②の表にありますとおり、品評会には、県内全域から箱物で 149 点、袋物で 315 点の合計 464 点の出品があり、その中から優等など 128 点の入賞品を決定し、さらに個人の部と団体の部について特別賞を決定いたしました。

その結果、③の表のとおり、アの個人の部では、農林水産大臣賞としまして、箱物から五ヶ瀬町の甲斐和幸さんを、そのほか林野庁長官賞と宮崎県知事賞をそれぞれ決定いたしました。

また、下のほうのイの団体の部の優勝は椎葉村でございました。

右のページの写真④が上位の入賞品、⑤が審

査会の状況であります。

次に、(2) 第5回宮崎県乾しいたけ生産者大会であります。本大会は、生産者の生産意欲の高揚等を図ることを目的に開催しており、本年度は、去る6月5日に西都市で開催され、ただいま説明いたしました品評会入賞者の表彰や記念講演などを実施いたしました。

最後に、(3) の本県における乾しいたけの生産状況等であります。

表には、乾しいたけの生産量と平均価格の推移を示しておりますが、表の下にありますように、今期のしいたけ発生は、冬期の低温や積雪の影響等に加えまして採取期の降雨不足によりまして、前年比1割の減と見込まれております。

また、個人消費の落ち込みや原発事故の影響による風評被害等によりまして、価格は低迷しておりますので、今後、生産の効率化や消費拡大対策に引き続き取り組むとともに、本年度は森林整備加速化・林業再生事業におきまして、しいたけの原木や種駒購入への支援等を行うこととしております。

説明は以上でございます。

○内村委員長 執行部の説明が終了しました。

その他の報告事項についての質疑はありますか。

○緒嶋委員 建設工事における指名競争入札の25年度の試行結果、26年度の取り組みということでありますけれども、25年度の結果は、一般競争入札と指名競争入札はいろいろな意味で、全てを見て、結果としては余り変わっていないとか、期待したとおりというか、別に何か不正があったとかということも認められないということであれば、26年度の結果を見なければわからないとは思いますが、25年度と同じような結果が出た場合に、毎年、試行ということ

で進むのか、本格的に指名競争入札を27年度から、結果が同じであれば取り組むということになるのか、そのあたりはどのように考えておられますか。

○水垂自然環境課長 昨年度の試行を踏まえまして、今年度も試行を継続しまして、より詳細な検証を行ってまいりたいというふうに考えておりました。次年度以降の方針を検討してまいりたいと考えております。

また、試行のやり方についても改善の余地があり、いろんな試行を積み重ねながら、よりよい制度にしてまいりたいというふうに考えております。

○緒嶋委員 もちろん、よりよい制度にすることはいいことだけど、いつまでも試行、試行で行くわけですか。

○水垂自然環境課長 基本的には25年度の結果、それから今から始まります26年度の結果をもって総合的に公共3部の中で判断して、今後の取り扱いをどうしていくか検討してまいりたいと考えております。

○緒嶋委員 恐らく、これは評価としては高い評価を受けておると私は思うんです。そうなれば、一つの形としては、今のところ3,000万以下は一般競争と指名競争を併用した形で取り組むというような形が、宮崎県としては基本的に、それは環境森林部だけで結論を出すわけにいかないから、今そのように言われるんだろうと思うんですけれども、これは恐らく農政水産部でも県土整備部でも同じことを説明されるわけでしょう。どの委員会でも同じような評価であれば、これを4年も5年も同じことで試行しますというのは試行と言えるかどうかということですので、それよりは、やっぱり本格的にこれでいくと。何か不都合があればそれは問題

であると。

この中で、環境森林部は指名競争入札の件数は何件あったんですか。

**○水垂自然環境課長** 26ページの上のほうに表がございますが、これは公共3部全体のお話なんですけども、環境森林部に限っていいますと、19件通知しまして、うち15件契約に至っております。差の4件につきましては、いずれも不調あるいは不落ということですが、その後、一般競争入札方式に切りかえまして入札を執行し、いずれも契約に至っております。

**○緒嶋委員** これは、平均的な形でこのような結果になったんですけれども、環境森林部の19件を見ても、大体このような評価項目のとおり、大体同じような感じになったのかどうか。どうですか、そこあたり。

**○水垂自然環境課長** 全体的な数値を見てみますと、大体似通ったようなのがありますが、その中で③の最低制限価格付近での入札割合、これは環境森林部の値は9.1%となっております、公共3部全体の平均27.4%からしますと、これが低い値になっております。あとは似たような数字でございます。

**○緒嶋委員** 今言ったとおり、そういうことであれば、環境森林部としては、これを27年度はどうするかというのは、まだ今は、この結果を見なきゃわからんということでありましてけれども。その結論は、やはり環境森林部としての立場で言うということは必要だろうと思いますので、そういうことを含めながら1年間、この入札の状況を十分検討していただいて、私は、もうはっきり、この結果が同じであれば、26年度が、また極端に変なことがあったということであればそれは別ですけども、同じような結果が出たということになれば、そのときは27年度か

ら、こういう方式は一つの方法として進めるといふ方針をやはり決めるべきだと思いますので、それは要望として申し上げておきます。

**○徳永環境森林部長** この結果を見てみますと、指名競争では、地域の企業のほうが、総合評価が高くはなっておりますが、いわゆる災害で頑張ってもらってる地域の企業が多くとってるといふ結果が出ておまして、うちの森林土木事業につきましては中山間地域の大きな産業として位置づけておりますので、環境森林部としては指名と一般競争の両方で、早く試行ではなくて、継続できるようにということを3公共の中では話をしていきたいとそういうことを考えております。

**○緒嶋委員** 特に、この災害の場合が、地元の災害を地域外の人が受注するということに対する地域の不満というところとちょっと言葉は悪いけど、やはり地域は地域で守るべきだという意識が業者の人にもあるわけです。

ところが、崩土があった土は、その地元の業者が除去して、今度は指名になった場合は全然指名のカウントにもならないということであれば、地域をいかに守るかという地域意識もなくなってくるわけです。そうすると、こういう指名をすることによって、それは3,000万という基準の中で、それに該当すれば地域の業者を適正に指名するということは当然なことなので、私は、災害復旧を中心に、地域はそういう考えでいくべきだということが強いので、そういうことを配慮しながら、これが新しいルールだということに進むように要望しておきます。

**○蓬原委員** ちょっと関連して。この表なんですけど、③最低制限価格付近の応札割合、27.4、58.7、62.4、約倍以上違うわけですよ。この評価というのはどういうふうに見る

のか、されているのか。これは、低いほうがいいんですか、高いほうがいいんですか。

○水垂自然環境課長 一般競争のほうでは、入札参加を有する者が全てが応札できるシステムでございますので、入札の約6割が最低制限価格のプラス・マイナス・1%付近に集中するというような動きがございます。

一方、こちらの、今回試行しました指名競争入札ですけども、企業の応札意欲を把握しないで、ただ点数だけで上位10者指名しておりますので、技術者とか資機材の状況によりましては入札を辞退する企業も出てくるということから、公共3部合わせて約3割が最低制限価格のプラス・マイ・1%付近での入札となって、結果として競争性は確保されているということでございます。

○蓬原委員 27.4と一番右の62.4%ということでは、バットの真っ芯にボールの当たる割合が、そこに集中する割合が62.4のほうが高かったということでしょう。ということは、その積算能力という観点からいくと、非常にシビアなところに多くの人が集まってきたのが右の62.4で、左の27.4というのはストライクゾーンから外れた人が多かったというふうに理解していいんですか。

○水垂自然環境課長 委員のおっしゃるとおりだと思います。

○蓬原委員 それから、下の⑥の入札不調というのがありますよね。3.8、13.3、4.1、約3倍違うわけですが、これは入札不調が低いにこしたことはないのかなというふうに思うんですけど、この3倍違う数字はどのように評価されているんですか。

○水垂自然環境課長 確かに、入札不調、不落、少ないにこしたことはないかと思いますが、昨

年度の状況としましては、公共事業全体でちょっと予算の規模も膨らんだということから、請負者のほうが、もういっぱいいっぱい仕事をとっていたというような状況がございまして、不調、不落がちょっと生じた。

一方、市町村の工事がございます。市町村の工事、県の工事に比べると結構設計価格が低い価格での発注が多いんですけども、小さい企業における、特にBクラス、Cクラスの企業におきましては、市町村のほうの仕事をとりにいく傾向がございまして、結果として、県が今回試行しました3,000万未満の試行における不調、不落、こちらのほうがちょっと生じたのかなというふうに考えております。

○蓬原委員 だから、指名の場合は辞退というのがあったにしても、御指名をいただいたので応札があるけれども、したがって不調は少ない。ところが、一般となると自主的なものだから、市町村の関係、仕事量の関係で応札される方が少ないと、したがって不調も多いだろうという、そんな理解でいいですね。この表はそのように理解しました。

しばらく、ほかに譲ります。

○井上委員 済みません、私のほうからは公の施設の指定管理者の指定のところ、ちょっと教えていただきたいのは、各施設の主催事業です。この主催事業というのは、参加者を限定しているというような書き方をしているところもありますので、大体、これは特別な方たちしか入れないとか、そういう印象の主催事業になっているんでしょうか。

○西山みやぎきの森林づくり推進室長 主催事業につきましては、通常言われる森林環境教育、そういうのをやるようにしてございまして、広く県民の方々に募集をかけて自由に参加していた

だくというふうにしております。

**○井上委員** ということは、誰でも参加しているということですか。

それで、例えば川南は12回やっておられて、参加者数は377人なんだけど、それは1回の参加者の数っていうのは何人ぐらいっていうのが大体決められているというふうに考えれば、大体1事業について何人ぐらいが限定されているのかを教えてください。

**○西山みやざきの森林づくり推進室長** 今言われました川南遊学の森につきましては12回やっておりますけども、定員は全て30名を予定しております。会場の都合とかありますので、ここにありますように、実際参加された方は定員を上回る377名ということで、基本的に、応募があったときには、その会場の都合とか材料とかそういうのを見て、なるだけ対応するというところで、結果として定員は上回っているという状況でございます。

**○井上委員** ということは、この主催事業に関する参加者数というのは、大体予定した人員は来ていただいているというふうに理解していいということですね。

**○西山みやざきの森林づくり推進室長** 定員をそれぞれ上回っております。回数も、指定管理者を選ぶときの条件として、自主事業は何回しなさいということを示しているんですけども、それに対して受けた方が、県は最低何回となっておりますけども、うちはこんだけ、プラス何回やりますとかいうことになっております。

それで、例えばいいますと、2つ目のひなもり台県民の森につきましては、自主開催が24回となっておりますけども、県で示した最低回数は10回ということなんですけども、受けたところが参加を募るという意味で24回やったという

ことでございます。

**○井上委員** 山に興味を持っていただいて、そしてできるだけ森林のことについて多くの県民の人たちにわかっていただきたいというのは、これはもう私たちの一番願うことなんですけど、と同時に一般の県民の人たちが、例えば川南の遊学の森にはどのぐらいの方たちが訪れてきているのかとか、例えば利用者数という形ではひなもりと、それから林業技術センターについては書かれているのでわかるわけですが、ほかのところというのは、例えば県有共に学ぶ森と川南の遊学の森にも、自然体で県民の皆さんっていうのはここに遊びにおいでいただいているものなんでしょうか。それはどのような状況になってるんでしょう。

**○西山みやざきの森林づくり推進室長** まず、遊学の森についていいますと、自主的な参加ということで地元の小学生、具体的には山本小学校、それから川南小学校というのが近くにあるんですけども、その生徒さんたちがここに訪れて森林散策を楽しむということで、去年でいいますと191名の子供たちが利用しております。

また、共に学ぶ森につきましても、森林ボランティアの方々がここをフィールドとしている活動をされておまして、去年でいいますと15回活用されて、167名の方が利用されてるということになっております。

**○井上委員** ぜひ、この山を身近に感じていただいて、地域の子供たちもそうですが、できれば、都会ではないけども宮崎市あたりの小学生なんかもどんどん行って遊んでいただけるように、積極的な広報活動をしてあるというふうにして書いてあるので、そこはそうなんですけども、できるだけ県庁のホームページだけではなく自発的に、指定管理者の皆さんも含めてなん

ですが、そういうのを発信していただけるというふうになると思うんですけど、それをぜひ積極的にやっていただきたいと思っています。

そして、注目すべきは、ひなもりのオートキャンプ場に来られてる人数の1万3,983人というふうにも実数書いてあるわけですけども、こういうオートキャンプ場をきちんと利用していただける方たちがふえていって、また、その人たちが別な動きをしていただけるように誘導するということも含めて、一つ注目に値する内容ではないかなというふうに思いますので、林業技術センターにこれほど来ていただいているというふうには思っておりませんでした、もうすぐうれいになって、実はこれを思います。

林業技術センターに対する私たちの希望というか、CLTだとかそういう話なんかが出ましたが、そこまではなくとも、いろんな意味での技術というか、そういう研究もしていただいているところですので、県民の皆さんにはぜひわかっていたら、知っていただき、そして山のありようみたいなのがもう一回、別な形でも子供たちにも広がっていくように、ぜひ積極的な取り組みをしていただきたいと思っています。

指定管理者の皆さんについていえば、やっぱりそういうことを認識していただいて指定管理を受けて、もちろんいつも受けていただいているような方たちなので大丈夫だとは思いますが、そこを積極的にやっていただくことを望みたいと思っていますので、これはもう要望です。

ぜひ、このオートキャンプ場の利用者なんかもっとふえて、違う意味での山の持つ力みたいなのを発揮できるといいなと思ってるんです。何かありましたら。

**○西山みやざきの森林づくり推進室長** まさに委員がおっしゃられるとおりでありまして、子

供たち、大人もそうですけども、一人でも多くの方々が森に触れ合っていくことが大事だと思っています。

それで、アンケート調査等もしてはありますが、非常に子供たちも喜んでおられて、やっぱり参加してよかったというような意見がありますので、我々としりしてもそういう意見も踏まえて、ボランティア団体の方々とかそういうところにも働きかけて、一人でも多くの参加があるように努めてまいりたいと思います。

**○井上委員** よろしくお願ひします。

**○蓬原委員** 21ページですけど、大気及び水質の測定結果、予想されたものもあるんですが、未達成というのが意外と多いことにびっくりしています。これは測定結果ですから、その事実を受けとめるしかないんですが。

それは、原因について、やっぱり担当課としては、この原因は何だというようなことまで、当然これを分析すべきであろうと、減らす努力をすべきであろうと。そうできないものも、PM2.5等はまだあるのかもしれませんが、そのあたりの原因等についてはどのように分析され、そして例えば井戸水の関係とか、人間が直接飲むことにかかわるものがあるわけですよ、こういうことについてはどういふふうにも今後減らしていくというか、負荷を減らすというか、達成のほうに持っていくかというようなことの方針というか、そのあたりはどういふふうにも考えておられるんですか。

**○上山環境管理課長** まず、大気汚染の関係で6項目ほど常時監視をしておると申し上げました。その中で、光化学オキシダントとPM2.5については全て環境基準を達成してはおりませんでしたということですので、先ほど申し上げましたように、今後も監視体制を強化するとともに、

これら6項目につきましては、PM2.5を除く部分については、ある一定の水準を超えた場合には注意報、警報を発令するというふうに法律で定められておりますので、またPM2.5については注意喚起を県民の方に行うというふうに国から指導を受けておりますので、私どもとしましては、この2項目については、そういった状況に達した時点で、速やかに情報を県民の方々に提供するという考え方で一応対応していきたいというふうに考えております。

それ以外の二酸化硫黄とか浮遊粒子状物質というのは、やはりこれは自然由来のものもございまして、自動車、ボイラー等いろいろなものもございまして、これらについては比較的落ち着いているというふうに判断しておりますので、当面はこの越境汚染について対応を強化していきたいと。

あと、もう一点の井戸水につきましては、これは、調査の目的自体は、本県の地下水の状況がどうなっているのかということ調査することでありまして、実際にこれは飲む水か飲めない水かということとはまた別なんですけれども、環境基準を超えてる井戸につきましては、調査に御協力いただいた井戸の所有者の方々に調査結果をお示ししながら、飲用には供されないようにということで指導をしております。

汚染物質によって、例えばヒ素とかフッ素というのは、これはもう自然由来ですのでどうしようもないんですけれども、あと硝酸性窒素とかそういったものは、これは言いづらい部分もあるんですが、主に畜産廃棄物、過剰施肥、そういったものの原因も考えられますので、そこらあたりは農政のほうと連携しながら長い視野で対応していきたいなというふうに考えております。

あと、それ以外の化学物質については、これは事業場等で使う洗浄剤が主な原因と考えられますので、そこらあたりについては状況を的確に把握しながら周辺地域についても調査を行い、もし事業者等に問題があれば的確に指導していきたいというふうに考えております。

**○蓬原委員** 亜硝酸性窒素、硝酸性窒素ですか、これは、そういうことが、言いにくかったんでしょけど、都城、北諸盆地は特に激しくて、霧島裂罅水があると言われながら。法律ができましたよね、畜産廃棄物の処理に関する法律。要するに、もう野積みはだめよとか言われて、その後、その法律ができてもう結構な時間になるんですが、改善の余地というか、データの、都城、北諸ということでもいいんですが、この測定結果に、いい方向への何か数字が出てるんですか。いわゆる、その法律施行による効果というのが少しは出てるものでしょうか。

**○上山環境管理課長** 委員御指摘のとおり、都城地域におきましては、特に浅井戸の地下水等におきまして硝酸性窒素の濃度が高くなっております。これにつきましては、県のほう、あと市町村のほうで定期的に井戸の測定を行っております。全体で百数十本あるんですけれども、ここ何年かは比較的落ち着いてはきておりますけれども、やはり基準を超過している井戸がかなり見られる状況になっております。

ですから、私どもは地域の方——鹿児島も入るんですけれども——市町村、関係団体、もちろん県も入りまして、要するに硝酸性窒素の問題を解決する計画というのを一応つくっておりますので、その計画に基づいて、特に畜産農家さんあたりについては、そのあたりの家畜排せつ物法の遵守、野積み、素掘りはだめですということで農政のほうでも巡回指導していただい

ておりますので、以前に比べれば、かなり改善はされているというふうに認識しております。

**○蓬原委員** だから、農政も昼からありますので、このあたりの結果から、この話が展開していくのかなと思いますけど。宮崎市民の方々は地下水じゃなくて、相生橋で大淀川のあの水をくんで飲んでおられますから。地下水でそれだけですから、そうなる、この伏流水ではない、表流水っていうのは、かなり、もっともっとひどいんじゃないかということも考えられますんで。

だから、私は宮崎に来て、絶対その水は飲まないんですけども。正直言って飲みません。初めて来たときに、物すごいカルキのにおいと、カビ臭いというか、藻のにおいというか、そういうにおいがするんです。その差は大きいんですよ。僕らは、向こうの地下水のきれいなところを飲んでますから。そういうことがあるんで、そのためにもひとつちゃんとした監視体制をお願いをしておきたいと思います。

以上です。

**○井上委員** その水飲んで太っている宮崎市民の一人なんですけど、水のせいじゃないかなと思うんですけど。

やっぱり大淀川の水は、私が議員になったころは、もう最悪の状態だったのが、随分改善されてきているというのはこの数値でもわかるどころなんですけど。

実は、ごみの分別をしていますよね。大体が、プラスチックの容器に入った物をいっぱい買って、そしてそれをごみの分別のときに洗剤つけてトレーを洗ったりしてるわけです。地域に行くと、地域の分別指導員の方たちが地域に来てくださって、それは洗わないで、もう燃えるごみのほうに入れてくれって言われるんですけど、

でも大方は行って見て聞いてみると、みんなそれを一回一回きれいに洗うっていうんです。大淀川に汚いほうを流す、大淀川の水が汚れるじゃないですか、そのトレーを洗うがために洗剤がいっぱい使われるわけです。それをやめてほしいと思うけれども、なかなか。宮崎市は一生懸命徹底して、それについても、もう本当に住民のほうへのアプローチはしてるわけですけど、やっぱり県のほうとしても分別のやり方についての指導みたいなのを、やっぱり各市町村とかにも、川にとにかく変なものは流さないということについての、そういう話し合いというか、そういう場所をきちんと持ってもらって、そこを徹底していただきたい。川には、水に流せばもう何でもいいんだと。昔の言葉じゃないけど、水に流せばとかっていうけど、水に流してもらっちゃ困るわけです。だから、そこをきちんと徹底できるような環境づくりみたいのを徹底していただけるといいなというふうに。

宮崎市のボランティアみたいな方がいらっしゃるんです。ボランティアで自治会をずっと丁寧に回っておられる方がいて、そういう方たちのお話は、本当に私ももう耳たこぐらい聞かされているんですけど、やっぱり行って見て聞いてみると実際洗っておられるので、洗わないでください、もう燃えるほうに入れてくださって結構ですからって言うんですけど、そこあたりの徹底を、川にいろんなものを流さないということを徹底していただきたいと思うんですけど、そここのところ、いかがかな。

**○上山環境管理課長** ごみの分別につきましては、また担当課長が説明をしたいと思います。

水質の保全で、今、井上委員のほうから御意見いただいたんですけども、家庭の雑排水に

については、一般的には下水道を、そして合併処理浄化槽がついているところは浄化槽を使って流されていきます。問題は、今委員がおっしゃったように、洗剤をたくさん使って流してしまったら下水道でも処理ができない部分もあるだろうし、浄化槽でも処理ができない部分もあるというのはもうわかっておりますので、特に浄化槽の管理者の義務としては、そういった形で強い洗剤、漂白剤、そういったものはできるだけ使わないでください、油を流さないでくださいということは一応お願いはしておりますが、問題なのは、その中でも単独処理浄化槽っていつて、生活排水をそのまま流されてる世帯がございまして、そういったところについては、今委員のおっしゃったように、できるだけ合併処理浄化槽に転換してください、河川にそういう形で負荷を与えていますよという形で、私どもも何らかの形で、今まで以上に啓発していく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

**○神菊循環社会推進課長** ごみの分別について申し上げます。

家庭ごみにつきましては一般廃棄物でございますので、市町村がそれぞれの分別収集基準によってやっておるところでございますが、委員が先ほどおっしゃいましたとおり、そういった事例は聞いております。市民の方にとってみますと、廃プラっていうんですか、プラスチックはリサイクルしなきゃいけないと、焼くんじゃなくてと、そういうような誤解からそういった面が出てきてるんだらうと思いますので、私どももまた市町村を通じていろいろな広報支援をしてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

**○内村委員長** 時間もちょっと切るようですけ

ど、その他で何か。

**○蓬原委員** 川南で太陽光発電の工事中の、平田川というんですか、流れましたね、被害を受けました。

これについて、いろんな御意見が届いてまして、完成すると、発電施設なので経産省の管轄に入ると。ところが、それまでの工事の段階においてが一つの谷間というか、どこがどう管理するかということがあるようで、それが何なく工事が進んだ場合は別に問題ないんですが、これが今回のように被害を受けた場合、かなり大きな発電施設で、これは2メガワットなんです。そうすると、そのパネル自体はそこに放置されてる、日が照る、発電するわけですよ。直流っていうのは交流と違って、体を通過するときには交流と違って、その電圧にもよりますが、かなり少ない電流で感電死してしまうということもあって、非常に危険だということが一つ。それと、その物質、ハンダ等に鉛を使ってること、それから電気を発生しておりますので、物によっては発火して、それが火災の原因になるということ等々、危険とか、あるいは廃棄物としての問題等々あって、そこを誰が行政的に、例えば消防の関係とか、その廃棄物の関係とか、誰がどこでどう住民の健康・安全を守るという観点から、誰がどうなんだと。

前も一回、議会でやったことがあるんですけど、家につけるものについては県が補助してもうやってますので把握はできてるんですが、このメガワットソーラーについては経産省、直の許認可の話なんです。県は、その実態については把握されてないと、それはおかしいということを私はかなり本会議でも言って、それは経産省に申し立てるべきではないかという話も大分したんですけど、それはいまだに改善され

てなくて、いわゆる県としても把握されていないわけですね。

だから、こういう事態が、今後も、また雨期に入ります。意外と未利用地ですので、河川のそばの低地だったり荒れた農地であったり、あるいは今度は農地法の規制がありますから、なかなか農地転用がきかない。発電施設をつけたいけどきかない。したがって、山林に目をつけて、1万平米を超えない感じで、いわゆる開発行為にはかからないようにしてやっていく。そうすると、今度は林地崩壊だとかいろんな問題が出てきて、こういう事態が、設置されて完成する以前の段階でのこういうトラブルが発生する状況というのが考えられる状況になってるんですね。

もう時間がありませんから、個別に細かいところは聞きませんが、これについての、もう一回繰り返すになりますが、誰かが立ち入って、子供が立ち入って、珍しがったり、入って感電死したとか、その廃棄物が人間に害を及ぼしたとか、あるいは火災が発生したとか、そういうこと等が起きないように、どこがどうするんだという、県としては。ただ、本県は新エネルギー基本政策をつくって、計画をつくって、この新エネルギー、太陽光は推進しようということやってるわけですから、その隘路というか谷間にあるこの問題をどうするように、基本的なところをお聞かせください。

**○徳永環境森林部長** 環境森林部は、新エネルギーを推進するという一面、本県のこの自然、緑を守るという両方を今背負っておりまして、非常に苦悩しておりまして、先ほど委員がおっしゃいました件については非常に懸念をしております。先般、知事との政策論議の中でも、今後の大きな懸案事項になるということで、知

事にも一応状況報告はしております。

太陽と緑の国宮崎ですので、太陽だけ残って緑がなくなるというわけにはいきませんので、このバランスをとりながらやっていこうということで、今、関係法令を持っております各課を集めて会合をやりながら情報交換をしていきたいという、やはり将来に禍根を残さないような体制づくりをしていこうと思っておりますので、その辺の動きは、今後ともこの委員会に報告しながら、互いに知恵をかりながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**○蓬原委員** 基本的にはそういうことでいいと思いますが、とにかく今川南町でこういう問題が発生しているということ、そこに危険があるということ、今後もこういうことが、恐らくこのメガソーラー設置がいろいろ進んでいくであろうということ等含めて、それが完成して経産省の管轄に入るまでの期間、こういう問題が発生したらどこがどう対処するかというその対処方針みたいなやつを、今のようなことをベースにして、ぜひつくっていただくようお願いをして、それと市町村との情報共有等々ありますから、お願いしておきたいと思えます。

**○川添環境森林課長** 部長が総括した後ですけども。この川南の案件につきましては設置者が特定されてましたので、新聞報道となりまして、今、蓬原委員がおっしゃるとおり人命にかかわるということで、消防署とか保健所で発火の注意とか適正処理についてちゃんと指導させていただいてます。

また、経産省につきましては、こういう事例が起こったという形で、情報の提供とかいう形で要望はさせていただいてます。

以上です。

○水垂自然環境課長 済みません、先ほど緒嶋委員と蓬原委員のほうからありました24年度の緊急経済対策に係る補正予算分の返還と申すか不用額について、私、先ほど、ないということをお断りいたしましたけれども、申しわけございません、治山事業で生じております。その額が4億2,000万円でございます、不用が生じた理由としましては、個々の工事の入札残、それから繰り越しですから25年度中に終わらなければいけないという中で、どうしても年度内に終わることができなくて、工事をちょっと残したまま終わったということの積み上げが4億2,000万円でございます。途中で打ち切った分については、これは26年度の予算で対処するというようにしております。

いずれにしても、不用が生じるというのは、やはり好ましいことではありませんので、今年度は不用が生じないように努力してまいりたいと考えております。

○蓬原委員 ありがとうございます。最初に質問したのは丸山委員でした。訂正しておきたいと思っております。

○那須森林経営課長 丸山委員の御質問にお答えいたします。路網につきましては、延岡市のトンネルの補修点検工事がございます、最初3カ所それぞれに積算しておりましたけれども、これを1カ所にまとめて積算したということから148万8,000円の国費が不用となっております。

以上でございます。

○内村委員長 その他、以上よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 では、以上をもって環境森林部を終了いたします。

執行部の皆さん、長時間お疲れさまでした。

ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午後0時7分休憩

---

午後1時8分再開

○内村委員長 では、委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○緒方農政水産部長 農政水産部でございます。よろしくお願いたします。

説明に入ります前に、私のほうからお礼と御報告を申し上げます。

まず初めに、先月のみやぎの食と農を考える県民会議の総会、それから宮崎県SAP会議連合代表者会議につきましては、内村委員長に御出席をいただきまして、本当にありがとうございました。

次に、今月の3日から4日にかけての大雨による農水産業関係の被害状況でございます。児湯地域を中心に、県北部において被害が発生しておりまして、農作物につきましては、水稻の冠水やスイートコーンの倒伏など、約27ヘクタールで被害が発生をいたしております。

また、農地・農業用施設につきましては、畦畔や水路の崩壊など、200カ所以上で被害が発生しております。現在、市町村を初め関係機関と連携を図りながら、被害を受けた農作物の防除等の事後対策に努めておりますとともに、被害額については調査を行っているところでございます。委員の皆様には、被害額が確定次第、御報告いたしますとともに、今後とも復旧事業等、適切に対応してまいりたいと考えております。

それでは、お手元の環境農林水産常任委員会

資料を1枚めくっていただきまして、左側の目次をごらんいただきたいと思います。

本日、農政水産部からは、6月定例県議会提出議案が2件、同じく提出報告が3件、その他の報告事項が、別紙でお配りしているものも含めまして5件ございます。

まず、右側の資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

議案第1号「平成26年度宮崎県一般会計補正予算(第1号)」であります。今回の補正は国庫補助決定等に伴うものでございます。補正額につきましては、課別集計表の中ほどの列、一般会計の合計の欄にありますように6億8,767万1,000円の増額補正をお願いしております。この結果、農政水産部全体の補正後の予算額は、一番下にありますとおり421億7,967万9,000円となります。

補正内容の詳細につきましては、後ほど、関係課長から説明させていただきます。

本日は、このほかに議案第10号の「工事請負契約の変更について」及び議会提出報告といたしまして損害賠償額を定めたことについてや繰越関連の3件、そして、その他の報告事項といたしまして、宮崎県農業科学公園及び県立農業大学校農業総合研修センターへの指定管理者導入制度についてなど、5件を御報告いたします。

詳細につきましては、関係課・室長から説明させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

私からは以上でございます。

**○大久津地域農業推進課長** 地域農業推進課でございます。

お手元の歳出予算説明資料の39ページをお開きください。

地域農業推進課の6月補正予算額は、一般会

計で6,994万7,000円の増額補正をお願いしております。この結果、6月補正後の一般会計予算額は、右から3番目の欄にありますように56億7,093万1,000円、特別会計を合わせた全体の予算額は59億21万円となります。

それでは、補正内容の説明ですが、41ページに掲げております新規「積雪被災農業者支援事業」でございますけれども、別冊の委員会資料2ページのほうで御説明いたします。

まず、1の事業の目的でございますが、本年2月の積雪で被害を受けた、経営再建を目指す被災農業者を対象に、生産施設等の再建・修繕及び撤去費用等に対する支援を行うものであります。

詳細の被害状況につきましては、3ページ下段に掲げてありますとおり、県北の市町村を中心に、被害総額は1億3,000万円余となっております。

次に、事業の概要ですが、同じく4ページ、3ページの上段もごらんください。

1の農業用ハウス等の再建・修繕の助成では、国が10分の5、県が10分の2、市町村が10分の1を助成いたします。

また、2の撤去費用につきましては、(1)から(7)までの国が示します標準単価をもとに積算した額と実際に要する費用の低い額につきまして、全額を国、県、市町村の負担のもと、定額助成いたします。

なお、下に注意書きがありますとおり、写真や証拠書類等を保存していることを前提に、既に事業着手している事例も対象とすることとしており、また、園芸施設共済に加入している場合は、共済支払い金の国庫相当額が控除されることとなっております。

資料の2ページの2の事業概要でございます

が、補正額は6,994万7,000円をお願いしているところでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○後藤宮農支援課長 宮農支援課でございます。

お手元の歳出予算説明資料の43ページをお開きください。

宮農支援課の補正額は、一般会計で2億997万1,000円の増額をお願いしております。補正後の額は、上段の右から3列目の欄にありますように27億8,561万1,000円となります。

それでは、補正の内容について御説明させていただきます。

45ページをお開きください。

中ほどの(事項)鳥獣被害防止対策事業費についてであります。

この事業は、野生鳥獣による農林水産物への被害の軽減を図るため、県と関係機関による支援体制や活動体制の強化を図ることで、地域における被害防止対策を推進するものであります。

今回の補正では、市町村などの地域における被害防止のための取り組みや、被害防止施設の整備を行う国の鳥獣被害防止総合対策交付金の内示を受けましたことから、増額補正をお願いするものでございます。

宮農支援課は以上でございます。

○日高農産園芸課長 農産園芸課でございます。

お手元の歳出予算説明資料の47ページをお開きいただきたいと思ひます。

農産園芸課の補正額は、左から2列目の補正額の欄にございますが、一般会計で3億1,316万9,000円の増額でございます。この結果、補正後の額は右から3列目にありますように、17億7,320万7,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたしま

す。

49ページをお開きいただきたいと思ひます。

49ページ、(事項)次世代施設園芸導入加速化支援事業費3億1,316万9,000円の増額でございます。

この増額につきましては、別冊の環境農林水産常任委員会資料の4ページをお開きいただきたいと存じます。

本事業につきましては、昨年度の2月補正で措置されました次世代施設園芸導入加速化支援事業につきまして、国の採択を受けたところでございますが、その採択に際しまして、事業の精査と予算の分割が行われたということに伴い、今回、補正予算をお願いするものでございます。

具体的には、4ページの一番下のほうの参考でございますが、事業の具体的内容のところでございますように、表の左端でございますけれども、2月補正の時点を見ていただきますと事業費全体で19億3,000万円余を見込みまして、12億500万円余の予算の措置をいただいたところでございます。

また、その全額を繰越予算とさせていただいたところでございますが、その後、国との協議を進める中で、栽培施設であったり種苗供給施設等につきまして精査を行いました。

それとまた、真ん中にございますように、その結果、事業費が15億7,000万円余で、国費要望額として9億8,000万円余となったところでございます。

また、国の予算措置の都合によりまして、所要額のうち、25年度に補正予算として交付されるものが、ちょうど右側の25年補正分と書いてあるところでございますが、6億7,390万円余が交付されることとなったところでございます。

このため、所要額との残りの、いわゆる種苗

供給施設であったり集出荷施設の整備に要する経費といたしまして、不足分の3億円余りでございますけれども、この額が平成26年度予算として交付されることとなったというものでございます。

それに伴いまして、2の事業概要、上のほうにございますように、今年度の補正予算におきまして所要額の受け入れをお願いをするものでございます。

今回の補正予算によりまして、5ページにありますようなピーマンハウスで2.3ヘクタール、キュウリハウスで1.8ヘクタール、種苗供給施設で0.8ヘクタールと、あわせて小規模の集出荷施設で構成されます、次世代型の施設園芸団地の整備が支援できるということでございまして、県全体の波及効果を図っていくことが可能になるというふうに考えておるところでございます。

農産園芸課は以上でございます。

**○成原水産政策課長** 水産政策課でございます。

お手元の歳出予算説明資料の51ページをお開きください。

当課の6月補正予算額でございますが、一般会計で5,600万円の増額補正をお願いいたしております。この結果、6月補正後の一般会計の予算額は、右から3番目の欄にございますように25億5,234万2,000円、特別会計を合わせた全体の予算額は26億8,873万円となります。

それでは、補正の内容について御説明いたします。

53ページをお開きください。

(事項) 地域漁業経営改革対策費5,600万円の増額でございます。説明欄1の漁業経営安定対策資金5,000万円でございますが、これは燃油高騰に対し、補填金が支払われる国の漁業経営セ

ーフティーネット構築事業への漁業者の加入を促進することを目的として、加入負担金の無利子貸し付けを行います信漁連を支援するため、信漁連に対し、必要な原資の2分の1を、県が無利子で貸し付けするものでございます。

当初予算として4億5,000万円を措置いたしたところでございますが、平成26年2月の国の補正予算におきまして、漁業経営セーフティーネット構築事業の加入を条件とします新たな燃油対策が措置されたことによりまして加入者が大幅に増加し、信漁連の年度当初の貸付額が増加をしましたので、これに伴って県の貸付額を増額するものでございます。

次に、説明欄2の儲かる漁業転換促進事業600万円につきましては、委員会資料で御説明したいと思います。委員会資料のほうの6ページをお開きください。

まず、7ページの図をごらんいただきたいと思いますが、この図の左半分が当初予算で措置しております現在の事業でございます。この事業は、近年の燃油高騰等により、収益性が悪化した漁業経営を立て直すため、新たな漁法の導入等の操業モデルを設定し、漁業者グループ等による実証を支援し、さらに効果を確認した上で、漁業経営改善を図るため漁業者に普及するとともに、経営モニタリングを行うものでございます。

右半分の点線で囲んだ部分が補正内容でございますが、燃油を主とする漁業コストの削減は、もうかる漁業づくりを進めている本県の重要課題でありますことから、平成25年度補正で創設されました国の施策と連動して、今回の補正により省燃油機器導入支援事業を追加し、省燃油操業への転換を支援するものでございます。

上から2つ目の枠にございますように、漁業

者グループ等が国の省エネ機器等導入推進事業を活用し、省燃油機器、例えば省エネ型のエンジンを導入した場合、国の補助対象は機器本体に限られておりますことから、対象とならない機器の据えつけ経費等を補助するものでございます。

この事業につきましても事業効果を確認し、他の漁船への普及により、経営改善に生かしてまいりたいと考えております。

左のページ、6ページをごらんください。

2の事業概要にございますように、補正額600万円をお願いいたしております、補助率は2分の1、事業期間は平成26年度の1年間でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

**○久保田家畜防疫対策課長** 家畜防疫対策課でございます。

歳出予算説明資料の57ページをお開きください。

家畜防疫対策課の6月の補正額は、一番上の行、一般会計で3,858万4,000円の増額補正をお願いしております。その結果、右から3列目の補正後の予算額は、9億6,911万3,000円となります。

それでは、事業内容について御説明させていただきます。

別冊の委員会資料の8ページをお開きください。

家畜伝染病リスク管理体制強化事業であります。

1の事業の目的にありますとおり、(PED)豚流行性下痢のウイルス拡散防止対策の強化を図るため、国の消費・安全対策交付金を活用しまして、市町村自衛防疫推進協議会等が実施す

る取り組みを支援するものであります。

資料の右側をごらんください。本事業の事業スキームは、国の交付金を活用して、事業実施主体であります市町村自衛防疫推進協議会等におきまして、各地域の養豚場やと畜場等での防疫資材の購入、機材の設置などを行うものでございます。

左側の説明資料に戻っていただきまして、2の事業の概要にありますとおり、(1)の補正額は3,858万4,000円で、財源は全て国庫支出金であります。(4)の補助率は2分の1以内となっております。(6)の事業内容であります、PED対策として、農場やと畜場出入り口での消毒や死亡豚の保冷库の設置など、ウイルスの拡散防止を目的とした優先取り組みを対象として支援を行うものであります。

説明は以上であります。よろしくお願いたします。

**○河野農村整備課長** 農村整備課です。

常任委員会資料の10ページをお開きください。議案第10号「工事請負契約の変更について」であります。

議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付するものであります。

本工事は、4の位置図にありますように、高千穂町と日之影町を結ぶ県営広域営農団地農道整備事業、西臼杵5期地区の日之影町側の延長750メートルのトンネル工事であります。

3の変更理由にありますように、労務単価の上昇に伴う特別措置とともに、資材単価の上昇により、契約変更を行うものであります。

11ページをごらんください。

労務単価の改定につきましては、農林水産省及び国土交通省が、技能労働者の不足等に伴う

賃金水準の上昇を適切・迅速に反映するため、例年4月の単価改定を前倒しして、2月に改定したことを受けての対応であります。

1の(2)にありますように、本県の単純平均では、平成25年度4月単価と比較すると6.6%増加しておりますが、本工事におきましては、労務単価で約6.3%、資材では生コンが約5.8%、鋼材が約9.1%増加しております。

3の(2)にありますように、本工事の場合、平成26年1月31日以前に契約しておりますが、2カ月以上の残工期があり、残工事における新たな単価による変更額が残工事費の1%を超えるため、契約約款第25条第6項のインフレスライド条項を適用し、契約変更を行うものであります。

10ページに戻っていただきまして、2の契約の概要にありますように、当初契約額16億7,904万4,500円に対し、変更契約額17億319万4,000円と2,414万9,500円、率にしまして1.4%の増額となります。

なお、増額には、労務や資材単価の上昇以外に、工事用道路の変更に伴う約100万円の増額を含んでおります。

説明は以上であります。

○内村委員長 執行部の説明が終了しました。

議案についての質疑はありませんか。

○緒嶋委員 積雪被災農業者支援事業、これは、大方、被災された方は大体網羅されておる、市町村との調整はされたということだろうと思うんですけど、そのあたりは漏れはないとでしょうね。

○大久津地域農業推進課長 3ページのほうに被害額が1億3,400万円ほど計上されておりますけれども、今回の事業は施設の撤去・修繕ということでございますので、この被害額の中の大

きな花卉、78ヘクタールで3,400万円、これは主にシキミの枝折れ等でございます。これについては、別途、県の環境森林部と農政の営農支援課のほうのソフト事業で生育改善対策の支援をするということで、これを外しますと、撤去費用で約840万円、施設改善等で9,800万円ほど要望が上がっております。これの10分の7なり、10分の8の予算計上をしておりますして、これが約7,000万ということで、若干、要望がふえておりますけれども、これは今後、標準単価等の査定等もございまして、ほぼ要望を加味した予算措置ということになっております。

以上でございます。

○緒嶋委員 被害に遭われて、もう復旧をやめられた方も相当おるんじゃないかなと思うんですけど、そのあたりはどうですか。実態として、ハウスなんかも、もうもとのとおりまでには復旧しないとかいうような、そういう縮小されるというか、ハウスとかそういう施設を、そういうのははっきりわからんわけですか。

○大久津地域農業推進課長 今回の事業については、国の特別対策ということで出されたものでございますので、これは2月以降、早急に国が検討し動きまわったので、県としては今回の補正ではございますが、国としては先ほど申し上げましたように、もう従前に撤去したり整備したのものについても証拠書類等を残せば対応するというので、今回の補正をもって、手続はその後になりますけれども、そういったことの想定して、もう準備されている方たちもおられますので、今、市町村から詳細に、そこは要望をとって、この希望額が上がったというふうに承知しておりますので、要望される方については、ほぼ修復等ができるものだと思っております。

ただ、委員がおっしゃいましたように小さい

農家さん、零細なところについては、若干、もうそのまま断念というようなこともあるように聞いておりますが、詳細はちょっと把握しておりません。

○緒嶋委員 それと、次世代施設園芸導入加速化支援事業、これは事業効果として、先進的な取り組みの県内への波及がなければいかんわけですけれども、そのあたりの、これはなかなか難しいと思っているんですけど、いかに波及させるかということが今後のポイントかなと思うんですけど、そのあたりの取り組みというか、市町村や、そういう事業をやりたいという人との将来的な見通しというのは何かあるですか。

○日高農産園芸課長 委員から御指摘のとおりでございますが、今回、国富町でこれを整備するという事で考えてございますけれども。国富町で整備するこの施設を核といたしまして、実際これが竣工して利用されるようになった段階でということになりますけれども、当然その段階で各地域からの、いわゆる波及効果というところで視察等もどんどん入れていきながら、また、やはり県内の今後の施設園芸の将来を考えましたときには、基本的には、やはりある程度、団地化をしていきながら、その中でいかに効率を上げていくかということが必要だというふうに考えてございますので、そういったところを含めまして、さまざまな興味を示されている市町村もございまして、そういったところを働きかけていきたいというふうに考えています。

○緒嶋委員 ぜひ、そういう動きを強めていかなことには、やっぱりこれは産地間競争というのは、もう永遠に続くわけでもあるし、東アジア戦略というか、いろいろなものを含めて、そういう前向きな努力をしなければ、やはりTP

Pとか将来的な懸念材料もいろいろ出てくる中では、大変、重要な事業だと思いますので、積極的にこの波及効果が出るように努力していただきたいということを要望しておきます。

○井上委員 緒嶋委員に関連して、ちょっとお聞きしたいんですが。国富町といえば農業の非常に盛んなところで、先進的にいろんなことも一生懸命やってこられた地域なので、そこに次世代施設園芸導入を加速すると、今までのとどのような差が出てくるのかというのは、どういう予測なんですか。

○日高農産園芸課長 今の委員の御指摘でございますが、5ページのほうをちょっと見ていただきたいと存じますけれども、この施設園芸の団地といいますのが、ここに掲げてございますようにピーマンハウスが4.3ヘクタール、50アールが4棟と30アールが1棟。通常、例えば10アールのハウスというのが3つとか4つとか、それぞれ1つになって1軒の農家の経営ということになりますけれども、1つの団地の中で、1つのハウス自体が50アールとか30アールという、非常に大きなハウスになってございます。

こういったものの中で、いわゆる新技術の実証ということで、例えば複合環境制御という形でCO<sub>2</sub>、温度とか炭酸ガスとかの濃度をはかりながら、その作物が必要な時期に、そういった二酸化炭素であるとか、こういう施肥をやっていくというような仕組みになってくることによりまして、ちょうど下のところがございますけれども、先端技術を用いた大規模な施設園芸団地を整備することということの中で、ほかの地域とは違う、いわゆる生産性が非常に向上する。

それとあと、その中で団地が一つにまとまっているということもあって、いわゆる生産コス

トの部分、かなりコスト低減が図られるというように考えているところです。

**○井上委員** 農政の改革と言われて、そして今、そのモデルじゃないけれども、目で見ると、なかなか農業の改革、農政の改革というのは、みんなにぴんとこないところがあるわけです。実は、国富のこれは、そういう意味でもすごく期待をしていたわけです。

それと道路が、あそこにスマートインターのこともあるので、だから輸送手段も含めてですけど、もういろんな意味で変わる、そして規模的にもあそこはすごくいいところなので、国富町というところはそれにぴったりなところなので、それをぜひやっていただきたいんですけども、そういう地域の、例えば国富町と、それからそこで農業をやっておられる方とのそういう意識的なずれみたいなというのは全くなく、これというのは受け入れられているものかどうか、そこはどんなふうに思っているんですか。

**○日高農産園芸課長** 今回、この施設団地が導入される地域、国富町の向高地区というところなんですけれども、その現状からいいますと、やはり現在でも周辺の中に、例えば10アール、20アール、30アールといった施設園芸の農家さんがいらっしやいます。こういった方々も、当然こういう施設を将来的には目指していきたいという若い方々、もしくは意欲のある方々というのもしらっしやいますし、もしくは現状のままでもいいというような方もいらっしやるかと思えます。

そういった中からしますと、全ての方々がこの次世代施設園芸の取り組みというものにも、もろ手を挙げて賛成というようなところではないところもあろうかと思えますけれども、ただ全体からしますと、やはり新たな取り組みという

ものの中で施設園芸として生き残っていくためには、こういうような取り組みというのが必要なんだということで御理解はされているというふうに聞いてございます。

**○井上委員** やっぱり、ある意味、社会的な循環機能みたいなものも、現実にそこで兼ね備えていかなければいけないというふうに思うんです。でき上がったものを含めてそうなんですけども。その循環性が非常に高いと生産性も上がってくる可能性もあるし、それから要らないお金、コストも抑えることができたりとかということも考えられますよね。

だから、一つ、この次世代のあそこのところで非常に私も期待しているのは、木質バイオマスの暖房機の問題とか、一つではないというところがすごいですよね、これは次世代なので。

だから、そういう意味でいうと、リーダーシップではないけれども、きちんと絵に描いて見せてあげて、そこに参加していく力を持つエネルギーをためていくというのが、これはひとつ必要なんじゃないかなと思うんです。

だから、たまたま今回は国富町だけれども、ほかのところは国富町の第2のパターン、3パターン、4パターンでいくとどうなるということが地域ごとに考えられていかないと、木質バイオマスの暖房機についてもチップはどうしていくとか、それはこのあたりでこうするだとか、ああするだとかというのがないとなかなか、これが絵に描いた餅で終わると問題が出てくる可能性はあるなというふうにも思うんです。

これは、欲を言えばですけども、畜産関係のところでいろいろできると、もっと、それも隣接していると私はうれしいなと実は思っていたところなんですけど、そこまではいかなかったんで、次々と考えていっていただけるといいなと

は思うんですけれども、少なからず、これはやはり丁寧に仕上げさせていただいて、そして目に見えたというか、みんなが納得できるような形で農政改革の一つのパターン化していくというか、一つのステップにするというぐらいをやってもらいたいなと思って。どんな金のかけ方をするのかというのは、なかなか問題かもしれませんが、国としても、この方向性というのは強く打ち出しているわけだから、国からの支援を、ある意味、アピール力のある内容になるんじゃないかなというふうには思うんです。

だから、JAさんも含めてそうなんですけれども、緻密な、そしてリーダーシップを持ったそういうやり方をぜひやっていただけるといいなと思ってんですけど、決意じゃないけれども、それはどんなふうか。

**○日高農産園芸課長** 今、委員から御指摘いただいたとおりにというふうに考えてございます。

私どももこの次世代の施設園芸、国富に整備する施設につきましては、単なるハウスの施設整備ということで考えているところではないというふうに考えてございます。

やはり、このハウス群、いわゆるその団地というものを中心といたしまして、将来的に施設園芸、宮崎というものが継続する、発展するということに向けて、一つのモデル的な団地であるというような認識のもとで、現在、取り組みを進めているというところでございまして。このハウスの団地の部分を活用しまして、御指摘いただきました、例えば県内に対して、やはり県内でも幾つかのサテライト団地みたいな、こういったものをつくっていきながら、その中で木質ペレットであったりとか、そういうバイオマス資源等を活用したいいわゆる循環型の施設園芸、これが将来的に継続していくような取り

組みというものを進めてまいりたいというふうに考えてございます。

**○井上委員** これは、雇用の拡大というところにも視点がいつてる内容なので、そこも含めて、ぜひ取り組みを強めていただきたいなと思っています。

実は、委員会で高千穂のほうに行かせていただいたら、とってもかわいらしい、それこそ農業高校からたった1人で、あそこに乗り込んで行っている宮崎市の子がいるわけです。でも、恐れを知らぬと言えば恐れを知らないけれども、ああいうものがなければ、本当に地域も含めてだけでも、変わりようがないですよ、ああいう小さいところでいけば。

だから、あの活力と、そしてこういう大規模にやっていくところの団地型になったやつに入植してこられる方たちとは随分違うと思うんです。感覚的に違う。

でも、やっぱり高千穂でああいうふうにして、たった1人で、農業高校を卒業した女の子が行って、あそこで、まずキュウリをつくると言って、キュウリをつくろうとしているわけですが。だから、その人たちが自立していけるような支援と、また、こっちのようなところで、本当に大規模なところに来る農業というのが産業化として非常に認められれば、若い人たちがここに入り込んでくるということを考えていけば、この投資の意味というのは物すごくあると思うんです。

だから、両方を成功させないといけないんだけど、両方を成功させていくときの一つの大きな力に、ぜひ頑張ってやっていただきたいと。まだ、何となく実感を持って見れていないので、そこはすごく残念なところなんですけど、ぜひこれは丁寧にやっていただけたらと思っています。

す。

以上です。

○後藤営農支援課長 営農支援課でございます。

この団地につきましてはコンソーシアムという形で総合農業試験場、あと普及、それとこの暖房機をつくるメーカーだとか、それから環境制御をするソフトメーカー、こういうのがコンソーシアムという形で一緒に研究をするという実証研究の場でもありまして、それを整理しまして、委員がおっしゃいましたように、これをすぐまた波及できる、要するにハードとソフトを一緒に県内に波及できるような、そういう活動もこの中でさせていただくようになっておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○井上委員 いわゆる、きちんとした農業経営者をつくり上げていくというときの、一つの大きな実験といったら悪いかもわかりませんが、そこを通り過ぎていくのには、すごくいいところだと思うので、ぜひそういういろんな意味での社会資本というのをきちんと使えるような人たち、ICTもそうだけでも、いろんな人たちが農業の経営者の中にどんどん出てくるということは大変いいことなので、ぜひ期待しています。

○丸山委員 同じく、この事業についてなんです。ちょっと確認だけさせていただきたいんですが、ハウス施設の整備が、精査によって金額が落ちていたりとか、また種苗供給基地がかなり、2億ぐらい落ちているとか、精査でかなり落ちているんですけども。イメージからすると、ハウスなんかは資材高騰とかで上がるんじゃないかというイメージもあったんですけども、なぜ下がったのか。もし、ハウスの形を変えたとかそういうことをやった、いろんな要因があっ

たのかなと思うんで、その辺をちょっと教えていただくとありがたいかなと思っているところなんですけども。

○日高農産園芸課長 まず、御指摘のハウスの、いわゆる精査後の部分でございますけれども、これにつきましては補正の段階でお願いをさせていただこうということで考えてございましたのが、まだ具体的な企画等が十分詰まっていなかったところもございまして、そういう意味から、いわゆる標準的な工賃といえますか、施工費といえますか、こういったもので算出をさせていただいていたというところでございます。その後、大体その話が固まってくる中で、ある意味、見積り的なところをベースにさせていただいたというところでございます。

それと、あともう一つ、種苗供給施設でございますけれども、当初この7億3,500万というところの中では、受益の範囲といえますのを、この団地以外にも、いわゆるJA中央管内のほかの地域も対象にして効率的に種苗を供給しようというようなことを考えておったわけなんですけれども、その部分が、一応この団地周辺に限られたというところもございまして、その分で減額されたというようなところでございます。

○丸山委員 理論的にはわかりましたので。

あと、先ほど繰り返したとおり、これをどうやって、今後、広めていくのかの中に、私のほうに相談が若干あるのが、正式にまだないんですけども、木質バイオマスの発電をやった熱源を、こういうハウスなんかにはやったらどうかというのを聞いているもんですから、そういったアイデアが、これまでも行政のほうには既にあるんじゃないかなと思っているんですけども。そういうコラボレーションというのは、県内でも4つ、5つ、さらにこれからもやっていき

いというところがあるっていうふうに聞いているものですから、そういうところとの、やはり今後は熱源をどうやってしていくのかという中に、発電をしながら、その余熱をハウスに回していくというような考え方もあるんじゃないかと思ってるんですが、そういう考え方は、今はどういうふうな相談まで実際来ているのか、まだないのか、感想も含めてお伺いできればなと思っているんですけども。

**○日高農産園芸課長** 委員から今御指摘いただきましたバイオマス発電と、いわゆるハウスのコラボレーションということでございますが、まさに可能であればというところでございますけれども、そういうバイオマス発電所があつて、その熱源が有効に活用できるようなところにハウス団地がつかれるのであれば、非常にコストが下げられる、いわゆる熱源としてのコストが下げられる非常にいい形態になろうかというふうに考えてございます。

効率的にバイオマス発電あたりの熱というものを活用するためには、ハウスが点在するのではなくて、やはり5ヘクタール、10ヘクタールという、いわゆるバイオマス発電の発熱量に合わせたハウスの面積というものが、団地が必要かというふうに考えてございますので、そういう取り組みというのを、例えば各地域のほうからそういう発電の考え方があるということであれば、その周辺にハウスが整備できないかというような取り組みというのは、正式ではないにせよ、検討の段階ではいろいろ知恵を絞ろうというようなことは、これまでしてきたところではございます。

ただ、そういう開けたところなり、ハウスが設置できるような、こういったところというのがなかなかなかったりとか、そういったところ

もあつて、現在までできてないというところでございます。

**○丸山委員** ぜひ今後、そういう相談もちよつと来ているものですから、乗っていただきたいというふうに思ってます。

しかし、そこで恐らく一つ問題になるのは、農振の関係とかいろいろあつて、バイオマス発電はできないんじゃないかとかいうのもあつたり、行政にとってはいろいろクリアするハードルが高いんじゃないかと思つています。またそのときはよろしくお願ひしたいかなと思つています。

続いて、予算説明資料の45ページの鳥獣被害のことなんですが、非常に要望がついて、本当にありがたいなというふうに思つているところなんですけども。実際、補正額、昨年度よりもかなり多い額がついてるんですが、実際、現場で駆除をする方々のマンパワーが足りないという話にもよくなつてるんですが、これぐらいついでにいただいてありがたいんですけども、ことし、また鳥獣保護の改正等があつて、駆除をしていくほうもやりやすくなつてきていると思つてるんですが、宮崎県としての体制を改めて確認をお願いしたいと思つております。

**○後藤営農支援課長** 駆除のほうにつきましては、直接的にはこの事業についてはソフト事業とハード事業がございまして、まずソフト事業で、私どもとしては、まず、その地域の皆さんに、要するに鳥獣を入れないというか呼ばない、そういう体制づくりをしていただくということで、まず学習をしていただいて、そして地域を引っ張っていただくリーダーに育てていただくと、そういうことを進めようと。また、それと同時にハードのほうでは、そういう防護柵、それも確実に鳥獣が入らない防護柵をつくつてい

く、そういうことを進めようとしております。

それで、そのソフト面の実施主体等には市町村であるとか関係団体、そして猟友会が入っていただいて、当然、駆除ができないときの有害鳥獣の駆除につきましては猟友会にお願いするというような仕組みになっておりますが。現場では、確かに猟友会の皆さんの高齢化だとか、やっぱり安全面というところで厳しい状況もよくございますが、現実には今モデル集落、28地区動かしているわけですが、非常にその意識が高まってきておまして、例えばそういう無意識の餌づけといいますか、近くに生ごみを捨てたりとか農産物の残渣を捨てる、そういうこともほとんどもうやめられて、そういう動物が近づかない。そして入ってきて、そういう防護柵で防げるというところに気づかれまして、周りの集落の皆さんもそれに非常に気づかれてきているという状況でございますので、委員からございましたように、この予算をいただいて、またしっかり、ことしはそういうことを進めていきたいと考えております。

以上でございます。

**○丸山委員** この予算で防護柵等がどれぐらい、去年よりふえるというようなイメージ、具体的に市町村からの要望等があって、もう100%つくるんだろうと、要望以上につくるのかなと思っ

**○後藤営農支援課長** 実は、ことしは、要望いたしまして、初めて100%いただいたんですが、昨年までは大体70%、要望に対して70%だとか50%というところございますので、まだまだ県内の需要はあるかと考えております。

それで、状況としましては、地域全体を囲むというところが、まだ半分ぐらいしか囲まれて

ないだとか、そういう状況にございますので、こういう形で防護柵等をしっかりつくっていくというのを、あとしばらくは続けていく必要がある。

ただ一方では、やはり自前の作業になるものですから、そういう労力をしっかりと地域内で確保して、努力するというのも重要であると考えております。

**○丸山委員** しっかりついた予算ですので、本来はこういう鳥獣被害がないほうがいいんですが、今、現実的に広がっているのが現状でありますので、少しでもとめていただきたい、かつ駆除するほうもしっかりと連携しながらやっていきたいと思っています。

特に、鳥獣保護法が変わって、警察との協議も必要だというふうに聞いているんですけども、地域をしっかり絞っての夜間での駆除体制もできるというふうに法律に書いているように聞いたもんですから、その辺もやることによって、楽に駆除できる。昼間だと、山の中に入って行って、それをするのが大変だとか聞いているものですから、そういうことも積極的に行っていただくようお願いできればなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

引き続き、いいですか。

この歳出予算説明資料の6ページ、7ページなんですけども、儲かる漁業のことについてなんですけども。これは今、説明を伺いましたら、国のほうでは機器本体のみということで、その取り付け費用を県費で2分の1ということなんですけども、実際、何台ぐらいの想定をしているのかなというのがちょっとわからないものですから、それを教えていただきたい。かつ、それが大体、要望からしたときに、宮崎県内にどれぐらいの船がいて、それにどれぐらい対応

しようと考えているのかも、ちょっと参考までに教えていただきたいと思っておりますけども。

**○成原水産政策課長** 私ども、国の事業の進捗の状況を情報として捉えているんですけども、その中からいうと大体12隻程度が、主に内容としては、やはりエンジンの換装というか、入れかえ、これを御希望されているという情報は把握しております。

船の数でございますけれども、主に御希望の方々の漁業種類からいうと、マグロはえ縄漁業の方が中心になっておりまして、マグロはえ縄漁業全体の船数が大体140隻ぐらいございますので、いろんな事情が、例えば国の採択条件が、燃油の消費をおおよそ5%程度以上クリアするような交換でないといけないという条件があったり、それからエンジン換装のタイミング、それぞれの方々の経営の中のタイミングの状況が少し違ったという結果、その中で御希望されているのが12隻程度になったのかなというふうに推測しております。

**○丸山委員** 補正予算で、今年度限りというように形で表示されているものですから、これがうまくいって、本当に燃油高騰で苦勞するというのが、物すごく我々にも声が届いているものですから、少しでも。2分の1ですので、投資できる方は、逆に言ったら、まだいいのかなと、もうやめてしまう方も多い可能性もあるものですから、今後さらに引き続き要望があれば、少しでも支援をしていただくようお願いできればなというふうに思っております。

それと、いいですか。

引き続き、PED関係のことでお伺いしたいんですけども。これは、あくまで市町村がやっている業務のことだろうというふうに思っております、市町村は、そのかわり2分の1は手出

しをしなくちゃいけなくなっていて、それは交付税か何かで、市町村のほうの手出しの分は出るということで。これは、県のほうは全額基金から来ているということで、県のお金じゃなくというふうに見えるんですけども、全体のスキームを、もう少し教えていただくとありがたいかなと思ってるんですけども。

**○久保田家畜防疫対策課長** 補助の内容が、例えば農場でありましたら、農場の消毒薬、あるいは動力噴霧器という形になりますので、市町村自衛防疫推進協議会が窓口といいますか事業主体になりまして、市町村協議会によりましては、農家さんから負担金を徴収するとかいう形でやる場合も当然あるというふうに聞いています。

**○内村委員長** よろしいですか。

**○丸山委員** 恐らく、これはもう既に終わっているのに、追加で補正したという形になっているんだろうと思って。実態は、市町村がかなり手出しをしていることが多いんじゃないかと思ってるので、その辺も、もうちょっと教えていただければなと思ってるんですけども。

**○久保田家畜防疫対策課長** PED対策につきましては、今、発生が起こっているところですから、当然、急ぎますので、国のほうの4月25日という割り当ての内示がございまして、そこまではさかのぼって助成対象にはできるということになっておりますので、それ以降の分について、今、支援を行うということになると思います。

それと、済みません、市町村の負担の分については、ちょっと今、資料がございませんので、後でお答えさせていただきます。

**○内村委員長** よろしいですか。

**○丸山委員** いずれにしても、県のほうも県単

でやってる、一般質問では7,000万円程度、県費が投入されたということで、あるいは交付税措置をお願いするというようなことだと聞いているんですが、その辺の交渉をどうしているのか、歩合はどのような形というふうにとればよろしいでしょうか。

**○久保田家畜防疫対策課長** 6月、先般、国の今後のPED対策についてというのが公表されております。その中でスケジュール表が出ておりました、消費・安全対策交付金でありますとか、交付税措置とか、そういう形の部分については、追加要望を今後検討するというようなスケジュール期間が出ております。そこで要求していくことになると思います。

**○丸山委員** 多分、宮崎の場合には口蹄疫関係で、予備費みたいな感じで防疫の予算があったから速やかに動けたと思っているんですが、ぜひ国のほうにもちゃんと、防疫を国全体でやっていかないと、これちょっと広がってしまっている状況ですので、ぜひその辺はしっかりと取り組んでいただくことをお願いしたいと思っております。

**○内村委員長** よろしいですか。

**○井上委員** 家畜防疫対策課長にお尋ねしたいんですが、例えば農場と畜場の出入り口による消毒の実施というのは、これは物すごくよく理解できるんですけど、この死亡豚用保冷庫の設置というやつですよ、この。これって、ちょっとイメージが、相当な豚が死んでいるわけだから、死んでいるのをずっとそこに置いて、結局どうするのかなって。ちょっと、冷蔵庫とかあんまり信じるものじゃないっていうふうにして、イメージとしては持っているわけですけど、ずっとそこに置いておくと。

それと、ウイルス系のものなので、それって

どういうふうな対処の仕方をするんだろうかって。ちょっと、保冷庫っていうのは初めて聞いたような気がしたんですけども、これはどういうような状態になっているんですか。どういうふうに理解して。これ、事業効果は、農場防疫の強化によるPEDの蔓延防止と早期沈静化となっているわけ。だから、そこをイメージしたときに、この保冷庫とどういうふうに合うのがちょっとよくわからないんですけど、それはどうなっているんですか。

**○久保田家畜防疫対策課長** 死亡豚の保冷庫という形でございますけど、死亡豚につきましては、死亡豚を収集する業者さんがあります。その業者さんの頻度を少なくするといいますか、業者の方々は農場をずっと収集運搬で回りますので、それを回るということは、それだけウイルスの蔓延のリスクが高まるということにもなりますので、保冷庫を活用することによって、当然、腐敗も抑えられるんですけど、そういう頻度を減らすということで、蔓延防止のほうにかなり効果があるというふうに考えています。

**○井上委員** 保冷庫の中に入れていたときには、そのウイルスの蔓延はないというふうに理解していいということですか。

だから、保冷庫って書いてあるから、例えばカチカチに凍っているんですかね。(「そうです」と呼ぶ者あり)ということは、ウイルスの動きはそのときにはないというふうに理解していいわけですね。

だから、養豚場の近くにそれがずっと置いてあるのではなく、全く別のところに大きな保冷庫があるというふうに理解するわけですか。それは、出したときの消毒とか、PEDがおさまった後はどうなるのかとか、そういうのはどうなるんですか。ちょっと細かいことを聞いて恐縮

です。

**○久保田家畜防疫対策課長** 今いろんな病気がございますので、養豚場の場合、共同で何人かで使うような保冷库というのは今考えておりませんで、各農場に設置する保冷库という形になります。

それと、ウイルスがカチカチになるという部分ですけど、収集の業者さんが死亡豚をトラックに乗せてずっと回るといふ行為自体が、ウイルスを、もしかしたらまき散らす原因になり得るかもしれない。当然、収集の業者さんは、かなり消毒されて、気を使われてやられておりますけど。だから、そこのあたりを、少しでも考えられるリスクは減らすと、農場側もそういうリスクをもらわないようにするというような形で、各農場に設置する保冷库という形でございます。

**○井上委員** 何度もごめんなさいね。

そしたら、そう大きなものでもなくですか。その発生、自分ちの農場で何匹死にましたみたいなのをデータをもらったりするけど、何頭出ただけだけけど、その頭数がきちんと入るだけのものを各農場が設置するということですか。ずっとそこにためておくわけにはいかないでしょうから、それが満杯になったときに、そのときにそこだけをとりにくるといふイメージなんですか。

**○久保田家畜防疫対策課長** 大きな工場みたいな保冷库ではなくて、数十万単位ぐらいの、収集の頻度といいますか、期間を広げるために一時的に保冷する保冷库という形です。

**○井上委員** 最後はどうなるのかな。

**○前屋敷委員** 最終的には、収集した後、どういう処分の仕方をするんですか。口蹄疫のときには、埋却処分をしたわけなんですけど、結局、

この死亡した豚についての最終処分はどのような形で、埋却ではないんですね。

**○久保田家畜防疫対策課長** このPEDにつきましては、殺処分とか汚染部品の埋却をするという病気ではございませんので、通常の死体の処理という形になります。

要は、農場で家畜が死んだ場合は、電話をして収集運搬の業者に頼みます。その業者の方が、化製処理、レンダリングといたり化製処理とありますが、肥料であるとか、そういう原料として使う工場が都城のほうにあるんですけど、そこに集められて処理されるということです。

だから、埋却とか焼却とかするのは、口蹄疫とか鳥インフルエンザ等の疾病ではやりますけど、PEDについては通常の流れをとるといふことになります。

**○井上委員** わかりました。

**○内村委員長** 大丈夫ですか。

**○緒嶋委員** PEDですけれども、やはり早期沈静化とか蔓延防止とかってやるためには、その原因とか対処法がわからにやいかんわけです。ある程度、県の施設にも出るぐらいのものだから、なかなか厳しいのかと思うけど、そのあたりは、毎日、これは蔓延防止のための、口蹄疫の場合は石灰をまいたりとかいろいろしておりますが、これ対策はどういうことをやるわけですか。消毒やらは、毎日、消毒しているわけ。養豚農家はどのような形で対策を立てておるわけ。

**○久保田家畜防疫対策課長** 養豚農家の場合、出入り口での不必要な方の出入りの制限でありますし、特にと畜場といいますか、ほかの方と交差するところがございますけど、そこから帰ってきたら消毒をするとか、そういう形になっていきます。それと、当然、出入り口での消毒、専用服の着用とか、そういうふうには外と隔離する

ような形での対策になっております。

○緒嶋委員 その消毒というのはどういう形で消毒するわけ。一口で消毒という言うけど、我々はわからんわけだ。

○久保田家畜防疫対策課長 車については動噴等で丁寧に行いますし、人については手でありますとか、靴、長靴等の消毒という形で、当然、入り口では履きかえるという行為が一番重要なんですけど、履きかえて、作業が終われば消毒。あるいは、中に何か物を持ち込もうとすれば、そこをまた消毒を噴霧するという形になります。

○緒嶋委員 それだけで、このPEDは防げるわけですか。

○久保田家畜防疫対策課長 PEDの発生経路といいますか、原因究明につきましては、なかなか今難しいといいますか、明確になっていないところなんですけど、原因につきましては1つではないというふうに思われます。いろんなケースがあるんだろうと。そういうことを想定いたしますと、どこからかウイルスが農場に入ってくるということですから、小さいことを、一個一個の消毒を積み重ねていくとか人を入れなとか、そこ辺を厳重にやるということが重要であるというふうに感じています。

○緒嶋委員 いや、それだから、今言われたようなことをすれば、それだけでPEDは防げるのかっていうわけです。

○久保田家畜防疫対策課長 目に見えないウイルスですので、かなり困難な作業になるとは思っています。

ただ、リスクをいかに下げることということが重要だと思っておりますので、もう農家さんにとっては非常に煩雑なことだと思いますけど、一個一個を積み重ねていただきたいというふうに思っています。

○緒嶋委員 まだ原因や病気が蔓延するというか、それがはっきりわからないということでもありますので、これは相当、養豚農家は、ある意味じゃ面倒くさいぐらい消毒っていうか、そういう対策を立てなければ、これは蔓延をなかなか。今は、その後の発生はないわけですか。この前、本会議で言われた以降の発生はないわけかな。これをまだ見てないけど。

○久保田家畜防疫対策課長 現在のところ、5月の22日の小林市が最終になっております。

○内村委員長 よろしいでしょうか。

○蓬原委員 鳥獣被害についてですが、技術開発等という言葉も出てくるんですけど、この鳥獣被害に要する県費というか、被害額の算定が新たになって、たしか11億円というぐらいの数字を覚えています。これに、あと防護柵を張ったり、いろんなことをやっていますよね。これが数億円かかって、15億円ぐらいが、宮崎県として一般会計の歳出になっているんじゃないかなということを概念的に捉えていまして、これに市町村の分が恐らくあるでしょうから、全県的にいえば、イタチごっこという言葉があるけど、イノシシごっこじゃないけど、お金をかけてもかけても、毎年こんだけのお金をかけていけないといけないのかと。

例えば市町村の一般会計というのは、小さいところだったら一般会計は60億、70億円なんですよ。私の三股町でも90数億円です。例えば、15億円かけても、6年かかったら、この鳥獣害対策費用が一自治体の1年間の一般会計分に相当するんです。

これ本当、根本的に真剣にやらないと、10数億円だからって、毎年毎年、惰性的などとは言わないけどイタチごっこ風にやっていって、もう際限なくお金がかかってしまうなあと思ってい

まして、かなり非生産的な投資だなと思っております。何か根本的に今までのやり方を変えて、視点変えて頭数を減らす、あるいはブロックするというようなことをやっていかないと、だめなんじゃないかなという気がしてまして。今のやり方でいえば、方法としては頭数を減らすことは鉄砲とわなだけですから、それとブロックするのは、侵入防止するのは電柵だけですから、まず現状を教えてください。

○後藤営農支援課長 営農支援課でございます。

捕獲のほうにつきましては鉄砲、あと、わなという形になります。防ぐほうは防護柵ということになります。基本的には、今のモデル集落の中で非常にいいところになりますと、既に有害鳥獣はもう見なくなったと、要するに農産物の被害がなくなったという事例が出てきておりますので、そういう意味では、そこは何をやったかといいますと、まず誰もとらなくなった柿とか、それとか先ほど申しました農産物の捨てるものを山に捨てるとか、生ごみを家の近くに捨てるとか、そういうことを一つ一つやめてきた結果、動物が近づかなくなったというのが一つあります。

それと、やはり農産物をつくる水田と畑の周りには、非常に時間のかかることですが防護柵を一つ一つ張って、そしてすき間があかないように、猿であれば猿が入りにくいような非常に柔軟性のあるような防護柵、電気牧柵を張るといような、そういうことを一つ一つ積み重ねてきた結果、数年それを続けて被害が出なくなったということがございます。

また、全国的に見ますと、この予算は100億程度の推移をしておりますが、今回、九州の配分は全て100%となっております、そういう意味では効果が出てきた県があるんだというふうに

認識しております、やはりここは先ほど申しましたが、地道であります、集落全体がそういう意識を持って近づけない、餌づけをしない、そして守るべき農作物はしっかり守る、そして必要なときには捕獲もお願いして、しっかり捕獲する、それをやっぱり集落全体が意識を持って取り組む、それが重要ではないかなと考えております。

○蓬原委員 対策を講じていただいているのはわかっているんですが、中山間地、人が減っていきますよね。減っていくと当然、イノシシや猿や鹿の活動域が広がってくるわけで、これがそういう効果が見えて、例えば今、仮に宮崎県が15億円、今100億という数字が全国で出ましたけど、これが来年は95億、90億と減っていくのであれば、これはこれで頑張っているんだと思うけど、これがずっと同じで、我々がいる限り、この対策をやっていかないといけないとすると、ずっとこの予算要るわけですよね。何かこう低減させていく方法を見つけないと、どうなんだろうと、無駄なお金というか、投じているような気がしてならないので。

この前、九大の西米良の実習林に行きました。ここは植生のこととか、いろんな研究をされていまして、そこでイノシシとか鹿とかの話にもなったんですが、そこでの話では、結局、木を切らないことが出てくる原因になっているというような言葉があったと思っています。というのは、例えば鹿を例にとると、鹿が一番生息しやすいのは野っ原だと。野っ原には、自分の背の高さにいろんな草があるので、そこにいるんだと。奥山を切らなくなったので下に出てくるようになったんだという話があって、逆説的に言うと、奥山の木をうまく切ると、鹿はそちらに行ってしまうんじゃないかというようなこと

になると思うんです。

だから、九大だとか宮大にも実習林があるという話ですけど、そのあたりの何か共同研究みたいなことも、こちらは農政ですから環境森林部ともよくお話しになって、何かそういう生態系をうまくやることで、動物の生息域を逆に奥山につくってあげるといふか、木を切ることがそういうことになるんだというようなこと等もあるようですので、根本的なところから共同研究という形で一回研究されてみたらどうか。我々は知りませんでしたけれども、九大が宮崎県内に物すごい大きな実習林を、演習林を持っている。だから、宮大も当然あるわけで、そういう研究もされたらどうかということが一つと。

アユをとるときに、おとりアユの釣り方ってあるじゃないですか。私の近くに桃をつくっている人がいて、やっぱりイノシシに相当やられたと。その彼が言うには、いろいろ語ったんだけど、もうこの際、小さなわなを置いとってでも入らんと、彼らも学習する、においを感じすると。だから、1反歩なら1反歩、大きい柵をつくって、地獄網みたいにして、そこに誘導したらどうかと。誘導するには、その作物が一つと雌豚ですよ、豚の雌の発情期のやつを置いておくと、雄は集まってくるというわけですよ。そこを一網打尽に、一旦入ったら出られないような地獄わな方式にして、それは私も言ったんですけど、そういうぐらいの大がかりに、例えば小高い山に一つの柵をつくって、そこに誘導して一網打尽にしてみるとか、何か発想を変えてやってみないと、ずっとこの予算は、毎年毎年、何十億というお金がこのために出ていくと。

繰り返しになりますが、里山は人が少なくなるので、ますます彼らの活動域が広がるので、

もつとこの予算がふえていく可能性もあるということだから、何か見通しのきく予算の使い方をしないと、どうも釈然としないものがありまして、そのあたりどうですか。突然でしたけど、お考えがあったら、ちょっと。

**○和田食の消費・安全推進室長** 蓬原委員がおっしゃった、その防護柵にかかる費用というのが、もう繰り返し繰り返しとか、やはりそういう問題はあります。

しかしながら、今年度の予算要望については、市町村の希望どおりということで国が認めてくれましたので、それでもって、ほぼ、トータルで5億3,000万円のうち5億円近くが、柵の整備ということで市町村から要望が上がっております。これによりまして少しずつでも効果が上がれば、柵に要する費用というのは、今後少なくなるのではないかとということも考えられますので。

それと、産学官連携による検討でございますが、本県におきましては23年度ですけども、宮崎大学と共同で試験圃場を設置しまして実証などを行っております。昨年度からその実証はしておりませんが、やはり、今後さまざまな角度から検討を加えてまいりたいと考えております。

**○蓬原委員** ぜひ、さまざまな角度から検討を加えていただいて、年次的に、こういうことに要する費用が低減していくように、そしてその効果が見えるような形で知恵を絞っていただいて、農政水産部だけではなくて、横断的に環境森林部ともよく討議していただくといいんじゃないかなということで、希望しておきたいと思っております。

**○緒嶋委員** やはり、鹿でもイノシシでも、ジビエっていうんですかね、後を、その殺したも

のを利用すると。逆にその発想の転換で、埋却するだけじゃなくて、それを食品にするというところとあれですが、そういう発想が長野あたりでかなり進んでいるわけですね。これはもう大変、その殺傷したところでどう運び出すとか、猟師なんかも、もう大変なわけ。わなでとったのは、そのわなの場所で、わなは割りと行きやすいところに設置してあるからいいんですが、そういうこともやらないかんし、言われた地獄わなというか、高千穂では猿を一遍に35頭、殺傷したこともあるとですよ。それは大きなわなというかな。そやから猿知恵よりも上で、人間知恵でやらにゃいかんわけや。猿知恵に負けちやいかんわけ。

そういうことでいろいろ知恵も出さにゃいかんし、やはりこれは言われたとおり毎年被害額が減ってくればいいんだけど、なかなか、今、繁殖能力が物すごい強い。鹿なんかでも、年に2回、子を産むんじゃないかというぐらい言われておるわけです。それじゃから、なかなかこれは、適正規模にするというけど、そういう有害鳥獣の場合、実際の規模が、その頭数が、何が適正かわからんわけです。

だから、これはやはり、私は本当に言われたとおり無駄な、ある意味じゃ、費用対効果を考えりゃ、効果のないような予算であるけど、中山間地とか、そういう被害を受けておる地域から見れば、何とかしてほしいというのが、もう偽らざる気持ちなんです。それにやられたら、もう生産意欲もなくなるわけです。それだから、来年からそこがだんだん耕作放棄地になって、そして最後は、もう仕方がないので自分の集落の周りをネットで囲めば、人間のほうがネットの中で生活して、鹿や猿とかイノシシのほうが外で生活するから、人間のほうが囲まれたよう

な生活を地方ではしておるわけです。

本当、皮肉なというか、深刻な状況であるので、この対策はやっぱり国が中心でやるべきだと。だから、私は自衛隊でやれといつも言うわけ。集団防衛よりも、自衛権よりも、このほうが先じゃというぐらい、私は本当に思って、国民をそれから守ってほしい。国民が国土に住めんような状態になりよるわけじゃから、そのほうが先じゃないかなと個人的には思うぐらいの本当に深刻な状態を皆さん方も考えて、対策は今言われたとおり、農政水産部だけではなく連携をしながら、私は根本的には国がもうちょっと真剣に考えるべきだと思うんですけど、国の対策と連携も含めながら、宮崎県として何ができるかということ、知恵を出してほしいということ強く要望しておきます。

○内村委員長 ありませんか。

○中田畜産新生推進局長 先ほど、丸山委員のほうからPEDの関係で、かなり市町村が負担しているんじゃないかという御質問がございましたけれども、市町村のほうで自主ポイントを設けているところが幾つかございます。そういう面でかなり市町村の、それと農家に対して自主的に消毒薬を配ったり、いろんな取り組みをしていただいております。

それで、県のほうでは、先ほど言った消安交付金の活用をしたり、あと口蹄疫復興ファンド事業のほうで、市町村の自主の消毒ポイントについては、その一部を支援するというところで、昨年度、25年度末から今年度も含めて支援するような形でやっているところです。

あと、県の消毒ポイントのほうを、この前の議会のほうで6,400万円ほど負担があるという答弁をさせていただきましたけれども、それにつきましては、消安交付金のほうで、一部、県の

ほうにも支援がございます。

あと、今回、先ほど課長が申しました6月6日の日に、農水省のほうでPED対策についてという、今後の対策について方針が出されておりますけど、その中で都道府県のそういう対策に対して特別交付税が措置できるように一応検討するというような書きぶりになっておりますので、引き続き国のほうに、これは本県だけではなくて全国的な問題でもございますので、各県と連携しながら、国の支援を今後とも要望してまいりたいというふうに考えています。

以上です。

**○緒嶋委員** 議会のほうでも、このPEDについては意見書を提出したいということで、今、調整が行われておりますので、前向きに議会のほうも積極的に動きたいということであります。

**○内村委員長** よろしいですか。

では、次に報告事項に関する説明を求めます。

**○向畑農政企画課長** 常任委員会資料の12ページをお開きください。

損害賠償額を定めたことについて、2件の事案がございます。御報告いたします。

1件目ですが、上のほうでございます。事案の内容は草刈り作業に伴う車両損傷事故でございます。26年4月16日に発生したものであります。総合農業試験場茶業支場の圃場内におきまして、作業中に草刈りをしておりまして、はじいた小石が、隣接する町道を走行してございました相手方の窓のほうに当たりまして、車両を損傷したものであります。

2件目です。下のほうでございますが、事案の内容は県有車両による交通事故でございます。25年11月14日に発生しております。農業大学校農業科学公園内におきまして、職員が後方のほうに移動しようとした公用車が、停車中の

相手方の車に接触いたしまして、車両を損傷したものでございます。賠償金につきましては、任意保険等から全額が支払われております。

作業中の安全や交通安全につきましては、機会あるごとに職員の意識高揚に努めておりますが、今後とも一層の徹底が図られますよう、再発防止に向けまして厳しく指導してまいりたいと考えております。

損害賠償額を定めたことにつきましては以上でございます。

続きまして、13ページをごらんください。右側のほうでございます。

25年度の繰越明許費の繰越計算書についてでございます。

これは、25年度に議会において承認いただいております繰越事業につきまして、繰越額が確定いたしましたので御報告をいたします。

下のほうでございますけれども、合計に記載しておりますとおり、農政水産部全体で17の事業、繰越額が75億2,120万8,000円となっております。

駆け足で済みません。次ページ、14ページをお開きください。

こちらのほうが、25年度宮崎県事故繰り越しの繰越計算書についてであります。

これは、24年度の国の緊急経済対策事業で25年度に繰り越した事業が、入札の不調等により契約締結に日時を要しまして工期が不足した等々の事由にございまして、26年度への事故繰りを行うものでございます。

その繰越額の御報告を行うものでございますが、合計が下のほうに記載しておりますが、部全体で3事業、7億720万1,000円となっております。

繰越事業の執行につきましては、関係機関と

の連携を図りまして、早期完了に努めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○内村委員長 執行部の説明が終了しました。

報告事項についての質疑はありませんか。

○緒嶋委員 この明許繰り越しですが、完成予定がそれぞれ書いてあるわけですが、これは予定どおり進捗しておるわけですね。

○河野農村整備課長 部全体で約75億円余の繰り越しさせていただきまして、農村整備課のほうで、その大半になります47億円ほどの繰り越しをさせていただいております。

現在、当然ながら年度内の完成に向けまして、職員一丸となりまして取り組んでいるところでございまして、一応ここに上げております予定工期内で、完了に向けて今取り組んでおります。

○丸山委員 事故繰りはこういうことでわかったんですけども、平成24年度の補正予算がかなりついて、不調とかがあって、なかなか厳しい状況だったんで、実質、国のほうに返還せざるを得なかった金額も多分あるんじゃないかなと思っておりますが、どれぐらい返上といえますか、した金額がわからないもので、それを教えていただくとありがたいかなと思っておりますけども。

○河野農村整備課長 当課で所管しております農業農村整備事業関係についてでございますが、現在のところ、県営関係で約7億1,000万ほど、そして団体関係のほうで2億4,000万ほど、合わせまして9億5,000万余の不用のほうを出す見込みとなっております。

○丸山委員 24年度はそういうことの繰り越しが、事故繰りができなくて、もう返還というようになってしまっているものですから、平成25年度も75億の明許繰り越しがあっているもので

すから、ぜひ、これが早くに発注していただいて。事故繰りは、多分ことしはもうあり得ないと思っておりますので、しかしながら先日の大雨みたいに、ああいう形で何が起こるか分からないものですから、早目早目に発注していただいて、工期が十二分にとれないと、また不調が出てきたりして、結局この75億のうちに、またひょっとしたら、今みたいに9億幾ら返還するようになると、非常にもったいないというふうな思いがあるものですから、繰り越した額がちゃんと終わるように、進行管理を含めてやっていただければと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○内村委員長 ほかにありませんか。

○重松委員 13ページの、14ページもあるんですけど、農村整備課の真ん中に農地防災事業とありますね、下のほうには耕地災害復旧もありまして。この農地防災事業をちょっと内容を教えていただけませんかでしょうか。

○河野農村整備課長 これは繰り越しの内容でしょうか、それとも事業の内容のことでよろしいでしょうか。(「事業の」と呼ぶ者あり) はい、わかりました。

農地防災事業につきましては、農地保全事業とか、ため池等整備事業というようにいろいろな事業種類がございます。

農地保全事業につきましては、例えば畑の周りに水路を設けまして、降雨等によりまして、のり面等が侵食されるのを防ぐというようなものでございます。

あと、ため池等整備の中では、例えば宮崎周辺に多くのため池がございます。老朽化等で整備が必要なもの、これについて整備を行ったり、またあと県北等では山腹のほうに用水路が延々と引かれてございますが、こういったものも老

朽化して、もし越水、そして壊れたりしますと下流のほうに被害を及ぼしますので、そういったものの整備を行っているというところがございます。

また、それ以外にも幾つか事業はございますが、重立ったものとしましては、そういったものがございます。

○重松委員 なるほど、わかりました。

前回の質問で、津波対策の農地農業BCPの件でちょっと質問したことがあったものですから、水門とか樋門とかそういうこともあって、それに伴うこと。今の話は、ため池とかいうことでありましたけど。わかりました。どうも済みません、よろしく願いいたします。

○内村委員長 ほか、ありませんか。

○河野農村整備課長 若干、先ほどの丸山委員からの問いに対して不足していた分がございましたので、委員のほうから不用についての御質問がありましたが、あれで私のほうが答えた金額につきましては、平成24年度の経済対策分にかかわる不用ということで御理解いただければと思います。

○坊園畜産振興課長 済みません、平成24年度の経済対策につきまして、不用につきまして、畜産振興課のほうも公共事業のほうで2億5,700万ほど出ておりますので、御報告させていただきます。

○日向寺漁村振興課長 漁村振興課でございます。

漁村振興課のほうも、平成24年度の不用でございますけれども、1億5,052万7,000円の不用が出ております。

○緒嶋委員 その原因というのは、経済対策とかいろいろで予算がふえたからというのか、その大きな、それもこの不用額というのか、もう執

行できんで返すことになった原因というのをもうちょっと詳しく。それはもう2年間あるわけだから、2年間で消化しきれなかったというのは何か原因があって、繰り越したから、補正だから期間が短かったというのものもあるかもしれないけど、その原因は何か、大きな原因、それだけ不用も国庫返還しなきゃならなかった大きな原因。

○河野農村整備課長 不用になりました箇所も幾つかございます。重立ったものとしましては、やはり用地買収ができなかったものとか、地元調整に日時を要したというものもございます。

結果的には、24年度の経済対策について、通常15カ月予算とは言われておりますが、県議会の御承認後の執行ということで、実質的には12カ月程度ということになります。かつ、県の場合でいきますと、やはり年度内に予算執行まで立てた、契約まで結んだものしか事故繰り越しはできませんでしたので、年度内にそこまで行き着かなかったものについては、大変申しわけがございませんでしたが、不用とせざるを得なかったというところがございます。

○日向寺漁村振興課長 先ほどの漁村振興課の不用でございますけれども、こちらのほうは事業が完了いたしまして、額が確定して精算をした結果、生じたものでございます。

以上です。

○坊園畜産振興課長 先ほどの2億5,700万のうちですけども、4,000万ほどについては入札残での不用でございます。

残りにつきましては、やはりちょっと地元との調整等で時間がかかりまして、着工に至らずということでございます。

○緒嶋委員 補正で予算が来るのはいいんだけど、補正で来る予算というのは、ある程度、県

が要求して予算が補正はつくのか、もうそれとは関係なしに、補正は国のほうからストレートに、あんとどこ何億ですという形で来るのか、そのあたりはどうなんですか。

○河野農村整備課長 基本的には、県からの要望に対して、国のほうから割り当てが来るというところでございます。

○緒嶋委員 それだから、そこ辺の県のそういう補正、それは少なく補正を、確実なものだけを補正で要求するというのも、それは消極的だから、ある程度オーバーで補正するのはいいけど、トータルとしたら十何億も返す、13億か、返すというのは、やっぱりこれは。国はそのことについて何も、ありがとうございましたというわけかな、国に返したのは。何かそこ辺で、何でそうなったかということは国に報告する必要はないわけですか。

○河野農村整備課長 今回、多額な不用のほうを出してはおりますが、それに対して具体的に国のほうから、どうだこうだということまでは、まだ今のところは言われてございません。

○緒嶋委員 予算が消化できるところに、予算をつけるようにしてください。

○河野農村整備課長 要望に当たりましては、今後さらに精査を努めた上で要望していきたいというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○内村委員長 よろしいですか。

では、次に移ります。その他、報告事項に関する説明を求めます。

○大久津地域農業推進課長 地域農業推進課でございます。

お手元の常任委員会資料の15ページをお願いいたします。

農業科学公園及び農業総合研修センターへの

指定管理者制度導入について、御説明いたします。

1の導入背景等にありますとおり、農業科学公園におきましては利用者数が伸び悩む中、県民ニーズに合った運営や内容の工夫が必要であり、また、研修センターでは農業研修に対する県民ニーズが多様化しており、民間のノウハウを活用しながら、さらに充実強化を図るため、今般、指定管理者制度を導入することといたしました。

次に、2の指定管理業務の概要ですが、公園及び研修センターの利用並びに維持及び保全に関する業務、研修センターにおける各種研修の実施に関する業務、そしてその他の管理運営に必要な業務など6項目でございます。

次に、3の主な基本方針でございますが、利用者の安全確保を第一に、公園は広く県民が利用できる憩いの場を提供し、研修センターでは、本県農業の担い手となる人材育成に努め、各施設を有機的に組み合わせた行事や研修を実施しながら、施設型研修の総合拠点を目指すこととしております。

また、(5)の隣接する農業大学校との連携と協力を図りながら、双方の発展を目指すこととしております。

次に、4の導入メリットでございますが、民間のノウハウによる魅力的な公園イベントや効果的な研修による利用者増やサービス向上、2つ目は、指定管理者の自主事業や休日の事業拡充等による施設の利用促進と県民サービス向上、そして、費用対効果の向上が期待されます。

次に、5の指定期間ですが、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間といたします。

次に、6の基準価格ですが、指定管理料の上

限度として過去の実績等を基準に、人件費や運営費等を積み上げて積算しており、年額6,327万1,000円、3年間の総額を1億8,981万3,000円としております。

次に、7の利用料金等の収入でございますが、施設の利用料、生産物の売り払い収入や研修費等につきましては、先ほどの指定管理料と合わせて指定管理者の収入となります。しかしながら、過去の実績等を基準に、総額が1,439万円を上回った場合は、県と折半することとしております。

続きまして、16ページをごらんいただきたいと思っております。8の指定管理者の選定ですけれども、(1)の選定方法は、申請書類に基づきまして、資格審査を行う一次審査と、応募者のプレゼンテーションを直接、選定委員が審査する二次審査により選定することとしております。

(2)の選定委員につきましては、行政経営課が示しております選定基準に従い、5名の委員を選定しております。

次に、9の審査項目ですが、同じく行政経営課が示す標準的な審査項目をもとに、今回は、②の公の施設の効用を最大限に発揮する事業計画として、公園及び研修センターの利用者サービスの向上や利用者増への取り組みに対する自主的事業の提案、及び効果的な研修の提案も考慮した審査項目に重点配分することとしております。

次に、10の今後のスケジュールでございます。6月10日に第1回目の選定委員会を開催したところであり、7月から9月にかけて2カ月間で指定管理者の公募を、さらに10月には選定委員会による候補者の選定を行いまして、11月議会におきまして御提案いたしまして、来年度からの指定管理者による運営を予定しているところ

でございます。

続きまして、17ページをごらんいただきたいと思っております。指定管理者制度の導入に伴いまして、今後の方向性と関係機関との連携につきまして、4つの視点で整理しておりますので御説明いたします。

まず、左上の教育連携でございますが、農業大学校及び農業高校との連携では、施設・研修の相互融通を初め、イベント等の一体的な運営を行いまして、即戦力となる農業者の育成を目指すこととしております。

左下の営農定着、経営・技術向上ですが、普及センターやJA、農業振興公社等との連携による多様化・高度化した新規就農者やリカレント教育などの研修体制の確立と、就農後も含めました技術向上支援に努めることとしております。

次に、右上の生涯教育ですが、栽培体験等の生涯学習、地元農畜産物の加工体験や販売による食育・地産地消の推進を行うとともに、平成24年度に設置いたしました口蹄疫メモリアルセンターを活用した展示や情報発信等を行いまして、地域と一体となった農業・農村、農業者への理解促進を進めることとしております。

最後に、右下の地域との連携・貢献ですが、さいとこゆ観光ネットワークや地元自治体等と連携を図りながら、年中行事として定着してまいりました西都児湯鍋合戦等などの各種のイベントを通じまして、地域の観光・イベント等の相互協力により地域の活性化を進めることとしております。

説明は以上でございます。よろしく御願いたします。

○後藤営農支援課長 資料の18ページをお願いいたします。燃油価格高騰の施設園芸への影響

と対策についてであります。

1の燃油価格の動向につきましては、平成16年5月からのA重油価格の動向を載せておりますが、乱高下しながらも上昇基調は続き、この5月には、1リットル当たり104円と、この10年間で2倍強の価格上昇となっております。

グラフの下の表は、ハウス加温期間の平均単価ですが、今期は1リットル当たり99.7円となっております。

2の農業経営への影響につきましては、(1)に1,000平米当たりの暖房経費の試算を載せておりますが、1リットル当たり100円のとときには、重油使用量の多いピーマンで135万円、マンゴーで220万円となり、農家経営への負担が大きくなることaugうかがえます。

(2)の経営の動向につきましては、ハウスでは保温資材によって保温性を向上させたり、循環扇によって温度むらをなくすなど、重油削減のための努力が継続されております。

また、重油使用量の多い品目で、作付の一部を使用量の少ない品目に転換した事例も確認しております。

続きまして、19ページをお願いいたします。

3の対策の取組状況であります(1)の短期的な取組としましては、①の燃油価格高騰緊急対策を活用しまして、ヒートポンプの導入を中心に11億8,000万円の省エネ機器等の整備がなされております。

また、セーフティーネット構築支援による補填金の交付につきましては、参考の欄にこの4月期の試算をしておりますが、物価調査のA重油の単価105.2円と事業の発動基準額88.2円の差額の1リットル当たり17円の補填金が交付される見込みとなっております。なお、\*この2カ年間で交付された補填金は、16億7,000万円となっ

ております。

②の経営・技術指導につきましては、経営力アップ支援事業で普及センターが中心となりまして農家の経営分析を行い、課題を洗い出し、目標を定め、経営と技術の両面で指導を行ってきております。

また、目指せ「所得アップ」経営・技術サポート作戦では、実際に県内のモデル集団で省エネ技術の実証を行いまして、これまでの5カ年間の成果を所得アップ技術取組成果集として取りまとめ、JAの営農指導員などに配布し、農業団体と連携した省エネ技術の普及に努めているところでございます。

③の制度資金につきましては、農家経営安定のため、経済変動・伝染病等対策資金による対応を図ったところであります。

(2)の長期的な取組であります(2)が、化石燃料に依存しない園芸経営のため、木質バイオマス暖房機の導入を推進しているところであります。昨年8月に農業と林業にかかわります行政や団体、企業で構成されます施設園芸バイオマス利用促進協議会を設置して、バイオマス燃料の確保と暖房機の低廉化や機能の向上に取り組んでいるところであります。

なお、25年度までの木質バイオマス暖房機の導入状況は、116台となっております。

燃油価格高騰の施設園芸の影響と対策につきましては、以上でございます。

○成原水産政策課長 水産政策課でございます。

委員会資料の20ページをお願いいたします。水産業におけます燃油価格高等の影響と対策について御説明させていただきます。

まず、1の燃油価格の動向についてでございますが、先ほどの施設園芸と同様に、下のグラ

※59ページに発言訂正あり

フにありますように、平成16年以降上昇傾向が続いておりまして、平成26年5月現在、1リットル当たり102円となっております。

次に、2の漁業経営の影響でございますが、燃油価格の上昇は、本県の主要漁業であり、燃油を多く消費しますカツオ・マグロ漁業を中心に大幅なコスト増加につながっております。

例えば、カツオ一本釣り漁業の場合でございますが、下の表のカツオ一本釣り漁業の欄をごらんいただきたいと思っております。その2段目でございますように、1隻当たり年間で1,000キロリットルの燃油を消費いたしますので、その下に年々の価格が掲載してありますが、平成16年6月では、1リットル当たり39円ございましたので、当時は年間3,900万円、平成21年6月の単価では、1リットル当たり57円ございましたので、年間5,700万円、同様に平成26年5月では1リットル当たり102円ございまして、年間1億200万円かかる試算となります。

現在と平成16年を比較した場合では6,300万円、平成21年と比較した場合は、4,500万円といずれも大幅な増加につながっているところでございます。

次の3の対策の取組状況についてでございますが、(1)の漁業経営セーフティーネット構築事業への加入促進によりまして、現在の経営をしっかりと支えていくことが重要であると考えております。

下の丸にございますように、この漁業経営セーフティーネット構築事業は、国と漁業者が基金を積み立てて、原油価格が基準を上回った場合に補填金が支払われる仕組みでございます。

21ページの上の丸をごらんください。先ほど、補正の内容でも御説明させていただきましたが、漁業経営セーフティーネット構築事業への加入

を促進するため、平成24年度から信漁連と連携して、加入負担金の無利子貸し付けを行っております。

その結果、下の表をごらんいただきたいんですが、左から2列目、加入件数、また3列目の積立数量にありますとおり、24年度以降は加入が増加しておりまして、一定の効果が期待できる状況となっております。

また、右端の補填金の支払い状況についてでございますが、燃油価格高騰、徐々に上がっております関係上、徐々に増加しておりまして、平成25年度は燃油価格が高どまりしたこともあって、7億円を超える補填金が支払われる状況となっております。

次に、(2)の経営合理化を図るための漁業構造改革の取組についてでございますが、燃油高騰によりまして、本県漁業は極めて厳しい状況にございますため、本県の漁業生産を維持するためには、収益性を確保できる漁船の規模や操業方法等を改善したモデルを提示し、将来的な経営の継続や新たな投資を促すことが重要であると考えており、現在、モデルづくりやその実証を進めてるところでございます。

具体的には、下の表に、カツオ一本釣り漁業のモデル実証例を示しておりますが、この例では、74トンのカツオ船を19トンに小型化し、操業方法等を改善したところ、水揚げ金額の欄をごらんいただきますと若干減少しておりますが、燃油コストの削減のところで、これを上回るコスト削減に成功し、全体としての収益性が向上したことが確認をされました。

今後、このモデルの普及に取り組みますとともに、さらにその下の表にお示しをしますとおり、付加価値向上とコストの削減を柱に、新しいカツオ船のモデルやマグロはえ縄漁船のモデ

ルの実証に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

水産政策課は以上でございます。

○原農村計画課長 農村計画課でございます。

常任委員会資料の22ページをごらんください。建設工事における指名競争入札の平成25年度の試行結果及び平成26年度の取組についてであります。

本件につきましては、公共3部での取り組みでございまして、先ほど環境森林部から説明をさせていただいております。重複いたしますが、農政水産部からも簡潔に報告をさせていただきます。

まず、1、平成25年度の試行結果であります。

(1) 実施件数は、平成25年度中に公共3部で186件の指名通知を行い、166件契約をいたしております。

(2) 検証の総括でございますが、昨年度の検証につきましては、「工事現場に近接する企業の受注状況など、災害対応力の強化の観点等から一定の効果が認められるとともに、透明性や競争性においても特に問題は認められなかった。また、完成工事の工事成績評定点についても、ほぼ同じとなっております、おおむね目的にかなうものであった」と総括いたしております。

23ページをお願いいたします。2、平成26年度の取組についてであります。

(1) 方針としましては、「試行件数を確保するため、通年試行するとともに、昨年度の試行の枠組みを基本としつつ、地域の建設業者の育成強化等のため、試行方法に改善を加えた上で、より精緻な検証を行う」としております。

(2) 主な改善内容といたしましては、①指名選定基準の見直しとしまして、指定される企業の多様化を図るため、ア現行の指名選定調書

の見直し、イ指名選定調書の複数化、ウ分割・組合せ方式の導入の3つの見直しを行うものでございます。

ちょっとページを飛んでいただきまして、25ページの参考、指名選定基準の見直しについてをお開きください。まず、1の基本的な対応のところをごらんください。

指名選定基準の項目につきましては、①完成工事高の評価から⑭入札参加実績まで示しておりますが、現行の指名選定調書の見直しにつきましては、⑤の工事指名状況について、指名回数数回ごとに段階的に評価していたものを、指名1回ごとに評価を見直すものであります。

次に指名選定調書の複数化についてであります。

現在は、公共3部の全ての工事で同じ調書を使用しておりますが、農政水産部におきましては、農業農村整備事業の土木一式工事のうち、農業用パイプライン工事におきましては、⑩工事成績及び⑪の施工実績等に加重して評価する調書を設定し、現行の調書と併用いたします。

次に、3つ目の分割・組合せ方式の導入についてであります。

同じ地域で、同じ時期に複数の工事を指名競争入札で発注する場合には、同じ企業が指名されることが考えられるため、管内企業が多い発注機関におきまして、より多くの企業の育成が図られるよう、分割・組合せ方式を活用することといたしました。

下の図をごらんください。具体的には、同じ地域で同時に工事1、工事2の指名業者を選定する場合に、変更後にありますように、指名選定基準によって上位15者を選定した後、上位5者と、6者以下を任意に振り分けまして5者で10者を構成するものでございます。

ページを戻っていただきまして、再び23ページをお願いいたします。

②災害復旧工事等における入札参加資格制限の導入につきましては、一般競争入札では既に実施しておりますが、一つの工事の落札者となった者は、それ以降の工事に係る入札参加資格がないものとして取り扱うものでございます。

最後に、(3)実施時期についてであります。上記(2)につきましては、具体的には来週以降、指名通知を行う工事に適用したいと考えております。

説明は以上でございます。

**○久保田家畜防疫対策課長** 家畜防疫対策課でございます。

PEDにつきましては、お手数ですが、直近の数字に変えておりますので、右肩に最新版と書かれてるペーパーで御説明したいと思っております。裏表両面の一枚紙でございます。

豚流行性下痢(PED)の発生状況等についてであります。

まず、1の全国の発生状況であります。6月16日現在、38道県の766農場で確認され、発症頭数は約98万頭、死亡頭数は約28万頭に上っております。

表に豚の飼養頭数の多い、全国上位10県の状況を示しておりますが、発生件数では、鹿児島県の169件、千葉県100件となっております。

飼養戸数に対する発生率や発症頭数等については表のとおりとなっております。

次に、2の今後の主な国の対策についてあります。一番上の丸にありますPED防疫マニュアルを9月をめどに作成し、関係者の役割分担や発生時の対応のあり方を初め、2つ目、3つ目の丸にあります発生情報の共有や特別防疫対策地域の指定などもマニュアル内に明示すると

いうものであります。

また、下から2つ目の感染経路の究明につきましても、中間取りまとめを9月をめどに公表するとしております。

次に、裏面になりますけど、27ページと書いてありますけど、ごらんください。

3の県内の発生状況についてであります。表に地域、市町村ごとにまとめております。現在のところ、表の中段にあります、小林市の5月22日の発生が最終となっております。

合計の欄にありますとおり、県全体の発生農場数は78農場、そのうち沈静化している農場は68農場となっております。

なお、右手の枠外にこれまでの発症頭数及び子豚の死亡頭数を記載しております。

次に、4の最近の主な県の対策についてでございます。まず、1つ目の丸にありますとおり、家畜防疫員が沈静化していない農場に立ち入りし、ほかへの蔓延防止対策等の確認など重点指導を実施してるところでございます。

次に、2つ目の丸、県営の消毒ポイントにつきましては、設置期間を6月30日まで再度延長しております。設置期間につきましては、発生状況等を踏まえ、検討していくこととしております。

3つ目の丸、消費・安全対策交付金関係につきましては、先ほど2月補正の資料で説明させていただいた内容でございます。

4つ目の丸、発生農家の経営支援につきましては、発生農家78戸、全戸に制度資金の需要調査等を行うとともに、発生の多い地域では、出前相談会をこれまで6回実施し、23件の相談を受けたところでございます。

5つ目の丸、疫学調査につきましては、宮崎大学の協力をいただいて、発生の多かった地域

や川南支場などの検証を進めているところでございます。

最後に、5の発生農家の被害額につきまして、本会議でお答えしたところでありますけど、国の家畜評価方法に基づき、算定方法をお示ししております。

下の括弧内の米印にありますとおり、今回、死亡子豚はほとんど生後10日齢以下ということでございますので、前提として10日齢としております。国の生産費調査から産み落とし価格(産まれた時点の価値)を785円とし、その後10日間の費用である1,610円を加算して、1頭2,400円を算定したものであります。これに県内の死亡頭数、本会議での答弁時以降の直近の調査で、死亡頭数が若干増加しておりますので、この直近の頭数を乗じて、直接的被害額として推計したものでございます。

説明は以上であります。

**○甲斐畑かん営農推進室長** 畑かん営農推進室でございます。

追加資料として配付しております三つ折りのA3資料をごらんください。浜ノ瀬ダム試験湛水期間中における貯水池内の地すべりの兆候についてであります。

国営かんがい排水事業西諸地区は、小林市、えびの市、高原町にまたがる4,150ヘクタールの農地を潤す事業であります。

浜ノ瀬ダムにつきましては、ダム本体工事が完成したことから、1 地すべりの兆候についてにありますとおり、平成26年度完了を目指し、最終確認として、ダムの安全性及び機能を確認する試験湛水を本年5月1日から開始しているところであります。

しかしながら、2の経緯にありますとおり、平成26年6月上旬に、ダム上流域の斜面におい

て、崩落と地すべりの兆候が確認されたところでもあります。

その後、九州農政局による現地調査が実施され、県、関係市町、土地改良区への状況報告がなされたところであります。

地すべりの兆候が見られる箇所についてですが、資料の右上の位置図をごらんください。青い矢印で示している箇所が、浜ノ瀬ダムで、小林市役所の北に位置しております。その上流の赤い箇所が地すべりの兆候が見られる箇所であり、下に状況写真をつけております。

国におきましては、現在、地すべりの調査を実施しており、今後、ボーリング調査などの地質調査を行うとともに、対策工法を検討する予定であります。

本事業は、地元の期待も大きく、地域の農業振興に欠かせない事業であることから、県といたしましては、今後、国に対し早期の対策を働きかけるとともに、国、関係市町、土地改良区などと連携を密にして対応を協議していくこととしております。

説明は以上でございます。

**○後藤営農支援課長** 訂正をお願いいたします。資料の19ページでございます。

3の(1)①のちょうど10行目ぐらいに、セーフティーネット構築支援事業費16億7,000万円と記述しておりますが、私、説明を、これまでに交付された補填金が16億7,000万円であったと説明いたしましたが、補填金を交付するための積立金が16億7,000万円でございますので、訂正しておわびを申し上げます。以上でございます。

**○内村委員長** では、執行部の説明が終了しました。

その他の報告事項についての質疑はありませんか。

○緒嶋委員 燃料燃油の高騰というのが、農業も水産も全て大きな影響が出とるわけですよね。この対策は県としてはなかなか、できれば国がどう対策を立ててくれるかということになると思うんですけども、この中で農業経営への影響、ピーマンなんかは1,000平米、1反当たり220万も燃費がかかるということであれば、マンゴー農家にとっては、この価格でも経営的に成り立っておるのかどうかということをちょっと伺いたいんですけど。

○日高農産園芸課長 マンゴーの農家、今、御指摘いただきましたように、大変厳しい状況でございます。それまで、例えば150万程度で済んだ燃費というものが、約70万ほどふえてるところでございます。ただ、マンゴー農家の中でも、やはり平均的に例えば1.8トンぐらいと言われてる中で、1トンぐらいしかとれない方もいらっしゃるれば、例えば1.8トン以上とれるような方もいらっしゃる。そういった中で技術力の差というところが、非常に経営のほうにも影響してるというような状況だというふうに考えてございます。

○緒嶋委員 こういう燃費がかかるので、もうマンゴー栽培をやめたとかいう人の数というのは、実際やめてはいかんわけですけども、仕方なく廃業というか、やめられたというような人もかなり出ておるんじゃないかなと思うんですけど、実態はどうなっておるわけですか。

○日高農産園芸課長 各地域からの聞き取りとございますか、こういったものでございますけれども、宮崎中央、例えば綾町とかこういったところ、それぞれマンゴー産地がございましてけれども、こういったところで大体12戸ほどの方々、全廃という形ではなくて、いわゆる経営の中の一部を、例えば低温性のトマトであったりとか

キュウリであったりとか、そういうような品目に転換をしてるといような事例は聞いてございます。

○緒嶋委員 今のところ何とかこの燃料の中でも経営は続けておられるということですね。形は少し変わっても、そういうことですか。

○日高農産園芸課長 委員御指摘のとおりでございます。それと、あと、それを支援するという意味で、先ほど御説明させていただきましたけれども、19ページにあるようなセーフティーネットの対策ということで、ここに例示で書いてございますけれども、例えば参考のところに書いてございますように、実質、例えば4月時点で、リッター当たり105円の燃油代がかかってたんですけども、このセーフティーネット対策というものに加入することによりまして、実質17円のバックがあるということございまして、例えばピーマンの農家さんで見たときに、一般的でございますけども、大体ことしの作で135万ほど10アール当たりでかかるというふうに油代を見てございますけれども、この中から約20万円強ぐらいが、いわゆる補填金として返ってきているというような状況でございます。

○緒嶋委員 これだけ油代がかかれば、木質バイオマスの暖房機の導入に変えたほうが、どこかで変えた分岐点というか、いいのかなというように、そういうこともあるんじゃないかと思うんですけど、将来的に木質バイオマスは環境にも優しいわけで、ふやす必要があるんですけど、このあたりの将来の見込みというか、これをいかに、これはピーマンでもキュウリでもですが、木質バイオマス暖房機に変える動きというのは、どのような状態になっておるわけですか。

○日高農産園芸課長 木質バイオマスの暖房機

につきましては、ペレット暖房機が中心でございますけれども、平成29年に500台と、県内で500台導入を目標に現在取り組みを進めているところでございます。

これまでの実績といたしまして、平成25年度で予算措置をさせていただいた実績として、116台分の導入が見込まれてるというところでございます。

やはり、このペレットを導入するかしないかというところで生産者の方々が一つ踏ん切るかどうかというところが、安定的にそのペレットが確保されるかと、先ほど御指摘いただきましたけれども、こういうような取り組みというのが非常に重要だということで考えてございますので、いわゆる環境森林部のほうとも十分連携をとりながら、安定的なその原料の確保といったものに取り組んでいるところでございます。

**○緒嶋委員** いずれにしても、ペレット暖房機は設置費が高くつくわけですよ。そういうことも含めながらも、やはりこの燃料、油は、もう恐らく世界的ないろいろな情勢を見ても、また、円安等の絡みも含めて、安くなる情勢というのはなかなかないと思うんですね。そうなる、やはりこれは政策的にもう少し強く、県のほうも、ペレット暖房機の導入を図るためには、どういう政策を進めるべきかというものをちょっと積極的に進めるべきじゃないかなという気がするわけですね。今までのような対策でいいのか。500台にしても、なかなか容易ではないのではないかという気もするんで、それ以上にふえなければですね。

そして、やはり宮崎県は環境に優しい農業とか太陽光とかを含めて、そういうものを目指すんだという、そういう政策をみんながわかりやすく納得するような政策をやはり農政の中で

も進めていくべきだと思うんですね。そうなる、このバイオマスのもの、これはバイオマス、環境森林部は発電のほうがあるわけですが、これをいかにバイオマスのものを利用するかという政策の中で、農政はもうちょっと目玉政策として、これをもうちょっと強力に進めるべきだと思うんですけど、そのあたりの取り組みはもうちょっと積極的にできないですかね。

**○日高農産園芸課長** 現在進めております500台の導入をもっと加速化しろというふうなところの御指摘だというふうに考えてございます。御指摘がございましたように、例えばボイラーの価格でございますけれども、お話がありましたように、大体1台当たり360万ということで、通常の重油ボイラーの約3倍の価格になります。それに対しまして、今県といわゆる農業団体が助成を強化しまして、結果的に120万の負担でできるような取り組みを国の事業とあわせて実施をしてるところでございます。

ただ、そうはいいまして、もともとの値段が360万ということで高いということもございまして、口蹄疫復興ファンドを活用させていただきながら、いわゆるボイラーの低価格化に向けて、実質200万円台の中で、何とかその機械を整備するというところで取り組みを今進めてるところでございます。これをまた先ほどの次世代の施設の団地の中で実施をするということでも取り組んでございまして、そういう成果を活用しながら取り組みというものを加速化させていきたいというふうに考えてございます。

**○緒嶋委員** 頑張ってください。

**○内村委員長** ほか、ありませんか。

**○前屋敷委員** 農業科学公園と農業総合研修センターの指定管理者への移行という御提案が

あったんですけれども、利用者が伸び悩むとかいろいろな理由もあって、大いに活用しようということは大いにいいことだというふうに思うんですけど、もともとこの研修センター、結果的にはこれまで県が主体でやってきたものを指定管理に委ねるということになるんですが、本来この研修センターの目的として遂行してきた、そこをちょっと教えていただけると。

**○山内県立農業大学校長** 農業総合研修センターでございますけれども、これの設置目的は、農業経営者等の資質向上のための研修の実施ですとか、隣接してつくりました農業科学公園と連携しまして、県内県民の農業及び農村に対する意識を啓発する、農業研修の総合拠点施設というような目的で整備したものでございます。

公園自体は平成9年にオープンしてございますけれども、研修センターの施設本体そのものは、現在の農業大学の整備とあわせて、平成6年の4月にオープンしてございます。

**○前屋敷委員** これまでも農業の専門家の皆さんが集まっていたいて、この研修内容に沿って運営もされてこられるし、宮崎県の農業の方針にも沿いながら、やはり人材育成も含めて努力してこられたというふうに思うんですよ。そういうものを全て指定管理に委ねるということは、その引き受ける指定管理そのものがノウハウを生かすということも述べてありますけれども、かなりのそういう技術的なものも内容的なものも含めて担保できるようなところが受けないと、県の方針とも沿いながら、やはりどう広げていくかという点で、こちらに17ページにもかなり計画といいますか、方向性が示されてるんですけど、私、本来やっぱり県の立場でこういう方向性がここまで示されるんだったら、県

が責任を持ってやるという方向がなぜ追求できなかったのかなというふうに思うんですよね。

やはり、指定管理ということで予算も年額6,300万予定がされているということなんですけど、結果的には、県の体制そのものも縮小していくことにつながってきますよね。人件費も含めて、県のほうは縮小していくということになるわけですけども、その辺で県として責任を負ってそういう方向性が追及できなかったのかどうか、その辺のところを判断された結果なんでしょうけれども、その辺のところをいま一度お聞かせいただきたいと思います。

**○大久津地域農業推進課長** 今回の指定管理者制度につきましては、現存します農業科学公園、それと研修施設、研修センター等をより以上に活用していただく、さらに県民サービスをしていこうという目的でございます。これまでやっております個々の生涯学習ですとか農業実践塾、こういったものは継続して、これにさらに県がやってきました以上のレベルのものを引き続きやっていただくということの中で、指定管理をお願いしようと思っております。

さらに、先ほど連携という形で4つの柱で資料をお示しいたしましたけれども、これにつきましては、指定管理者に全て任せるというわけではございませんで、特に研修またはこういった農業実践塾等の研修等については、新たに新規就農者等を研修しましても、その後、営農定着とか、実際に現場に就農していただくことが大事でございます。そういった部分では関係機関との連携、いろんなことも必要でございますし、また民間の研修のノウハウを生かすにしましても、民間独自のノウハウだけではなく、県が今まで培ってきました、そういった技術、そういったいろいろな研修のノウハウ、こういった

たものがございますので、今後指定管理者が決まれば、そういった指定管理者のほうの提案内容、こういったものをしっかり吟味しながら、さらに県のほうの考え方をこの指定管理者と一緒にやっていくような形で、さらにそういった業務の内容を充実させていきたい。

そのためには、今後、指定管理者と農大校、地域農業推進課とか関係機関が入りました、この協議会みたいな形でしっかり毎年毎年運営管理、またはその企画立案、こういったものについては毎年協議しながらやっていく。そういった形で、全てを指定管理者に今後お願いという形で任せるのではなくて、そういった今委員がおっしゃいましたようなことは蓄積がございますので、しっかり今後も継続した形で進めていきたいと思っております。

**○前屋敷委員** 公募されるということなんですけど、どういうところが応じてくるかわからないんですが、想定されるというと、どういうところになるんですか。

**○大久津地域農業推進課長** 今回の指定管理は、大きく分けて公園の管理業務と、こういった研修みたいな形でのノウハウを持ってらっしゃる、2つの二面性があると思います。今回の指定管理者は、一本で応募もできますし、そういった研修業務と公園管理業務がジョイントした形の共同提案みたいなこともできますので、いろんな考え方で提案を期待しておりますが、今現在、全国的な動きといたしまして、農業者の育成という形の専門学校化とか研修あたりをいろんなネットワークを使いながら、そういう農業だけではなくて、異業種産業のいろいろな技術とか経営ノウハウ、こういったものを農業者に研修させていく、そういったものの専門的な研修期間、こういったものが民間企業とかNP

○法人、または社団法人、こういったところがどんどん参入している動きがございます。

県内でもそういったものが一部ございまして、そういったところに蓄積されているノウハウとかそういうネットワーク、こういったものを活用させていただきながら、県が積み上げてきたものとリンクさせて、さらにその研修内容とか、そういう研修プログラム、またはそういった研修の講師とか、いろんなものも全国から呼んでいくようなネットワークで連携構築して充実させていきたいなと思っております。

それとまた、公園管理業務につきましては、農大校でも一生懸命、研修センターも頑張りまして、土日でも一生懸命やっておりますけれども、やはり県レベルでの年間を通じた、特に休日の対応というのは限界があるかと思っておりますので、そういった部分については、民間の柔軟な対応なりネットワーク、こういったものをうまく利用して、さらにここの利活用というのを活性化できないかと、そういった提案のできるような業態というのを7月から2カ月間応募いたしますので、しっかり周知をしながら、できるだけ数多く応募いただきたいなというふうに考えてるところでございます。

**○前屋敷委員** 今言われて、土日の運営だとかというのが、県でするのは限界があったり、またいろんな民間のノウハウだとか知恵だとか、そういう県民のニーズに合ったものに仕立てていくというのは、本当に県の施設としては必要なことだろうと思うんですけども、主体はやはり県ですので、そこところは握って放さずに、全てを任せるというようなことはないというお話でもありましたけれども、そこところは十分念頭に置いて運営していくということが必要だというふうに思います。

○井上委員 ちょっと関連してなんですが、言おうと思ったら、大体、前屋敷委員が聞かれたので、私として、ここについての一番のポイントのところは、農業大学校のあるところって全国見てもそんなにないんですね。農業大学校という名前をつけてるところにすごさがあって、そこが本当に基本になってる、センターになってるところがぐらぐらしたり、そこがだめだと、全体が何の意味があってここに公益化というのが崩れていく可能性というのが非常にあると思うんですね。

今回、議場でもその指摘をされた議員さんがいらっしゃったので、私も同感だと思いながら聞いてたんですが、農業大学校とは何なのかということも含めて、県が農業大学校を持っているということはどういうことなのかということは、もう一回議論していただけるといいのかなというふうに、実は一つ思ってます。だから、せっかくこの農業大学校があるので、この農業大学校をステータスのあるものに仕上げていくということは、きょう校長先生お見えなのであれなんですけど、それは物すごく大事なことなんじゃないでしょうかね。

指定管理者になってもいいとは思いますが、6,327万か、この金額が今までやってきたことの金額にプラスになるのかどうか。そこところはきちんといろいろなことを考えていく必要というのがあると思います。まずは、その農業大学校をどうするのかということ、そして、やっぱりその生徒たちをきちんと集めるということと、そこで何を教えて、何をどうしたいのかというのが、やっぱりないといけないと思うんですよ。

基本的には、農業が産業として成り立つのか、そこに自分たちが大学を卒業したときに、農業

大学校を卒業したら、どういうスキルを持ってどこに行けるのかということがきちんとしてないといけないと思うんですね。農協に入るためにそこに行くんだったら、別の方法から行ってもらってもいいかなと思ったりもするわけですが。だから、やっぱりその根本のところをきちんとしてもらいたいというのが一つですね。

それと、先日、農政、うちの委員会で、三股にあります総合農林さんに行かせていただいたんですね。島津さんが持っていた山を、だから三股町の5分の1はその総合農林さんが持ってらっしゃるというふうに言っておられました。

本家本元の東京にある本社は、どこがやってるかといったら、人材派遣会社でした。そこで総合農林の、例えば雇用していく、何年間か物すごくその人たちを鍛えていくわけですが、そのときにコンセプトは何かといったら、もともと最初から林業を知らない人でいいって言うんです。逆に知ってる人じゃだめだということを書いておられて、何を育てたいかといったら、ある意味で林業というのを企業として、経営感覚も含めてコーディネートして、その人が行ったときに、そのことを人材派遣されたときに、そこでスキルをしゃべれるような人、実践できるような人を育てるんだと。3年、3年、2年とおっしゃってましたかね、そういう感じで育てていくって。今は、スイスから人をどんどん入れて、その人たちからマイスターとしての、フォレスターとしてのスキルを学んでいくということを今実際やっておられました。

ちょうど、たまたま私が都城に行ってるときに食事をしてましたら、その総合農林の方たちが全員来られて、役職の方、社長も見えて、スイスから来られたフォレスターの方もお見えになって一緒に食事をしておられました。も

う発想が全然違ってるわけですよ。農家の子が農家を継ぐとかっていう発想にはなっていないですよ。

だから、やっぱり新たな産業として、新たな農政改革を含めてやっていくわけだから、新たな農業として、新たな産業として、どう提起をして、若い子たちもそこにどうやったら参入してそこにつないでいけるのかという、そこでどうやってもうかれるのかということをしつかりと伝えられる。そして、農業とは何かということをも県民に改めて、そのセンターとそれから科学公園がきちんとそこにあるというふうにしていかないと、指定管理者のちょっと似たような感じの人が来て、同じようなことをしてみても、私はあんまり効果というのは生まれません。

でも、あそこは場所的には物すごくいいところですよ。上を通らないで下に行くとしたらという意味ですが。ゲシュマックなんかにも食事に行こうとして、あそこ絶対いいじゃないですか。だから、ちゃんと全体を把握されてて、ここにこういうふうにして指定管理者を置くというふうにするなら、どういう指定管理者がいいのかということはもちろんと、委員会の皆さんのこの5名の皆さんを見てみると、ああ、なるほどとは思っているところもあるので、結構厳しい方たちが入っておられるので、ちょっと期待するところもあるんですが。やっぱりそういうことがしっかりと議論されてないといけないんじゃないでしょうか。

だから、2つ申し上げましたが、1つは、県立農業大学校をどうするのかということ、2つ目は、どういうことをイメージして、何をどうしたいのかといったときに、指定管理者は誰でもいいというわけではやっぱりないということ、このコンセプトが、書かれているコンセプトが

それが全うできるような、これをやれるような人たちというのがどういう人がいらっしゃるのか。専門大学校というのも、私はちょっと首をひねるところもあるんですが。だから、ちょっと考えてみていただきたいんですね。里山資本主義を書かれた藻谷さんが言うのは、そういうこととはちょっと違うんですよ。だから、本当に見ておもしろがって何かやれるような人材をどんどんつくっていくためには、どうしたらいいのかということを考えてほしいなど。

それで、攻めの農業をしていくには、攻めの農業ができる人たちがいないと、攻めの農業にはならないので、やっぱり人材の育成というの、これは物すごく大きなことだと思ってます。だから、せっかく金をかけるなら、金をかけるだけの効果が生まれて、それが対価として私たちが享受できるようにしてもらわないと、どういうあれなのかな。ただ、人に委ねればいいということにはならないと思うんですよ。せっかくの場所で、せっかくのところなので、そこをきちんとしていただきたいな。

きょうは校長先生がお見えになっているので、県立農業大学校はどうしたいというの、先生もお考えになっていらっしゃると思うので、一回聞かせていただきたいのと、課長にその答えをいただきたいと思います。

**○山内県立農業大学校長** ありがとうございます。ちょっと答えとして、農業大学校をどうするのかというか、どう考えるのか、これからの発展についてということでございます。

それと、2つ目のどういうイメージかということで、ちょっと私の考えが重複してるところがありますので、あわせて話をさせていただきたいと思います。

まず、この農業大学校が、委員も御指摘のと

おり、全国にも例のない、いわゆる農業大学校という研修教育施設と、それから県民に開かれた総合農業研修施設、それに公園という広大な敷地を有するという発想からいくと、全国でもそうないところだと思います。

もともと20年ぐらい前になりますけれども、アグリトピア構想ということで、当地域の活性化というビジョンがありまして、それに基づいて老朽化していた農業大学校を全面的にやりかえたということで、当時、公園と大学校合わせて110億もの貴重な県費を投資してできた学校でございます。

当初より、そのところがどういうイメージを持つのかというこのヒントになると思うんですけども、まさしく農業大学校という教育研修施設でありながら、さらに県民に開かれた農業の理解促進施設ということを設置して、いわゆる農業全体の担い手育成しかり、あるいは県民への農業の意識啓発しかりというところの総合研修の施設拠点ということでした。

しかしながら、運営のほうで、特に公園を中心としまして、35万人もの入り込み者が現在25万人というところで、時の変遷でも、過去に農業開発公社に委託管理をして、それで18年に農大校に直轄移ってという現状になってるところです。

ただ、今イメージということからまず申し上げますと、やはりこれ指定管理に出したら、あそここの見た目が、ここは民間の場面で、ここはいわゆる県が直轄でやる農業大学校というふうに映ったら、これはやっぱり失敗だというふうに思うんですね。農業大学校は農業大学校の立場でいくと、大学校、今から申し上げますけれども、時代に先駆けた後継者育成ということを戦略的に進めていくには、やはり学校も内輪だけの取り組みじゃなくて、外からの刺激も受け

ながらやっついていかないといけないと。その中であのゾーンを一体的に連携協議して運営できるとすれば、民間活力を生かした形で農大校のあるべき姿も刺激を受けて、よりよい方向にしていきたいと。それが指定管理も受けますけれども、学校側のパートナーとしての受けとめ方です。

それで、一番最初に戻りますけれども、農大校をどうするかということでございます。これにつきましては、昨年2月の常任委員会でも御指摘を受けまして、今回一般質問でも叱咤激励といたしますか、いただいております。それで、やはり定員65名に対しまして、本来ならば130名いないといけないところが、現在の大学生が106名という現状で、やはりああいった広大な敷地と、私ども正規の職員が36名おりますので、こういった人的資源を生かす形では非常にゆゆしき事態というふうに思っております。

やはり、そこで一番大事なのは入り口対策と、それから学校経営対策と出口対策、その三拍子がそろってあるべき農大校の姿だというふうに思いますけれども、そこでやっぱり一本貫かないといけないのは、最後に井上委員も言われたように、攻めの農業というか、本校に入ってくる学生が、少なくとも農業に志を持って、あるいは農業の指導者になりたいということで入ってくるわけですから、その子たちを2年間で短期間でやはり刺激を積極的に植えつけさせて、守る農業から攻めの農業に転換できるような発想を植えつけさせるというか、その2年間で傾注していくことが大切だと思います。

そのためには、やっぱり学校自体も直接的な学生の募集対策も必要なんですけれども、まずもって、大学校が先ほどからるる指摘がございましたように、こういった農業者教育を目指すの

かというのを鮮明に出していかないといけないと。そこが、例えば本校においてはアグリビジネス学科、園芸経営学科、畜産経営学科の3学科ございますが、それぞれの学科がどういう取り組みをやっているかということを指導職員一体となって外に向けて発信していくと、あるいは学生のプロジェクトの持ち方も学術的なものも必要ですけれども、地域課題を積極的に拾い上げて、地域と連携のとれた取り組みを進めていくというようなことを総合的にやっていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

その辺の取り組みを一つの考え方として、例えば自営者として取り組もうとすれば、ある程度の社長学も学びながら、法人経営体を目指すぐらいの気持ちがある自営者を育成していくとか、あるいは最近、入学者の半分以上が非農家という形でございまして、その子たちが農業をやっていくということになると、法人への就農というのが一番ターゲットになるわけですが、そういった形で農業法人をしっかりと担うことのできる人材の育成というのを進めていきたいと思えます。

そういった取り組みを進めてまいりますが、いかんせん、やはり学校だけの取り組みというのはなかなか限界がありますので、いわゆる外との刺激、法人経営者協会とか、あるいは、今回どういった形で来ていただけるかわかりませんが、研修センターを担っていただく、あるいは公園を担っていただく指定管理者等、それぞれ運営の関係でお互い刺激を受けた形で担い手の育成に努めていきたいと。

だから、そういう意味では、何も単純に任せるわけじゃなくて、私としては、今回の指定管理制度というのを前向きに捉まえて、よりよいパートナーになって、大学校本体そのものも充

実強化していくという、そういう視点で進めていきたいなというふうに思っています。

○大久津地域農業推進課長 今回の指定管理者制度については、今回でお願いするというふうに即決したわけではございませんで、これまで先ほど農大校長も申しましたように、平成20年度から農大校のあり方みたいなことでずっと検討してまいりました。その中では、先ほど各委員からもありましたように、県のスキル、技術普及、こういったものをしっかりやっていくべきだという判断のもとで、県の直営という形でこれまでやってきました。

そういった中で、こういった指定管理者の動きとか、先ほど申しましたように民間のスキルを使った研修、そういった参入、こういったものもある中で、こういったものをうまく利活用できないのか、相乗効果はできないのかという視点でいろいろな検討を進めまして、この平成23年度からは研修センターにあります宿泊施設、こういったものをより使っていただくような方針で、柔軟な対応に少しずつ変えましたし、また、24年度からは研修施設そのもののあり方というのを24年、25年と検討いたしまして、最終的には今回指定管理者ということでお願いしていく。

ただ、これはあくまでも、その管理運営の中でのやはり県である程度の企画部門も一緒になりながら、お互い、先ほど校長が申しましたウイン・ウインの形で相乗効果が生まれる形、そしてこの広大な充実した施設がより活用される、こういった視点で指定管理者を一応募集しまして、そういった応募があれば、そういったところにしっかりお願いしたいなということで、今から進めていきたいと思っています。

一応今回7月までにどういう形でお願いする

か、細かなそういった募集要領を選定委員会の中で今つくっていただいております。それを7月に公表し、2カ月間で周知しながら、そういった手が挙がってくれば、そういったところと色々な議論をしながら、最終的には、第三者であるこの委員会のほうで選定をしていただいて、その後、また具体的な農大校なり、私どものほうと指定管理者と、4月以降の運営に向けて具体的にその後また詰めながら、しっかりとした体制で取り組んでいきたいというふうに思っているとごさいます。

以上でございます。

**○井上委員** 丁寧な答弁をいただいて本当にありがとうございました。ぜひ、期待してないからじゃなくて、期待してるからこそあれで、林業と農業は本当に宮崎県の基幹産業ですので、ここはしっかりと私たちは根性入れて仕上げていくという。そして、やっぱりそこがうちの売りであるということも事実で。

そして、実は第4回のどんだけ健康会というのが九保大を中心に、この前日曜日に延岡であったんですが、そこに行ってみたら、私学の調理科の調理科の生徒さんが、ヘルシースイーツというのをいっぱいつくって、私はすごくたくさん買わせていただいたんですけど、どれを食べてもとてもおいしいものができ上がってました。だから、高鍋農業高校の調理科の皆さんもそうなんですね。地域に出て行って、地域の方たちに自分たちがつくったものをまた広げていこうとして一生懸命頑張ってるわけですけど。

だから、農業高校だけではなく、私学の調理科だったりする人たちなんかも、もっとスキルを上げたいということで、単に固定的なことだけを教えるのではなく、そういう意味ではもっと目の先を広げた、農業という全体を考えたと

きの広げ方、6次産業、それからいろんな意味でのうちの食の生かし方みたいなのも含めて、農業大学校を含めて、いろんなことを考えて、おもしろい農業大学校、そしておもしろい農業科学公園、そして研修センターと。だから、あそこに行くのと違うもの、ある意味でのエネルギーを感じながら帰れるというふうにしていただけたらというふうに思ってます。

部長は、議場で答弁されているので、私は部長の答弁を聞きながら、本当に攻めの農業も含めてだけでも、本当にやるぞというのは聞かせていただいたんですけど、最後、部長何かありましたら、お聞きしたいと思えます。

**○緒方農政水産部長** やっぱり農業というのはこれからの産業だと私は思ってます。特に担い手や雇用が減ってくる中で、これからの農業を担っていく人たちをどう育てていくか重要な問題で、ある意味ではそういう人たちにとってはチャンスだろうと思ってます。きょう、午前中、農大校長早目に来まして、農大校をどうすべきか、どうあるべきかという議論をしたところですよ。それぞれやっぱり夢があります。我々職員も熱い思いを持ってやりたいと思えますし、農業大学校に入ってくる子供たちも熱い思いを持って農業をやってもらいたいと、そういう子供たちを育てたいなと思ってます。やっぱり言いたいのは、20年、30年後の宮崎県の農業を支える人たちを育てるということですから、そういう思いを持って、しっかりとやっていきたいと思ってます。

**○内村委員長** 時間をちょっと延長します。4時になりましたので、時間延長します。

**○丸山委員** 関連してなんですけども、6月10日にまず第1回の審査会が行われているようですけども、委員の方々から、どのような意見が

出たのかというのが、それによって県がこういう4つのコンセプトをいろいろ出していますけど、さらにここを充実すべきとか、また逆にこういうことを重視して採点すべきだよねというような意見が多分に出てほしいなど。でない、先ほどから話してる農大校の活用とか民間とのコラボレーションをどうやっていくのかというのが、本当に大きくなっていくんじゃないかなと思ってるんです。どのような御意見が出ているのかというのを伺いできればなと思うんですが。

**○大久津地域農業推進課長** 今回は16ページにありますように、この委員会は8の(2)にあります5名の選定委員という形でお願いして第1回目をやっております。ここで基本的な考え方なり募集方針とか、こういったことの基本的なことの御説明をするとともに、先ほど各委員からおっしゃいましたような、本当にこの研修センターをどうやって県民の方たちに使っていただくのか。また、ここの宿泊施設、こういったものもございしますので、こういったものも含めて、しっかりこの広大で充実した施設を県民がしっかり使っていき、そういったことで農業のファンをまず底辺からつくっていく、そういった積み上げといった中でこういったのを民活を使うということではいいのかなという話はいただいております。

ただ、やっぱり農業者をしっかり育てていく部分での研修センターとしての機能を、果たして本当に指定管理者がしっかり引き受けられるのか、そういったところが入るのかどうかということをいろいろかなり議論させていただきました。そういった部分については、これまでやってきました研修センターの蓄積、実績については全て継承していただき、さらに充実強化する

ようなところの部分での御提案をいただくようなところで、そういった分での審査項目にもありますように、新たな提案、こういったものをいただきながら、しっかり構築したいと。

特に今、本来ならば、この研修センターの青写真を示すべきじゃないかというような御意見もございましたけれども、余りにも最初から県ががちがちに、こういった絵面というよりも、新たな本当に私たちが想像しない考え方での提案というのも期待したいということで、今回は出してないという御説明をさせていただきました。

ただ、それで何でもかんでもではなくて、その提案、公募でできました内容についてをしっかりと精査して、県なり農業大学校としっかりと連携した形で、今後の研修センターが充実すること、特にその農大校の学校カリキュラムとか、例えば今農業実践塾はこの研修センターに任せますけれども、一方では、やっぱりリカレント研修ということで、今農業者として自立されている農業者の研修の場というのがなかなか機会がない。それとか、JAさんですとか市町村の営農指導員の研修の場、こういったものとあわせて民間が技術革新されますそういった技術、そういったものを知る場というのが、ばらばらにやってるといえるか、やっぱりそういったのをこの総合拠点みたいな形でここをうまく使うような形で進められればいいんじゃないかということで、そういったことについてはまだまだ今回御意見もいただきまして、そういったところもしっかり整理しながら、7月からの公募の中でいっぱい手がけていただくような周知をして、最終的にはこの第二次の審査会で全てにプレゼンテーションをしていただいて、それを5人で吟味していただくという形になってますので、

そこに期待を持って参加したいというような御意見をいただきましたので、そういった方向でこの二、三カ月間しっかり周知徹底しながら、できるだけこういった多様な提案ができるようなことを期待しながら、進めていきたいというふうに思っております。

**○丸山委員** 今課長のほうが話をされた形で、うまく進むようにお願いしたいと思います。

ところでなんですが、実際、今、ここは県の職員が直営でやられてると思うんですが、どれくらいの人員が配分されてるのか、それが全く全体がわからないもんですから、その辺を少し教えていただくとありがたいかなと思ってるんですけども。

**○山内県立農業大学校長** 今回指定管理に移行する部分で申し上げますと、まず、組織的には農業大学校の中の農業総合研修センターというところでございまして、所長以下職員が\*4名おります。それから、あと、農業公園のいわゆる維持管理等を行っている非常勤職員が7名、そして農業実践塾の運営といいますか、技術指導等を行っている非常勤職員が4名の、非常勤職員が11名おります。そのほか、労務的には日々雇用といいますか、ということで臨時的に3名の方、さらには公園の維持管理というか、川南町のシルバー人材センターのほうに委託しまして、日常の植栽管理の軽作業等を行っていたところなんです。以上です。

**○丸山委員** 全体的なことはよく……。この方々がこれまで県の職員が4名と、附随する方が全部で恐らく20名前後いろいろいる、マックスでいうとそうなのかなと思ってるんですけども、そこが今までの農大校とのコラボレーションをやるんですけども、なかなか民間の活力を含めてしたほうが今後はいいいということで、指定管理

に出されてるということだろうというふうにしておりますので、ぜひ目的がしっかりと、ただ単に民間に流せばいいのではなくて、何が目的なのかというのをぶれないように、しっかりとやっていただければなと思っております。

あと、多分平成6年というふうに聞きましたので、かなり中もメモリアルセンターはきれいになったというイメージがあるんですが、かなり古いのか、どういうふうに思えばいいのか、大規模修繕が必要なのかというのが、ちょっと全然内容がわからないもんですから、教えていただければなと思っておりますけども。

**○大久津地域農業推進課長** 委員が御指摘のとおり、もう施設が20年ほどたっておりますので、部分的に修繕等が必要な部分が機械とか施設でもございます。それについては、来年度の指定管理者の導入に向けてある程度整備することで、本年度の事業予算の中に計上させていただきまして、そういった部分については、改修整備ということをご予定しているところでございます。

**○山内県立農業大学校長** 済みません、数字の訂正を申しわけございません。職員数は、所長以下、所長合わせまして5名です。

それから、施設整備改修関連につきましては、研修センターと公園のほうを合わせまして、空調施設とかそういったところを中心に、約1億1,000万ほどの整備を今年度行う予定で予算を承認いただいております。

**○丸山委員** もし、指定管理に応募する前に、ちゃんとそういうのも開示をしていただけるんだろうと思ってるんですけども、それはちゃんとやられるということでよろしいですか。そういう1億4,000万ぐらいの改修費があります。そ

※右段に発言訂正あり

これは県のほうがやるということだと思んですけども、提案によっては要らないとか要るとかというのが出てくるんじゃないかと思うんで、その辺も加味できるような予算というふうに認識してよろしいんでしょうか。

**○大久津地域農業推進課長** 今計上しております予算については、最低限、来年運営するには必要ということで、今までなかなか我慢してまいりましたけれども、指定管理に移行すると、最低限は必要な部分ということで計上しておりますので、これについては全て執行していきたいと思っております。

ただ、一方では、うまい館ってありますけど、あそこの上はレストランとかございましたけども、この辺については整備するかどうかというのは、やっぱり指定管理者がそういう意向があるかどうかということで、その辺の整備等は今のところ考えておりません。ただ、雨漏りとか若干するというので、そういったところの部分はしますが、そういったレストランを活用するかどうかというのは、指定管理者の意向がないと無駄になりますので、そういったものについては私ども、今現在のところは計上してないところでございます。

**○緒嶋委員** 指定管理者の年額の6,327万というのは、今実際どれぐらいですかね。人件費というか、経費は今全体的にはこれぐらいかかっておるとい根拠でこの金額が出たんですか。

**○大久津地域農業推進課長** これは過去3年間の積み上げの中で必要な経費ということで整理したものでございます。その平均という形でございます。ただ、6,300万に下のほうに書いてありますように、収入がございまして。実践塾とかいう形で農産物を生産いたしますし、研修センターの施設利用料、こういったものが収入は

ございまして、そういったものも3年間の実績を踏まえて約1,400万ぐらい、これについても指定管理者の収入ということで、その分が指定管理者が受ければ、これで賄っていただくと。それ以上にふえた部分については、県と折半という形にしております。

**○緒嶋委員** であれば、指定管理者は、今までの考え方からいけば、6,300万プラスの1,400万は収入になるということですね。それであれば、県としては費用対効果を考えにやいかんわけですが、言われたとおりいろいろなことを考えれば、ここは充実せにやいかんわけですけども、やはりこれを民間の力を活用したほうが今以上にメリットが出るという認識に立ったということですね。県でやれば、もう今のが限界だと、これ以上発展的にやるためには、民間の活力を利用したほうがいいということですね。

**○大久津地域農業推進課長** 歴代の農業大学校長さんとか研修センター所長さんとか一生懸命頑張っていたいただいて、ここまでやってきていただいたと思います。それなりの成果なり、そういった効果も出てるとは思いますが、やはり先ほど言いましたように、土日の対応とか夜間とか、また平日でもいろんな研修スキルを要望される方たちがどんどん出てますので、そういったものについては職員だけでは十分対応し切れないということで、その分については民間を活用できればなど。

ただ、そういう提案をしていただけるのかどうか。そういった事業体がおられるかどうかというのは、今から公募周知しながら、その中で検討を進めたいと思っております。

**○内村委員長** よろしいですか。では、その他で何かありませんか。

**○丸山委員** 浜ノ瀬ダムのことについては、少

し説明も受けたんで非常にショックを受けてるんですけども。一番心配してますのは、これでもかなり工期が延長されてしまって、水が本当に来るのかなというのが心配なものですから、できるだけ国と連携しながら、早目に措置をしていただきたいのが一つと。

もう一つ、対策を打てば、やっぱり負担が出てきて、県費の裏負担もふえるんじゃないかというふうに懸念もするものですから、その辺を今後できるだけ早く詰めていただいて、できるだけ県の負担がないように、できれば一応裏負担がない、災害復旧とかで難しいのかしれませんが、そういう手段とか、いろんな手段も考えていただいてやっていただきたいかなというふうに思っています。

それと、あと、ここでちょっとお願いもなんですけども、土地改良区のほうが水力発電をやって収入を得る計画にしてたものですから、できるだけ早く水力発電のほうが100%でなくても、70%、60%でも構いませんので、その辺の収入がないと、多分土地改良区が人もとったりとかいろいろしてる関係もありますので、何らかの対策を水力発電だけでも先にできないのかなというのをぜひお願いしてほしいと思っています。その辺のことが、要望がどの辺まで国とどう協議をやっているのかというのがわかれば、教えていただければありがたいかなというふうに思っております。

**○甲斐畑かん営農推進室長** この地すべりの兆候がある場所につきましては、国が今後ボーリング調査等を行いまして、対策等を検討していくということになってございまして、どれほどの費用とか、どれほどの対策とか、そういったものが今後調査次第で明らかになっていくものと考えております。そういった中で、国と連携

を密に図りながら情報収集に努めていきますとともに、先ほどお話のありましたその負担の話でありますとか、改良区の水力発電の問題につきましては、今後しっかり国、市町関係、土地改良区と十分協議してまいりたいと考えているところでございます。

**○丸山委員** ぜひ一日も早い方向性をしっかり出していただくことと、今後、やはり一番心配いたしますのは、ほかのところは大丈夫なのか、ほかのところですね。ここだけではなく、ほかのともというのがあるかもしれませんので、それを含めてやっていただきたいのと。やはり命の水が濁ってしまうと意味がありませんので、しっかりと対策が打てるようなことを、100%大丈夫ですよというのを国と十二分に協議していただいて、早目に明らかに方向性を出していただくことをお願いしたいと思っています。

**○緒嶋委員** 環境森林部にも言ったんですけど、指名競争入札、これはもう一般競争入札といろいろな意味で、そう比較しても問題はないと、大体皆さん方が期待したような結果が出たということであれば、これを何年も試行試行で行くのかということではありますが、そのあたりを、それこそ県土整備部3部で連携しながら、やはり2年では私は結論を出すべきだと思うんですね。試行3年もやるのか。それは実際試行じゃなくて、それを実施するという事になっても、不都合があれば、またその時点でいろいろと修正すればいいわけであって、基本的には2年間で結論を出すという形が私はいんじゃないかなというふうに思いますので、そのあたりも含めて、いろいろ環境森林部が最初の説明だったので、皆さんも同じことを聞かれてもどうしようもないけど、皆さんはわかっておられるわけだから、ぜひそういう形の中で結論を出すべき

じゃないかなという気がするんですが、課長はどうですか、そこあたり。

**○原農村計画課長** 先ほどの説明の中で方針というようなことを出しております。今年度は改善を加えると。今の委員のほうからも御指摘がありましたけど、その場その場で改善を加えればと。今回の改善については、よりよい指名を行うための改善ということで、この試行結果をきちんと総括いたしまして、公共3部、今後委員の試行の件につきましても検討してまいりたいと考えております。

**○緒嶋委員** お願いします。

**○内村委員長** ほか、ありませんか。

**○丸山委員** PEDのことについて、せっかくだのでお伺いしたいんです。やはり議場でもいろいろ問題になりましたのが、情報開示のことについて、国のほうでもいろいろ検討されるということを知っているんですけども、確かに個人情報保護法があって、なかなかできないということなんですけども、私も以前ちょっと提案をさせてもらったのが、発生する、してからは情報開示するの難しいと思うんですが、ちゃんと各農家に、もし口蹄疫とか伝染病が発生した場合には、名前は伏せても、ある程度の住所までは開示していいですよという、いろいろ個人情報の条例を見たときに、本人が内諾を受ければ、発表してもいいですよというのがあったと思うんですね。それを今回を機に、各農家に対してどこまで情報開示をしてもいいでしょうかというような確認を、県がみずからもう乗り出してもいい時期に入ってるのかな。宮崎県は口蹄疫もあって、口蹄疫のときに一番最初、あんまり情報開示しなくて、それで少しずつ開示するようになったんですね。それを踏まえて、もうちょっと情報開示のことについての県とし

てのスタンスを明確にしてほしいなと思ってるんですが、そのことについて何か考えがあれば意見をいただければと思います。

**○久保田家畜防疫対策課長** 御指摘のとおり、伝染病の蔓延を防止するという中で、発生場所の特定というのは非常に大きな情報といえますか、重要なことだと思います。それで、今もう御存じのとおり、個人情報という兼ね合いや、発生農家さんの確かに風評被害であるとか精神的負担とかいう部分も総合的に考えなくちゃいけないところでもあります。確かに、口蹄疫につきましては、農家さんのいろんな議論の中で、名前は公表しないけど、番地は公表しますとかいうところまで進んできたわけでございます。

一方、届出伝染病のPEDにつきましては、移動制限はないんですけど、農家さんの法的な補償もないという状況でございますので、どれだけ農家さんに負担を当然かける部分もございますので、そこはきちんと今後国も法的な部分まで含めて議論するという、9月をめどに結論出すと言っておりますので、そこも踏まえながら、県としてもきちっと検討していかなくちゃいけないとは思ってるところです。

**○丸山委員** ほかにもいろんな病気がありますので、それに関しての対策として、先ほど言いましたとおり、ちゃんと畜産農家と、もし何かあったときにはここまでは開示しますよという、こういう契約といいますか結んでおけば、それでかなり対応が早くなるんじゃないかと。どこを消毒ポイントを全部つくればいいのか、どこをどうすればいいというのは瞬時にわかると思いますので、その辺は行政内部だけで持っても意味がないというふうなことで、今回も何がこんなに広まった原因の一つはなかなか言いづらいのかしれませんが、私は屠殺場を含

めて、そういうものが集まったところに介して、持って帰って、ぽんぽんって飛んだのではないのかなと思っておりますので、そういうのがわかれば、ちゃんとこれ以上広まらなかったのではないのかなという思いがありますので、そういう情報開示について、それを情報開示することによって財産が守れるんですよということも、議論をしっかりとやっていただくことを国とも含めて、宮崎県の条例の解釈でもできるということもいろいろ勉強させていただいておりますので、それはしっかり取り組んでいただければというふうに思っております。

○緒嶋委員 児湯地区なんかはウイルスフリーの地域をつくるということじゃったわけじゃな。これはウイルスが入ってきたということは、ウイルスフリーの地域はもう難しいということになるわけですか。

○久保田家畜防疫対策課長 児湯地域につきましては、豚につきましては、AD（オーエスキー病）とPRRSという2つの病気のフリーを目指しております。だから、今度のPEDにつきましては、その当時は当然まだ想定されてなかったんだと思いますけど、その2つのフリー、オーエスキー病とPRRSという豚の病気につきましては、やはり生産性にかかわる病気ですから、それはそれで進めていくことだと思っております。

○緒嶋委員 そのウイルスという言葉からいえば、片一方のウイルスはだめでしたとかいうことは、理屈は成り立たんじゃろ、そういうことは。そういうなら、病名だけ上げればよかった。ウイルスというのは、ウイルスはいろいろ何百種類、何千種類あるかもしれません。そういう言葉を使いながら、そういう言い方は私はおかしいと思う。それはウイルスフリーという言葉

の範疇からすればですよ。このウイルスは別ですよという、これはPEDが出てきたから、そういうことを言うだけであって、そのとき出てきちゃったら、言わなかったんかな。

○久保田家畜防疫対策課長 うちのほうの事業でありますとか、この中では川南、西都児湯地区については特定疾病フリーという言葉を使っております。

○緒嶋委員 それじゃから、そういう逃げではいかんって。本当はそういうことだったけど、これはもうやむを得んとか、新しく出て、対策は立てますが、狙いはウイルスフリーの地区に努力しますという思いがないと、このウイルスは別でしたなんのいうのは言いわけじゃないか。それは児湯郡の人から聞けば、私は豚は全然ない、知識がないけど、聞けばちょっと、それで納得するかな。

○久保田家畜防疫対策課長 2つの病気を西都児湯はフリーにしようということで、口蹄疫以降頑張って、今もその2つのウイルスについては清浄な地域を守ってます。ただ、その2つを守るということは、全体の防疫レベルが上がってます。確かに高いと思います。西都児湯地区はですね。だから、PEDに何件か発生はしておりますけど、全体のレベルアップには確実につながってるというふうに解釈してます。

○緒嶋委員 それだから、私は努力されたのは認めるけど、言葉として、やはりそういう特定のものだけは何とかしますとかというふうに変えていかなきゃ、今度は新しい病気何が入ってくるかわからん。全てがウイルス性の病気というのはまだあると思うんですね。だからそこ辺は誤解がないようにしなければ、対策として本当の対策かということにもなるから。大きなことを言いながら、実際はその2つの病気のウイ

ルスという、我々から見れば、全てのウイルスがそういうフリーになるのかな、ない地域をつくるのかなと思っておった。ところが、こういうのが入ってくると、そこまでは考えておりませんでしたというような感じでは、何かごまかされたような気になるわけじゃから、そのあたりはびしゃっとしなきゃいかんということを言っております。

それと、もう一つは、今これは説明はなかったんだけど、ニホンウナギ、このことが内水面の将来のあり方とかを含めて、今も国際自然保護連盟では、レッドリストの2番目になったということになるわけですね。そうすると、今後、そのことでワシントン条約がここ2年以内にまたそういう検討がなされれば、このニホンウナギの輸入とかいうのが相当規制されるんじゃないかなという、養鰻業そのものが成り立たなくおそれも、おそれじゃから、成り立たなくなるとは言えないけど、相当危惧するわけですね。そうなった場合、この宮崎県の養鰻業というのはどうなるのかなという心配もあるんですけど、このあたりをどう今の段階で将来を見越しておられるのかなということをちょっと伺いたいと思います。

**○田原漁業・資源管理室長** 漁業・資源管理室でございます。

今委員がおっしゃいましたように、先日、国際自然保護連盟のほうから、レッドリストに掲載をされました。このIUCN、このレッドリストへの掲載が即、法的拘束力につながるということではないんですね。捕獲とか輸出入が直ちに禁止されることはないというふうに考えてございます。ただ、野生動物の国際取引を規制する国際商取引の条約、ワシントン条約、これで規制対象を決める際の有力な科学的根拠とな

るということがございますので、今後、輸出入などの規制につながる可能性があるということは、委員が御指摘のとおりでございます。

近年、日本におけるシラスウナギの池入れ用のうち、約4割から6割を輸入に依存してございまして、これが輸入の制限につながれば、本県の養鰻業に大きな影響を与えるだけではなくて、食文化の上で重要な食材であることから、影響はさらに広範囲にわたるといふふうに考えてございます。

若干話が長くなるんですけども、2010年、大西洋クロマグロでワシントン条約に提案をされました。モナコが提案したんですけども。このときは、日本はI C C A Tといひまして、大西洋まぐろ類保存国際委員会というところで適正に管理をしてるんだということで、理屈上はそういうことで、そのときは却下をされてございます。

現在、宮崎県は全国で初めて内水面漁場管理委員会指示による親ウナギの採捕制限に取り組むとか、あるいは特採漁期の延長をしないとか、それとか特採者の数そのものを抑制するとか、そういったような全国有数の養鰻県、それとシラスウナギ採捕県として、適切な資源管理に取り組んできてございます。

それと、調査という面で、要はそのウナギの資源調査、それで国の行うウナギの生息状況の緊急調査等に協力してきてございます。

本県としては、現在、国において中国、台湾など関係国と協議が進められている国際的な資源管理体制、この枠組みづくり、これを含めて適切な資源化に対しての構築と管理の実行、こういったものに協力していく等、引き続きその責任ある役割を果たしていくということで考えてございます。

○緒嶋委員 これは宮崎県よりも鹿児島とか静岡、宮崎あたりが主要なウナギの産地ですけど、やはりワシントン条約の議論というのが一番懸念される。今言われたように、国内のそういう養鰻業が盛んな地域との連携を図りながら、適正な、日本は、絶滅危惧種になってはいかないということで、それなりの自主的な対策を立てておるというのを、今から2年後ぐらいにワシントン条約のそういういろいろな協議が開かれるということも聞いておりますので、それまでの対策がどう目に見えた形でなされるかというのが、重要なポイントになるんじゃないかなという気がするので、そのあたりを含めて、これは農政水産部の水産担当の次長、そのあたりを十分やるべきだと思うんですけど、専門家としてどうですか。

○山田農政水産部次長（水産担当） 今、室長が答弁いたしましたとおり、レッドリストに載ったからといって、すぐに規制がかかるわけではありません。ただ、ここ数年、シラスウナギがとれてないということで、国のほうもいろいろ対策をとっておまして、やはりこのニホンウナギについてもちゃんと資源状況もわかってるし、管理されてるよということを、やはり世界に対してアピールしないといけないということで、先ほど言いましたとおり、国際的な資源管理の枠組みをつくらうということで、今、日本、中国、韓国で取り組んでおります。

それについて、本県でもいろいろな調査に参画しておりますので、その国の施策を支援する形で、関係県と一緒にしながらその組織をつくって、再来年、ワシントン条約の協議をされますので、そのときにはきちんとアピールできるように協力していきたいというふうに考えております。

○緒嶋委員 ぜひ日本が、ウナギの7割以上は日本で消費されてると、食文化として、そういうことでありますので、やっぱこれがなくなるということは大変なことですので、そういう努力をやっていただきたいということを強く要望しておきます。

○内村委員長 ほか、ありませんか。

○丸山委員 口蹄疫応援ファンドのことについてなんですけども、そろそろ終了といいますか、ことしか来年、ことしかな、早ければ、来年までですかね、なると思うんですが、切れた後のことがどうなるのかな。今活用してるいろいろな事業があると思うんです。これは農政だけじゃなくて、商工含めてファンドは扱ってると思いますので、その辺の議論はもうやってらっしゃるかというのをちょっとお伺いしたいかなと思っております。

○中田畜産新生推進局長 ファンドは一応5年間の事業ということで、27年度までで一応終了ということになります。今の委員がおっしゃったものというのは、我々としても非常に大きな問題として考えておまして、そういうふうに農政水産部だけじゃなくて、商工あたりもかなりこのファンドの事業を活用して事業をやっておりますので、28年度以降どうするかということにつきましては、一応今年度、財政当局も含めて検討していかないといけないんだろうなというふうに考えております。

○丸山委員 国からの本来は、我々がイメージしたときに、取り崩しの基金というイメージがあったんですが、どうしてもあれはファンドというふうに変わってしまって、全体で30億出すというふうに記憶してるんです。その分をうまく活用して行って、それで財源がなくなるというのに早目早目に対応していかないと、財政課

のほうも苦しいから、もうないですよというふうになってしまいそうな気がするんですが、実際もうこれまで使っている商工も含めてなんですけども、あれが当てにしているというのがある。そんな、特に行政はそういうふうに期限がわかってる、民間サイドで使ってる方はずっと続くんだらうと、何かあるよねというふうに思いがありますので、その辺の口蹄疫応援ファンドのことは、今後のあり方もしっかりと、もう期限が27で決まって、国にファンドのお金は返さなくちゃいけないというふうになっているというふうに認識しておりますので、財政課と含めて、どう今後詰めていくのかというのは、早目早目にやっていただくことをお願いしたいと思っております。

○内村委員長 ほか、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 では、ないようですので、以上をもって農政水産部を終了いたします。執行部の皆様、長時間お疲れさまでした。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午後4時21分休憩

---

午後4時24分再開

○内村委員長 では、委員会を再開いたします。

まず、採決についてであります。委員会日程の最終日に行くことになっておりますので、あす採決ということとし、再開時刻を1時30分としたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 では、そのように決定いたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 それでは、以上をもちまして本日の委員会を終わります。

お疲れさまでした。

午後4時24散会

平成26年6月19日(木曜日)

---

午後1時29分再開

---

出席委員(8人)

委員	長	内村仁子
副委員	長	清山知憲
委員		緒嶋雅晃
委員		蓬原正三
委員		丸山裕次郎
委員		井上紀代子
委員		重松幸次郎
委員		前屋敷恵美

欠席委員(なし)

委員外委員(なし)

---

事務局職員出席者

議事課	主査	松本英治
議事課	主査	大山孝治

---

○内村委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。

議案につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 よろしいですか。それでは、一括して採決いたします。

議案第1号、第7号、第8号、第10号及び報告第1号について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外4件については、原案のとおり可決または承認すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子(案)についてであります。

委員長報告の項目として、特に御要望はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時30分休憩

---

午後1時37分再開

○内村委員長 では、委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、ただいまいただきました御意見を参考にしながら、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 ありがとうございます。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、引き続き、閉会中の継続審査としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

暫時休憩いたします。

午後1時38分休憩

---

午後1時43分再開

○内村委員長 では、委員会を再開いたします。

7月23日の閉会中の委員会につきましては、先ほどの協議の内容で委員会を開催することで、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、県外調査につきましては、8月6日か

平成26年6月19日(木)

ら8日金曜日にかけて、農業関係特区等について実施するという事として、詳細については正副委員長に御一任いただくことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 ありがとうございます。それでは、そのように決定いたします。

なお、具体的な行程等につきましては、後日、御連絡いたしますので、よろしく願いいたします。

何か、その他ありませんか。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 それでは、何もないようですので、以上で委員会を終了いたします。

午後1時44分閉会